

平成27年第1回

宿毛市議会定例会議録

平成27年3月3日開会
平成27年3月23日閉会

平成27年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成27年3月3日 火曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時10分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議会基本条例調査特別委員会最終報告	14
委員長報告	
議会基本条例調査特別委員長	14
質疑・討論・表決	15
○日程第4 議案第1号から議案第49号まで	15
(提案理由の説明)	
市 長	15
散 会 (午前11時45分)	
陳情文書表	20

第 2 日 (平成27年3月4日 水曜日) 休会

第 3 日 (平成27年3月5日 木曜日) 休会

第 4 日 (平成27年3月6日 金曜日) 休会

第 5 日 (平成27年3月7日 土曜日) 休会

第 6 日 (平成27年3月8日 日曜日) 休会

第 7 日 (平成27年3月9日 月曜日)

議事日程	2 1
本日の会議に付した事件	2 1
出席議員	2 1
欠席議員	2 1
事務局職員出席者	2 1
出席要求による出席者	2 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	2 3
1 松浦英夫議員	2 3
市 長	2 3
松浦英夫議員	2 4
市 長	2 4
松浦英夫議員	2 5
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 6
市 長	2 6
松浦英夫議員	2 7
市 長	2 7
松浦英夫議員	2 7
市 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
市 長	2 9
松浦英夫議員	2 9
市 長	2 9
松浦英夫議員	3 0
市 長	3 0
松浦英夫議員	3 1
市 長	3 1
松浦英夫議員	3 1
2 高倉真弓議員	3 1
市 長	3 2
高倉真弓議員	3 2
教 育 長	3 3
高倉真弓議員	3 3
教 育 長	3 4
高倉真弓議員	3 4
教 育 長	3 4

高倉真弓議員	3 5
教育長	3 5
高倉真弓議員	3 6
教育長	3 6
高倉真弓議員	3 6
教育長	3 7
高倉真弓議員	3 7
市長	3 8
高倉真弓議員	3 8
市長	3 9
高倉真弓議員	3 9
3 岡崎利久議員	3 9
市長	4 0
岡崎利久議員	4 0
市長	4 0
岡崎利久議員	4 0
市長	4 0
岡崎利久議員	4 1
市長	4 1
岡崎利久議員	4 1
市長	4 2
岡崎利久議員	4 2
市長	4 2
岡崎利久議員	4 2
市長	4 3
岡崎利久議員	4 3
市長	4 3
企画課長	4 3
岡崎利久議員	4 4
市長	4 4
岡崎利久議員	4 4
市長	4 4
岡崎利久議員	4 4
市長	4 4
岡崎利久議員	4 4
市長	4 5
岡崎利久議員	4 5

市長	45
岡崎利久議員	45
市長	46
岡崎利久議員	46
市長	47
岡崎利久議員	47
市長	47
岡崎利久議員	47
市長	47
岡崎利久議員	48
市長	48
岡崎利久議員	48
市長	48
岡崎利久議員	48
市長	48
4 野々下昌文議員	48
市長	49
野々下昌文議員	50
市長	50
野々下昌文議員	50
市長	50
野々下昌文議員	51
市長	52
野々下昌文議員	52
市長	54
野々下昌文議員	54
市長	54
野々下昌文議員	54
市長	55
野々下昌文議員	55
市長	55
野々下昌文議員	55
市長	56
野々下昌文議員	56
市長	56
生涯学習課長兼文教センター所長	56
野々下昌文議員	57
市長	57

野々下昌文議員	57
市長	57
野々下昌文議員	58
延会（午後2時46分）	

第8日（平成27年3月10日 火曜日）	
議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
事務局職員出席者	59
出席要求による出席者	59
開議（午前10時05分）	
○日程第1 一般質問	61
1 山上庄一議員	61
市長	61
山上庄一議員	61
市長	62
山上庄一議員	63
市長	63
山上庄一議員	64
市長	65
山上庄一議員	65
市長	66
山上庄一議員	66
市長	66
山上庄一議員	66
市長	67
山上庄一議員	67
市長	67
山上庄一議員	68
市長	68
山上庄一議員	68
2 濱田陸紀議員	69
市長	70
濱田陸紀議員	71
市長	71

濱田陸紀議員	7 1
市長	7 1
濱田陸紀議員	7 1
市長	7 1
濱田陸紀議員	7 2
市長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市長	7 2
濱田陸紀議員	7 3
市長	7 3
濱田陸紀議員	7 3
3 寺田公一議員	7 3
市長	7 3
寺田公一議員	7 4
市長	7 4
寺田公一議員	7 4
市長	7 4
寺田公一議員	7 4
市長	7 5
寺田公一議員	7 5
市長	7 5
寺田公一議員	7 5
市長	7 6
寺田公一議員	7 6
市長	7 6
寺田公一議員	7 6
市長	7 6
寺田公一議員	7 7
市長	7 7
寺田公一議員	7 7
市長	7 7
寺田公一議員	7 7
市長	7 7
寺田公一議員	7 8
市長	7 8
寺田公一議員	7 8
市長	7 8

生涯学習課長	7 8
寺田公一議員	7 9
市　　長	7 9
寺田公一議員	7 9
市　　長	7 9
寺田公一議員	8 0
市　　長	8 0
寺田公一議員	8 0
市　　長	8 0
寺田公一議員	8 1
市　　長	8 1
寺田公一議員	8 1
市　　長	8 1
寺田公一議員	8 1
市　　長	8 2
寺田公一議員	8 2
市　　長	8 2
寺田公一議員	8 2
市　　長	8 2
寺田公一議員	8 3
市　　長	8 3
寺田公一議員	8 3
教　　育　　長	8 3
寺田公一議員	8 4
教　　育　　長	8 4
寺田公一議員	8 4
市　　長	8 4
寺田公一議員	8 4
市　　長	8 5
寺田公一議員	8 6
市　　長	8 6
寺田公一議員	8 6
4 浅木 敏議員	8 6
市　　長	8 6
浅木 敏議員	8 7
市　　長	8 7
浅木 敏議員	8 8

市長	88
浅木敏議員	88
市長	88
浅木敏議員	88
市長	89
浅木敏議員	90
市長	90
浅木敏議員	90
市長	90
浅木敏議員	91
市長	91
浅木敏議員	91
市長	91
浅木敏議員	92
市長	92
浅木敏議員	92
市長	92
浅木敏議員	92
市長	93
浅木敏議員	93
市長	93
浅木敏議員	93
市長	94
浅木敏議員	94
市長	95
浅木敏議員	96
市長	96
浅木敏議員	97
市長	97
浅木敏議員	97
市長	98
浅木敏議員	98
市長	98
浅木敏議員	98
市長	99
浅木敏議員	99
市長	100

浅木 敏議員	100
市 長	100
浅木 敏議員	100
市 長	101
浅木 敏議員	101
市 長	101
浅木 敏議員	101
市 長	102
浅木 敏議員	102
市 長	102
浅木 敏議員	102
市 長	103
浅木 敏議員	103
市 長	103
浅木 敏議員	104
市 長	104
浅木 敏議員	104
○日程第2 議案第50号	104
(提案理由の説明)	
市 長	104
散 会 (午後 3時35分)	

第 9日 (平成27年3月11日 水曜日)	
議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
事務局職員出席者	107
出席要求による出席者	107
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第50号まで	109
質疑	109
1 松浦英夫議員	109
都市建設課長	110
企画課長	111
福祉事務所長	111
保健介護課長	112

商工観光課長	1 1 3
土木課長	1 1 4
松浦英夫議員	1 1 4
都市建設課長	1 1 5
福祉事務所長	1 1 5
商工観光課長	1 1 5
松浦英夫議員	1 1 6
2 山戸 寛議員	1 1 6
総務課長	1 1 7
福祉事務所長	1 1 8
産業振興課長	1 1 9
教育次長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	1 1 9
山戸 寛議員	1 2 0
総務課長	1 2 1
産業振興課長	1 2 1
教育次長兼学校教育課長兼学校給食センター所長	1 2 2
山戸 寛議員	1 2 2
3 寺田公一議員	1 2 2
企画課長	1 2 2
都市建設課長	1 2 3
総務課長	1 2 3
産業振興課長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 4
企画課長	1 2 5
都市建設課長	1 2 5
総務課長	1 2 5
産業振興課長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 6
委員会付託省略（議案第1号）	1 2 6
委員会付託（議案第2号から議案第50号まで）	1 2 6
散　　会（午前11時47分）	
議案付託表	1 2 7

第10日（平成27年3月12日　木曜日）　　休会

第11日（平成27年3月13日　金曜日）　　休会

第12日（平成27年3月14日 土曜日）	休会

第13日（平成27年3月15日 日曜日）	休会

第14日（平成27年3月16日 月曜日）	休会

第15日（平成27年3月17日 火曜日）	休会

第16日（平成27年3月18日 水曜日）	休会

第17日（平成27年3月19日 木曜日）	休会

第18日（平成27年3月20日 金曜日）	休会

第19日（平成27年3月21日 土曜日）	休会

第20日（平成27年3月22日 日曜日）	休会

第21日（平成27年3月23日 月曜日）	
議事日程	129
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
事務局職員出席者	130
出席要求による出席者	130
開議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第50号まで	131
（議案第1号）	
討論・表決	131
（議案第2号から議案第50号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	131
総務文教常任委員長	134
産業厚生常任委員長	135
質疑	136
（議案第2号から議案第14号まで、議案第16号から議案第23号まで 及び議案第25号から議案第30号まで、議案第32号から議案第36号）	

まで、並びに議案第38号から議案第43号まで、議案第45号から議案
第50号まで)

討論・表決 136

(議案第15号)

討論

浅木 敏議員（反対） 136

表決 137

(議案第24号)

討論・表決 138

(議案第31号)

討論

浅木 敏議員（反対） 138

表決 139

(議案第37号)

討論

浅木 敏議員（反対） 139

表決 140

(議案第44号)

討論・表決 140

○日程第2 議案第51号から議案第53号まで 140

提案理由の説明

中平富宏議員 140

質疑 142

委員会付託省略 142

討論・表決 142

○日程第3 陳情第26号外2件 142

(陳情第26号外2件)

委員長報告

総務文教常任委員長 142

産業厚生常任委員長 143

質疑 144

(陳情第26号及び陳情第27号)

討論・表決 144

(陳情第28号)

討論

浅木 敏議員（反対） 144

表決 145

○日程第4 委員会調査について.....	145
継続調査.....	145
○日程第5 意見書案第1号.....	145
提案理由の説明	
寺田公一議員.....	145
質疑.....	145
委員会付託省略.....	146
討論・表決.....	146
(閉会挨拶)	
市長.....	146
閉会(午前11時34分)	
委員会審査報告書.....	149
陳情審査報告書.....	153
閉会中の継続調査申出書.....	155
意見書案第1号.....	158

――――――――――――――――――――

付 錄

一般質問通告表.....	付-1
議決結果一覧表.....	付-3
議案.....	付-3
陳情.....	付-6

平成27年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成27年3月3日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 行政方針の表明

第3 議会基本条例調査特別委員会最終報告

第4 議案第1号から議案第49号まで

議案第 1号 教育長の任命につき同意を求めるについて

議案第 2号 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第11号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第14号 平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第15号 平成27年度宿毛市一般会計予算について

議案第16号 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成27年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

- 議案第25号 平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第27号 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について
- 議案第28号 平成27年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第29号 宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第30号 宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について
- 議案第31号 宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- 議案第32号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第33号 宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 議案第44号 指定管理者の指定について
- 議案第45号 市道路線の認定について
- 議案第46号 市道路線の認定について
- 議案第47号 市道路線の認定について
- 議案第48号 市道路線の認定について
- 議案第49号 市道路線の認定について

-----・・-----・・-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議会基本条例調査特別委員会最終報告

日程第4 議案第1号から議案第49号まで

3 出席議員（13名）

1番 高倉 真弓君

2番 山上 庄一君

3番 山戸 寛君

5番 岡崎 利久君

6番 野々下 昌文君

7番 松浦 英夫君

8番 浅木 敏君

9番 中平 富宏君

10番 浦尻 和伸君

11番 寺田 公一君

12番 宮本 有二君

13番 濱田 陸紀君

14番 西郷 典生君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳司君

次長兼庶務係長兼調査係長 松本 政代君

議事係長 柏木 景太君

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男君

副市長 安澤伸一君

企画課長 出口君 男君

総務課長 山下哲郎君

危機管理課長 楠目健一君

市民課長 立田ゆか君

税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼会計課長 滝本 節君

保健介護課長 児島厚臣君

環境課長 佐藤恵介君

人権推進課長 杉本裕二郎君

産業振興課長 黒田 厚君

商工觀光課長 山 戸 達 朗 君
土木課長 岡 崎 匠 介 君
都市建設課長 川 島 義 之 君
福祉事務所長 河 原 敏 郎 君
水道課長 金 増 信 幸 君
教育長 立 田 壽 行 君
教育委員会
委員長 増 田 全 英 君
教育次長兼
学校教育課長兼
学校給食センター所長 沢 田 清 隆 君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 桑 原 一 君
千寿園長 山 岡 敏 樹 君
農業委員会
事務局長 岩 田 明 仁 君
選挙管理委員
会事務局長 河 原 志加子 君

----- · · ----- · · -----

午前10時10分 開会

○議長（浦尻和伸君） これより平成27年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中平富宏君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る2月27日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月23日までの21日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（浦尻和伸君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。
市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成27年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

行政方針の表明に先立ちまして、本年4月の開園を目指し、旧田ノ浦小学校跡地に建設中でありました小筑紫保育園が、去る2月26日未明に発生した火災により、全焼いたしました。

多くの方々が、本年4月から心待ちにしておりましたが、予定どおり開園できないことにつきまして、大変遺憾に思っております。

出火原因等につきましては、関係機関により究明中ですので、詳細がわかり次第、御報告させていただきたいと思います。

さて、議案の説明に先立ち、平成27年度の市政運営に対する基本方針並びに主要な施策についての所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

まず、初めに、地方創生について申し上げます。

国は急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯どめをかけ

るとともに、それぞれの地域で、住みよい環境を確保し、将来にわたって、活力ある日本社会を維持していくことを目指して、まち・ひと・しごと創生法を制定し、積極的に取り組むこととしています。

昨年12月27日には、今後5カ年の目標や、施策の基本方針、具体的な施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定するとともに、地方公共団体に対して、各地方公共団体が自主性、主体性を發揮し、地域の実情に沿った、地域性のある地方版総合戦略を策定するとともに、総合戦略に基づく具体的な事業を推進し、成果を検証することを求めています。

地方版総合戦略は、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという四つの基本目標のもとで、それらを実現するための具体的な施策を、5カ年間にわたって位置づけることとしています。

本市におきましては、昨年度末より、国の動向を踏まえつつ、国の補正予算を財源として先行実施される地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用するため、対象となる事業メニューを洗い出すとともに、国、県と調整の上、今議会中に平成26年度補正予算として計上させていただくことにしています。

また、地方版総合戦略につきましては、平成27年度に市民代表や産業界、金融機関、労働団体、メディア、行政機関等で構成する審議会において、広く関係者の意見が反映されるよう努めるとともに、できるだけ早く、策定に取り組んでまいります。

財政状況及び予算編成の概要について、申し上げます。

本市の平成25年度決算では、財政健全化比

率は、実質公債費比率、将来負担比率などの全ての項目について、早期健全化基準を下回る結果となっています。

しかしながら、社会保障全体の、社会保障制度の支出である扶助費が年々増加し続けており、財政運営の硬直化の傾向が進行しています。

平成27年度の予算編成につきましても、限られた財源の中で、既存事業の見直し、事業の優先順位などを考慮し、効率的、効果的な予算編成に努めました。

平成27年度一般会計予算といたしましては、南海地震関連の事業費の減少などにより、普通建設事業費が減少したものの、義務的な経費等の財源不足を補うため、財政調整基金から2億6,303万5,000円の繰り入れを行い、対前年度比6.4%減の105億2,715万9,000円の予算となっています。

今後も非常に厳しい財政運営が想定されますので、市民の皆様の御理解、御協力をいただくなりで、健全な財政運営に取り組んでまいります。

土地開発公社について、申し上げます。

本市の課題でありました宿毛市土地開発公社は、平成17年に土地開発公社健全化計画を定め、土地開発公社の解散に向けて、平成26年度までに、総額約18億6,000万円もの長期保有土地の引き取りを進めてまいりました。平成26年度には、市議会におきまして、解散に向けた議決を受け、現在、最終的な事務処理中で、平成27年度の早い時期には、清算結了となる予定です。

今後は、公社から引き取った土地の処分、活用方法を考えていく必要があり、その一つの取り組みとして、宿毛東団地の分譲地の20区画を、平成27年度から3年間に限り、土地を新規に購入し、購入後、一定期間内に住宅を建設していただいた方に、補助金を交付する事業を開始し、財産処分を促進してまいります。

防災対策について、申し上げます。

南海トラフ巨大地震対策につきましては、これまでハード対策として、津波の避難道や避難場所などの整備を77カ所、主要な津波避難場所への防災備蓄倉庫の設置を49カ所、加えて福祉センター屋上及び高知はた農業協同組合宿毛支所屋上への屋外階段の整備を実施し、津波避難ビルとしての指定をいたしました。

一方、ソフト対策としまして、地域防災計画や、津波避難計画の見直しを初め、業務継続計画、職員初動マニュアル、及び避難所運営マニュアルなどの各種計画の策定、さらに避難場所、避難ビル等を地図上に示した津波ハザードマップにつきましては、作成後、市民の皆様に配付してまいりました。

また、避難所における備蓄対策につきましても、従来から行っている、毛布、簡易トイレ等の生活用品に加え、水、食料の備蓄も開始したところでございます。

こうした対策を進める中で、本市は地震発生時の地盤沈降により、津波がおさまった後も、広範囲にわたって長期浸水する想定がされているため、国、県、市で組織する宿毛市長期浸水対策検討会におきまして、平成26年度末までに、止水、排水、住民避難対策の取りまとめを行い、平成27年度以降は、堤防の耐震化やかさ上げ等の具体的な対策を講じていくことを予定しています。

地震対策のかなめでもあります、命を守る対策の住宅耐震化につきましては、以前より補助制度のメニューを設け、取り組みを進めてまいりましたが、申請件数が伸びていないのが現状でございます。

地震の揺れに対する対策をとっていただきたいと、震災時に高台や避難ビルにたどり着くことはできません。

このため、新たな取り組みとして、平成27

年度から、耐震診断費用の個人負担3,000円を無料化するとともに、戸別訪問を実施して、耐震改修の必要性を積極的に働きかけ、住宅耐震の促進を強化してまいりたいと考えています。

あわせて、ブロック塀の改修、家具転倒防止等の対策も、引き続き、制度の活用について、啓発に努めるとともに、空き家対策につきましても、平成26年度に空き家対策特別措置法が成立したことに伴い、危険な老朽空き家の解体等の取り組みを、さらに進めてまいります。

加えて、災害時における廃棄物問題や、火葬問題につきましても、課題の対応策を講じることはもとより、各種計画の策定も行ってまいります。

教育環境の整備について、申し上げます。

建設場所などの選定により、おくれています宿毛小学校の改築につきましては、平成26年度は移転候補地として、萩原地区の高台の整備に向けて、調査を実施してまいりました。しかしながら、該当地につきましては、早期の整備が困難と判断せざるを得ない状況となったことから、現在地を改修候補地として、基礎調査を実施してまいりました。

平成27年度も引き続き、現在地を改築候補地として検討を進め、早期の改築に向けて、取り組んでまいります。

また、耐震性が確保されていない学校施設につきましては、子供の安心安全を確保するために、平成27年度中に耐震化が図れるよう、引き続き、取り組んでまいります。

今後も、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、子供たちにとって、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

企業誘致について、申し上げます。

昨年より、高知西南中核工業団地内に建設中でありました株式会社グリーンエネルギー研究所のバイオマス発電施設及び木質ペレット製造

施設は、本年1月に竣工し、本格的に事業が進められています。

同社の進出により、新たに29名の雇用が生まれるとともに、これまで利用されていなかった除間伐材や、製材端材等の資源が有効活用されることにより、幡多地域全体の林業振興や、運送業への雇用など、多様な効果を期待しているところです。

今後は、平成26年度に地域振興のために連携協定を締結いたしました金融機関等からの情報提供や、御支援をいただく中で、県とも連携し、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地等への新たな企業の誘致に取り組んでまいります。

交通運輸体系の維持確保について、申し上げます。

土佐くろしお鉄道や、市町村間を結ぶバス路線につきましては、地域公共交通の基幹路線として、市民の通勤通学や、観光振興などに重要な役割を果たしています。しかしながら、沿線地域における人口の減少や、高速道路の延伸、モータリゼーションの進展などにより、利用者が減少し、非常に厳しい経営状況が続いています。このため、県や幡多地域の市町村と連携して、利用促進に向けたイベントの開催や、各種助成制度など、さまざまな取り組みを推進するとともに、経営の安定化に向けた財政支援を行っています。

今後も、関係市町村等と連携し、地域住民に対して、公共交通の重要性について、再認識していただきますよう、啓発活動を強化するとともに、基幹公共交通である鉄道や、バス路線の維持、確保に向け、支援してまいります。

一方、市内の中山間地域等におきましては、特に高齢者を中心として、買い物や通院等、日常生活に必要な交通手段の確保が大きな課題となっています。このため、平成25年度から平

成26年度にかけて、公共交通の空白地域におきまして、実証運行を行ってまいりました。

平成27年度は、実証運行の分析結果を踏まえ、さらに地域の声を直接お聞きし、その地域に合致した運行体制や、財政負担等を総合的に検証する中で、持続可能な公共交通の確保に努めてまいります。

宿毛佐伯航路につきましては、平成26年度に高知県や幡多地域の市町村と、大分県や佐伯市と連携する中で、協議会を立ち上げ、関係市町村の広報紙でのPRなど、利用促進に向けた支援を行っています。

本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ重要な航路であることから、今後も本航路の維持、存続のため、高知県や大分県、関係市町村とともに、利用促進などの支援を継続してまいります。

ふるさと納税制度について、申し上げます。

地方創生の一つの政策として挙げられており、現在、注目されているふるさと納税につきましては、これまで10万円未満の寄附をいただいた方には、3,000円相当の特産品を、10万円以上の寄附をいただいた方には、8,000円相当の特産品を、返礼品としてお送りしてきました。

平成27年度からは、返礼品の充実を図るために、現在の2区分から6区分に変更し、特色のある地元特産品をお送りするよう、準備を行っています。

返礼品としてお送りする特産品につきましては、広報紙等で公募し、できるだけ多くの本市の商品をそろえていきたいと考えていますので、市民、事業者の皆さんに、積極的に参加していただきたいと考えています。

また、ふるさと納税ポータルサイトの活用を予定しており、これまで以上に、より多くの方々に本市を知っていただき、寄附をいただいた方に、返礼品をお送りすることで、地域経済

の活性化を図るとともに、その商品や本市の魅力を、さらに強化してまいります。

産業振興について、申し上げます。

本市の基幹産業である農林水産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、地方創生、地域活性化のために、一次産業の振興が不可欠であり、農林水産業に従事する方が、安心して生活できる環境をつくり上げていくことが必要と考えています。

農業につきましては、国におきまして、農業構造改革を進めるためのさまざまな、新たな政策が進められており、それらの制度を有効に活用しながら、本市の農業を維持、向上する取り組みを進めてまいります。

平成27年度も引き続き、持続可能な農業の確立を図るために、農地中間管理機構と連携を図りながら、農地の集積や集落営農組織の組織化の推進を図るとともに、新規就農研修支援事業や、青年就農給付金の実施により、重要な課題である後継者の育成、支援に取り組んでまいります。

畜産業につきましては、畜産物価格の下落傾向が続く中、飼料価格は依然として高い水準で推移し、畜産経営は非常に厳しい状況となっています。今後とも疾病予防対策や、所得向上に向けて、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

林業につきましては、厳しい状況が続く中で、株式会社グリーンエネルギー研究所の木質ペレットの製造施設、及び木質バイオマス発電施設の操業開始により、大きな木材の需要が見込まれているのは明るい材料です。本市といしましては、発電事業等の原材料となる木材の安定的な供給のため、県を初め、関係機関と連携を図る中で、支援してまいりたいと考えています。

また、自伐林家などの小規模事業者や、一般の方々からも買い取りを行っており、副業型林

業への従事などへの展開により、農林業の進行や、鳥獣害対策にも効果があるものと、大きく期待をしているところです。

水産業につきましては、漁業者の所得向上や、経営の安定化を図るため、魚価の向上を目指し、地産外商の推進と、販路拡大に向けて、関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。

平成27年度の具体的な取り組みとしましては、宿毛湾は県内でも有数の養殖魚の生産地であり、県、市、漁協及び漁業関係者により設立した、宿毛湾養殖魚外商推進協議会を中心として、国内外における養殖魚の外商推進に向け、引き続き、取り組んでまいります。

また、宿毛湾の豊かな水産資源を維持するための放流事業や、サンゴ礁を保護するためのオニヒトデや巻貝の駆除、及び藻場の造成などの環境保全活動に対して、継続して支援してまいります。

水産業全体の課題である漁業後継者の育成につきましても、新たに漁業者を志す研修生が自立するまでの支援を、継続して行います。

本市の地域資源を活用した六次産業化の取り組みにつきましては、これまで高知県産業振興計画地域アクションプランに位置づけ、施設整備や、販路拡大に向けて、事業者と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりました。

その結果として、直七関連商品が一昨年に大手量販店の年末ギフト商品に採用され、引き続き、昨年の夏ギフトにも採用されるなど、全国的な商品として、着実に成果が上がってきています。

また、直七果汁につきましては、大手飲料メーカーの季節限定シリーズの製品として採用され、直七入りの飲料水として、8月25日から全国で販売されることも決定をしております。

水産加工製品につきましても、事業者による県外の催事への出店や、商談会への参加などの

販売促進活動により、取引先も増加しており、着実な事業の進捗が見られております。

今後におきましても、引き続き、関係事業者と連携を図りながら、宿毛発の商品の販路拡大等に、行政としても精いっぱいの支援を行ってまいります。

産業祭につきましては、昨年11月16日に第2回を開催し、今回も市内外から多くの方々に御来場いただき、皆様の御協力のもと、盛況のうちに終了することができました。

第3回は、昨年までの11月から時期を変更し、ゴールデンウイーク期間中の4月29日に開催することとしています。

キビナゴや小夏など、宿毛の代表的な特産品のシーズンでもある春に開催することにより、今までの産業祭とは違う、春の宿毛の旬を皆様に感じていただくなど、さらに本市の産業、魅力を十分に発信できる産業祭にしてまいります。

商工業について、申し上げます。

景気の回復は、地方では実感しにくい状況にあり、本市の商工業を取り巻く環境におきましても、消費の低迷や、設備投資意欲の減退など、厳しい状況にあります。

特に、中心市街地商店街の空洞化は、深刻な問題となっています。このため、引き続き、宿毛商工会議所と連携を図り、商工業の振興に努めてまいります。

また、地域の消費喚起施策としての地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したプレミアムつき商品券の発行を、宿毛商工会議所と連携して行う予定としております。

観光について申し上げます。

観光振興につきましては、一般社団法人宿毛市観光協会との連携を引き続き強化し、だるまた日や篠山はもとより、豊富な魚種を有し、本市の大きなアピールポイントであります海に着目した宿毛湾のチヌ釣りや、沖の島、鵜来島の

グレ釣り、海洋レジャーなどの事業のほか、広域的な観光として、幡多広域観光協議会を中心に、関係者が一丸となって、教育旅行や、一般旅行の誘致にも取り組んでまいります。

市民祭宿毛祭につきましては、現在の運営形態に移行してから、10回目の節目を迎えております。

実行委員会を主体に、内容の充実を図り、市民の皆様が心から楽しみ、参加していただけるような、節目にふさわしい催しになるよう、努めてまいります。

また、総合運動公園を初めとする本市のスポーツ施設を利用する入込客は、本市にとりましては、経済波及効果が高いものとなっており、引き続き、キャンプ誘致や、スポーツ大会の開催について、支援を行ってまいります。

新たなマラソン大会につきましては、市民の方々にも協力していただき、運営方法などを見直し、第1回宿毛マラソンとして、4月18日に実施することになりました。

関係機関や団体と連携・協働する中で、地域の活性化につなげてまいります。

宿毛湾港について申し上げます。

宿毛湾港につきましては、池島地区にて、湾内の静穏度を確保し、安全で効率的な湾港物流機能、大型客船等の寄港による地域振興に資することを目的に、平成21年度より第2防波堤の整備が進められており、平成28年度完成を目指し、推進しています。

また、利活用につきましては、背後地にある宿毛湾港工業流通団地への企業誘致や、クルーズ客船の誘致を行っており、本年4月27日には、クルーズ客船にっぽん丸の入港が予定されています。

近年は、全国各地、外国船の寄港が多くなっております、本市におきましても、宿毛湾港に入港可能な中型クラスの外国船寄港誘致についても、

取り組んでまいりたいと考えています。

客船の寄港は、本市の観光資源や特産品などの地元産品をPRする絶好の機会であり、今後も寄港促進とあわせて、地元産品の販売促進に積極的に活用してまいります。

道路整備について、申し上げます。

四国8の字ネットワークの高速道路網につきましては、片坂バイパスが平成30年度開通予定となる中、佐賀四万十間が計画段階評価に着手、中村宿毛道路が昨年より宿毛インターチェンジ予定地である和田地区で工事に着手され、平成31年度開通を目指しているなど、着実に進んでいるところであります。

未計画区間の宿毛内海間につきましても、引き続き、早期事業化に向け、愛南町を初めとした関係市町村と連携し、取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、関係機関へ強く要請してまいります。

市道につきましては、現道拡幅や、維持修繕の必要な箇所も多い中、部分的な補修など、暫定的な改修のみでなく、一体的な改修も視野に入れ、施設の長寿命化を図るための調査、点検を実施する中で、緊急性、優先度を十分勘案し、計画的に整備してまいります。

具体的な路線といたしましては、四季の丘入り口にある新田1号線の廻角橋の物件移転調査を行い、引き続き、整備に向けて取り組んでまいります。

横瀬川ダムについて申し上げます。

横瀬川ダムの建設事業につきましては、中筋川流域の洪水被害を軽減するとともに、流水の正常な機能の維持及び水道水の供給を図るため、現在、工事用道路や、つけかえ市道工事を実施しています。今後も、横瀬川ダム建設の推進を図るとともに、河川改修や排水ポンプ施設の設

置などの内水対策についても、関係機関へ要請してまいります。

都市計画について、申し上げます。

都市計画につきましては、安全安心はもとより、高齢者に優しいまちづくりを推進するため、平成26年度に引き続き、中央線の道路整備に取り組んでまいります。

国土調査について、申し上げます。

国土調査につきましては、高規格道路の延伸をにらみ、貝塚地区の北側山林部分を中心に、現地調査を円滑に進めるための予備調査を実施いたします。

平成28年度以降につきましては、予備調査実施区域の本調査実施に向け、積極的に取り組み、市民の財産の保全、土地の利活用の促進に努めてまいります。

市営住宅について、申し上げます。

老朽化が進む公営住宅につきましては、平成25年度に宿毛市公営住宅等再編計画を策定し、平成26年度には、手代岡地区改良住宅の基本計画及び基本設計を策定しました。平成27年度は、その基本設計をもとに、実施設計を行い、整備に向けて取り組んでまいります。

また、既存の市営住宅についても、適切な改修、維持保全に努めてまいります。

水道事業について、申し上げます。

水道事業につきましては、安心安全な水道水の提供を行うため、計画的に配水管等の布設がえを行ななどの施設整備に努めています。

平成27年度は、市道宿毛団地7号線ほか、2路線の配水管布設がえ等の施設整備を行ってまいります。

また、より効率的に水道事業を行うために、平成27年度から2カ年間で北部簡易水道を東部簡易水道に、小筑紫簡易水道を上水道に統合することとしており、平成27年度は、配水施設の設計委託等を行ってまいります。

下水道事業について、申し上げます。

下水道事業の安定経営には、多くの方々に、下水道に接続していただくことが必要であります。

水洗便所等改造資金利子補給制度や、平成26年度から実施している加入後1年間、下水道使用料を免除するキャンペーンを、引き続き実施し、下水道への加入促進を図ってまいります。

また、雨水対策として、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、宿毛ポンプ場の機械電気設備の長寿命化を図り、市街地の浸水防除に努めてまいります。

生活環境について、申し上げます。

生活環境につきましては、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない多くの課題があり、これらの課題を行政の力で全て解決するのは困難で、課題解決には、市民の方々の御協力が必要です。

また、幡多クリーンセンターへの本市からのごみの持ち込み量は微増傾向にあり、処理費用として、年間で約1億4,000万円の負担をしており、この費用負担を少しでも軽減することが必要と考えています。

このため、平成27年度につきましても、ごみの発生抑制、再資源化、再利用の積極的な啓発活動や、家庭用電気式生ごみ処理機などの購入者に対する補助制度など、ごみ縮減に向けた取り組みを、引き続き実施してまいります。

また、環境保全への取り組みにつきましても、市民の皆様に御協力をいただく中で、宿毛市クリーンデーを年2回実施するとともに、不法投棄や野焼きの防止についても、パトロールを行ってまいります。

福祉について、申し上げます。

地域福祉並びに高齢者・障害者福祉につきま

しては、宿毛市地域福祉計画や、第6期宿毛市高齢者保健福祉計画、幡多西部障害者計画などに基づき、全ての市民が、住みなれた地域で、安心して生活ができるような地域社会の実現を目指して取り組んでいくとともに、国、県の各種制度も勘案しながら、今後も、福祉施策の充実に努めてまいります。

児童福祉につきましては、各種児童福祉施策及びひとり親世帯への支援を推進し、次の時代を担う子供たちが、心身ともに健やかに育まれるよう、子育て環境の充実に努めてまいります。

また、児童虐待など、あらゆる児童問題の解決に向けて、関係機関と連携し、要保護児童の早期発見と、その家庭への継続した支援に努めてまいります。

保育所につきましては、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、平成26年度に策定した宿毛市子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も子育て支援を推進してまいります。

生活困窮者につきましては、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、宿毛市社会福祉協議会に新たに相談窓口と相談支援員を配置、きめ細やかな支援メニューを提供することで、支援対象者が地域社会の一員として、自立した生活を営むことができるよう、事業を展開してまいります。

人権について申し上げます。

平成27年度におきましても、引き続き、部落差別をなくする強調旬間や、人権週間期間中の人権啓発講演会、保育園、小・中学校保護者を対象とした学習会など、あらゆる機会を通し、人権意識の高揚を図り、市民一人一人の人権が尊重され、差別のない社会の実現を目指した取り組みを進めてまいります。

また、住宅新築資金等償還事業につきましては、個々の事案を精査し、法的措置を含め、早期解決に向け、取り組んでまいります。

保健事業につきまして、申し上げます。

本市では、生涯を通じて、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るという意識啓発に取り組んでいるところです。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、本市在住の妊娠婦が、安心して出産できるよう、妊娠一般健康診査の公費負担を継続します。

また、出産後は、子育ての不安が解消できるよう、乳幼児健診や各種相談事業により、きめ細やかに対応し、産後のニーズを把握して、必要なサービスを構築しながら、子育て支援の向上に努めてまいります。

健診事業につきましては、平成25年度に策定した宿毛市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画の達成に向け、特定健康診査の受診率の向上に向けた取り組みと、特定保健指導の食生活と運動指導を実施してまいります。

また、各種がん検診におきましても、広報啓発に取り組み、受診率向上に努めてまいります。

精神保健事業につきましては、相談窓口の周知を図り、心の相談業務を継続する中で、気づき、つなぎ、見守りをポイントに、意識啓発や人材育成を進めるなど、自殺予防活動や、社会参加を促進する活動を支援してまいります。

介護保険事業につきましては、第6期宿毛市介護保険事業計画に基づいて、さらなる地域包括ケアシステム構築の推進を行い、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者が地域で生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防や健康づくりに取り組む、自主グループの育成等、誰もが参加できる介護予防の推進を図ります。

また、介護保険法の改正に伴い、新たに地域

ケア会議、在宅医療、介護連携、認知症施策等を推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

特別養護老人ホーム千寿園につきましては、平成29年度から指定管理者に移行できるよう、今議会に議案を提出しています。

今後、議案の承認をいただく中で、指定管理者への移行がスムーズにできるよう、努めてまいります。

国民健康保険事業について、申し上げます。

国民健康保険事業の財政状況は、長引く景気低迷による税収入の減少や、高齢化社会の進展及び高度先進医療の普及などに伴う医療費の増大により、依然として、大変厳しい運営が続いている。

特に、本市では、平成19年度より、不足する歳入を補うため、国民健康保険事業財政調整基金を取り崩して、収支を保っている状況が続いており、その改善策として、平成24年度には税率改正を行いましたが、平成26年度決算の見込みでは、財政調整基金を全額取り崩しても、なお財源不足となる可能性が極めて高く、繰り上げ充用も避けられない状況であります。

国におきましては、国保運営の都道府県化を初めとする、抜本的な医療保険制度改革が、平成30年度までに実施される議論がなされており、国の動向を注視するとともに、本市におきましても、医療費の適正化の取り組みや、適正な賦課、さらなる徴収率の向上に努めてまいります。

以上、平成27年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、厳しい財政運営が続いております。本市のおかれている現状を積極的にお知らせし、市民並びに議員の皆様方とともに、この状況を乗り越えていきたいと考えています。

より一層の御理解と御協力をいただきますよ

うお願い申し上げまして、所信の一端といたします。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

----- · ----- · -----

午前11時11分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「議会基本条例調査特別委員会最終報告」を議題といたします。

議会基本条例調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査となっている本件について、委員長の報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員長。

○議会基本条例調査特別委員長（中平富宏君）

平成25年第2回宿毛市議会臨時会において、本委員会に付託をされ、そして閉会中の継続調査となっております議会基本条例に関する調査について、会議規則第110条の規定により、調査報告を行います。

本委員会は、当初、議会基本条例制定の必要性を検証するため、3カ所の先進地視察を行い、他市の事例と宿毛市議会における議会改革の取組内容との比較、検証を行いました。

制定の方針が決定して以降は、宿毛市議会基本条例素案を作成し、項目ごとに議論、協議を重ね、さらにはパブリックコメントや住民との意見交換会も実施し、市民の意見も踏まえる中で、19回にわたり、調査研究に取り組んできました。

その調査結果について、報告をいたします。

まず、1として、議会基本条例制定の必要性の検証について、報告いたします。

宿毛市議会においては、平成22年の議会改革調査特別委員会の調査報告以降、一問一答制

の導入、議会報告会の実施、予算決算審査の充実など、さまざまな議会改革に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを生かし、さらなる議会活動の充実を図るため、基本条例を制定すべきか、または基本条例は制定せずに、既存の条例や会議規則等の改正により、対応すべきかとの観点から、検証を行いました。

この検証の過程において、宿毛市議会におけるこれまでの取組内容を整理し、他自治体の議会基本条例の内容との比較、検討を行い、さらには議会基本条例制定後の現況を調査するための先進地視察等を実施いたしました。

以上の検証の結果として、これまでの議会改革の取り組みを明文化し、条例として義務づけることで、将来にわたり、引き継いでいく必要があること。また、議会及び議員がどのような理念のもと、どのような活動を行っているかという概略を、わかりやすく市民に示すことで、より議会と市民との距離を近づけ、宿毛市議会基本条例の制定が必要であるとの結論に達した次第であります。

次に、2として、議会基本条例制定に向けての取り組みについて、報告いたします。

宿毛市議会基本条例案を作成するに当たっては、制定の理由として挙げました取り組みの明文化による議会改革の継続、議会及び議員の役割や、活動内容等の明確化を、基本方針としています。

これに基づき、素案を作成し、各項ごとに議論、協議を重ねていきました。

その過程においては、主に市長等に求める重要な施策等の説明、議員間の自由討議、議員の定数及び報酬等について、多くの議論が行われました。

特に、議員の定数及び報酬については、議員みずからがその適正な数、及び額について、検

証すべきではないかとの意見があり、任期中に1回以上の検証を行うことを規定することとなりました。

また、平成26年1月には、広く市民の意見を募集するために、パブリックコメントの実施と、住民との意見交換会を開催しました。その際の意見を参考に、わかりやすい表現や文言に、変更するなどの修正を加えております。

以上の取り組みにより、前文及び19条の条項から構成され、基本条例の目的、議会の運営及び議員活動原則、市民と議会の関係、市長等と議会の関係、議会機能の強化、議会事務局の充実等、政務活動費、議員の定数、報酬及び政治倫理、継続的な検討、補則について、これらを規定する宿毛市議会基本条例案を作成したものであります。

その後、さらにこの条例案について、協議、調整を行い、今定例会における条例の制定を提言するものであります。

最後に、3といたしまして、議会基本条例制定後の議会活動について、報告いたします。

宿毛市議会基本条例は、将来にわたり、議会及び議員の活動原則と、その基盤となることを願うものであります。

この議会基本条例の制定によって、議会改革の取り組みが終わるものではありません。常に市民の意見や、社会情勢を勘案しながら、継続的な評価や改善を行い、市政の健全な発展と、市民生活の向上に寄与するという目的のために、不断の努力によって、改革の取り組みを継続していくものであります。

本委員会は、設置以来、鋭意積極的に調査研究を進めてまいりました。今回の調査結果を踏まえ、今定例会中に、宿毛市議会基本条例の制定が行われることを切望いたしまして、本委員会の最終報告といたします。

○議長（浦尻和伸君） 以上で委員長の報告は

終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4 「議案第1号から議案第49号まで」の49議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「教育長の任命につき同意を求めるについて」でございます。

内容につきましては、現教育長の立田壽行氏が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き本市の教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第2号は、「平成26年度一般会計補正予算」でございます。

主な内容は、職員の早期退職による退職手当

の増額や、決算見込みによる補正です。

総額で1億6, 380万2, 000円を減額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税、8, 000万円、県支出金、650万円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫支出金、4, 359万7, 000円、繰入金、1, 136万9, 000円、市債、1億9, 150万円などです。

一方、歳出で増額する主なものとしまして、総務費では、職員退職手当、1億1, 618万4, 000円、津波避難道整備工事費、1, 870万円、宿毛市住宅耐震改修促進費補助金、565万円。

民生費では、特別養護老人ホーム特別会計繰出金、2, 078万7, 000円、生活保護扶助費、3, 070万円。

土木費では、土地区画整理事業特別会計繰出金、4, 257万6, 000円。

教育費では、松田川小学校校舎耐震補強等工事費、2, 117万8, 000円、大島小学校体育館耐震補強等工事費、5, 194万5, 000円、東中学校体育館耐震補強工事費、2, 384万2, 000円などを計上しています。

また、歳出で減額する主なものとしまして、民生費では、臨時福祉給付金、7, 500万円。労働費の、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料、1, 031万3, 000円。

農林水産業費では、農業基盤整備促進事業、1, 309万円。

土木費では、地方道整備事業測量設計委託料、2, 606万円、港湾国直轄事業負担金、4, 928万4, 000円。

教育費では、宿毛小学校耐震補強等工事費、1, 818万8, 000円、宿毛中学校耐震補強等工事費、1, 239万9, 000円。

災害復旧費では、農業施設災害工事費、1,

523万円、土木施設災害工事費、1, 938万5, 000円などを減額しています。

議案第3号から議案第14号までの12議案は、平成26年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。いずれも決算見込額として必要最小限の経費を補正しています。

議案第15号は、「平成27年度一般会計予算」です。

総額で105億2, 715万9, 000円を計上しています。

財政状況につきましては、行政方針の中で申し上げましたので、省略させていただきますが、前年度より7億2, 227万2, 000円の減額となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税、20億5, 547万6, 000円、地方交付税、40億5, 000万円、国庫支出金、13億370万6, 000円、県支出金、9億7, 650万4, 000円、繰入金、2億8, 867万1, 000円、市債、6億1, 753万6, 000円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金、2億2, 224万円、公共施設等総合管理計画の策定に向けて必要となる固定資産台帳整備委託料、1, 382万4, 000円、宿毛東団地宅地の販売促進を目的とした宿毛東団地建設促進事業費補助金、750万円、住宅の耐震化促進に向け、戸別訪問を実施するための委託料として、54万円、宿毛市住宅耐震改修促進事業費補助金、1, 695万円、インターネットを活用し、ふるさと納税の推進を行う業務委託料として、397万2, 000円、県議会議員選挙、市議会議員選挙、高知県知事選挙、市長選挙の経費として9, 142万8, 000円。

民生費では、宿毛シルバー人材センターの組織強化を図るシルバー人材センター運営費補助

金、560万円、沖の島地区での離島訪問介護サービス事業委託料、156万円、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う子供のための教育・保育給付費負担金として、私立、公立保育所合わせて3億47万1,000円、私立保育所耐震補強工事費補助金、4,647万8,000円。

衛生費では、宿毛市浄化槽設置整備事業補助金、1,080万円。

農林水産業費では、担い手への農地の集積・集約化を加速するための地域集積協力金として、300万円。農地の保全等を目的とする、宿毛市多面的機能支払交付金、5,213万6,000円、用水路等の更新を行う農業基盤整備促進事業、1,890万円。

有害鳥獣捕獲に伴う報償費として、2,610万6,000円、市有林整備事業、1,312万6,000円、すぐも湾漁協の漁協運営システムの効率化を図る水産情報高度利用施設事業への補助金、1,631万5,000円、漁港の岸壁保全工事等を行う水産物供給基盤機能保全事業、3,290万円。

商工費では、宿毛駅、すぐもサニーサイドパークにWi-Fi施設の整備を行う工事費として、37万6,000円、はた博から続く幡多観光のPR事業等を行うための、幡多広域観光協議会運営費補助金、438万円。

土木費では、市道新田1号線等の道路改良工事などを行う、地方道整備事業、9,621万8,000円、国が行う宿毛湾港の第2防波堤整備の負担金として、1億3,125万円、市営住宅の実施設計を行う委託料として、1,912万円。

教育費では、宿毛小学校、松田川小学校の体育館の補強設計業務委託料として、1,155万3,000円、東中学校体育館改修工事費、1,936万5,000円。片島、宿毛、小筑

紫の3中学校の飛散防止フィルム貼付工事費、1,398万1,000円などを計上しています。

議案第16号から議案第28号までの13議案は、平成27年度各特別会計及び水道事業会計予算です。

12特別会計の総額は、97億3,080万6,000円で、企業会計の水道事業会計は、7億2,949万7,000円を計上しています。

なお、本年度から職員給与等の支払事務処理の効率化のため、給与等集中処理特別会計を設け、事務処理を行うこととしております。

議案第29号は「宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」です。

内容につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用、短時間勤務職員の任期を定めた採用等の採用について、必要な条例を制定しようとするものです。

議案第30号は「宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について」です。

内容につきましては、現在、本市の所有となっています宿毛市土地開発公社が造成しました宿毛東団地分譲地の早期販売及び住宅建設の促進のため行う事業に活用するため、本基金を設置しようとするものです。

議案第31号は、「宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について」です。

内容につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、一定の報告等をしない場合について、市町村が条例を制定し過料を科すこととなっていますので、正当な理由がなく必要な報告をしなかった場合に、10万円以下の過料を科すものです。

議案第32号は「地方教育行政の組織及び運

當に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」です。

内容につきましては、教育行政の首長との連携強化等を目的に制定されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育長が特別職になるなどの変更となりますので、改正が必要な7条例について、必要な改正をしようとするものです。

議案第33号「宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」、及び議案第34号「宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案につきましては、平成26年度人事院勧告に準じて、地方における官民格差を解消するため、平均で2%引き下げる給料表の適用等の必要な改正をしようとするものです。

議案第35号は、「宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、職員等の給与の支払い事務の効率化のため、給与等集中処理特別会計を設置しようとするものです。

議案第36号は「宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始により、これまでの利用者の負担金を使用料に変更しようとするものです。

議案第37号「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、介護保険法等の改正により、第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されたこと、また、地域支援事業に新たな事業が追加となりましたが、そのうち、介護予防・日常生活支援

総合事業と、認知症施策につきましては、円滑な実施を図るため、関係機関との調整が必要なことから、その実施を猶予することについて条例の改正をしようとするものです。

議案第38号「宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第40号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、及び議案第41号「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の4議案は、介護保険法等の改正により、必要な改正をしようとするものです。

議案第42号「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」です。

内容につきましては、定期船事業の貨物取扱手数料の徴収方法及び定期船業務委託料を歩合制から定額制に変更しようとするものです。

議案第43号「保育の実施に関する条例の廃止について」です。

内容につきましては、子ども・子育て支援法の施行により、保育の実施基準等を条例で定める必要がなくなったため、本条例を廃止しようとするものです。

議案第44号は「指定管理者の指定について」です。

内容につきましては、特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者を、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間、社会福祉法人

宿毛福祉会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第45号から議案第49号までの5議案は「市道路線の認定について」です。

内容につきましては、鹿島2号線、東竹石4号線、横平2号線、横平3号線、横平4号線の5路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

以上が提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（浦尻和伸君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月6日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月6日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月4日から3月8日までの5日間休会し、3月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時45分 散会

陳 情 文 書 表

平成27年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第27号	平成 27. 2.18	「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について	団 体	総務文教
第28号	平成 27. 2.18	「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書の提出について	団 体	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成27年 3月 3日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸

平成27年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成27年3月9日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉 真弓 君	2番 山上 庄一 君
3番 山戸 寛君	5番 岡崎 利久 君
6番 野々下 昌文 君	7番 松浦 英夫 君
8番 浅木 敏君	9番 中平 富宏 君
10番 浦尻 和伸 君	11番 寺田 公一 君
12番 宮本 有二 君	13番 濱田 陸紀 君
14番 西郷 典生 君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本 政代 君
議事係長 柏木 景太 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男 君
副市長 安澤 伸一 君
企画課長 出口 君男 君
総務課長 山下 哲郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君
税務課長 岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	滝 本 節 君
保健介護課長	児 島 厚 臣 君
環境課長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕二郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土木課長	岡 崎 匠 介 君
都市建設課長	川 島 義 之 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水道課長	金 増 信 幸 君
教育長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑 原 一 君
千寿園長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会事務局長	河 原 志加子 君
総務課主任	上 野 浩由紀 君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

私たちの議員の任期も残りわずかとなりました。本市を取り巻く課題は山積いたしておりますが、今回は当面する重要課題であります地方創生の取り組みを重点にしながら、ただいまより市長に対して、一般質問を行います。

地方創生の取り組みについては、市長から、議会の開会日に、平成27年度の行政方針が表明されましたが、その冒頭でも述べられております。

安倍内閣は、内閣の目玉政策として、少子高齢化に歯どめをかける取り組みや、それぞれの地域で住みよい環境を確保する取り組みなど、将来にわたって、活力ある日本社会を維持していくことを目指しての地方創生に向けて、積極的に取り組む方針であります。

私としては、全く遅きに失した感がするのであります。

これまでの歴代の自民党政権は、経済至上主義により、大企業優先の経済政策を推し進めてきたことにより、労働力を地方から大都会中心に送り出してきましたのであります。

現に、私のふるさとであります沖の島、合併当時約3,000人余りいた島の人口は、現在では、約170人余りであります。中でも鵜来島は20名ぐらいであり、まさに限界集落となっております。存続の危機にあります。

このように、宿毛市もそうです。全国の地方においては、少子高齢化の波はとまるこ

となく、人口は減り続け、宿毛市の人口も本年3月1日現在で2万1,858人となっており、ついに2万2,000人を切りました。2万人を切るのも時間の問題ではないでしょうか。

このように、国の政策によって、全国の地方を壊滅的な状況にしてきたのが、今日の実態であります。

今日の地方のおかれた状況は、まさに政府の政策によってもたされたものではないかと、私としては考えるところであります。

まず、このことについて、市長はどのように思っておるのか、所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに、地方創生の問題について、御質問をいただきました。

今日の地方における急激な人口減少や、地域の疲弊が、国の政策によってもたらされたのではないか、こういう質問でございますが、戦後の荒廃した国土を再生するため、先人たちの血のにじむような懸命の努力と、技術の革新によって、我が国は世界に類を見ないほどの、急速な経済発展を遂げてまいりました。

この間、各分野における生産拠点や、企業の本社機能が、都市部を中心に整備されていったこと等により、地方の豊富な、若い人材が都市部へと流出していったことは事実であろうと思います。

このため、国においても、昭和37年に国土総合開発法に基づく第1次全国総合開発計画を策定し、地域間の均衡ある発展を基本目標に、特定の地域への企業の集中により、資本、労働、技術等の諸資源の地域的な偏在を是正するための施策を打ち出して、推進してまいりました。

以来、平成27年を目標年次とした21世紀

の国土のグランドデザインまで、5次にわたる国土総合開発計画を策定し、その間、昭和62年に策定された、第4次全国総合開発計画においては、人口や諸機能の東京一極集中を改善し、国土の均衡ある発展を図るために、多極分散型国土の形成を基本的な目標に定めて、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかしながら、このような取り組みにもかかわらず、東京などの大都市部への各種機能や、人口の集中は是正されず、地方の人口減少はますます進行しているのが現状であります。

このような現状に対し、新たに地方創生をテーマにした国の施策が打ち出され、具体的に平成26年度補正予算に、地方を支援するための予算も計上されましたので、本市としては、国の施策を積極的に活用して、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長から、るる政府の今日までの取り組み等について、説明がありました。

今回もそうでありますけれども、ただ計画倒れに終わっている感がいたしてなりません。

続いて質問します。

嘆いてばかりでは、前に進むことはできません。市政を預かる市長としては、今日の国や県等の政治状況にかんがみ、宿毛市をどうすれば活性化し、元気にすることができるのかを考えて、実行力のある政策やプランを作成し、全力で取り組まなければなりません。

そして、財政力が非常に弱い本市にとっては、国や県と一体となって、これらの問題に体当たりをしなければなりません。

そこで、こうした政策やプランの作成に当たっては、府内だけでは、到底、無理があると考えます。これから宿毛市を考えて、行政方針

にもうたわれておりますように、まさに官民一体となって、どうすれば宿毛が元気になり、再生することができるのか、宿毛市の置かれた現状や、問題点を正しく分析しながら、宿毛市独自の、現実的で、しかも具体的なプランをつくり出し、実行しなければならないと考えます。

そして、そのプランの作成に当たっては、従来の補助金ありきではなく、将来像をしっかりと見据えた計画でなければなりません。

以上のことを考えると、これから5年間、まさに宿毛の生き残りをかけた、大変重要な、真剣勝負の年になると考えています。

そこで、市長として、地方創生に向けての決意をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 地方創生に向けての、決意についての御質問をいただきました。お答えいたします。

地方自治体にとって、ことしは、地方創生が大きな事業の一つとなります。今後の方針を長期ビジョンとして示し、その実現に向けた、今後5年間の施策や、具体的な事業内容を提示する、地方版総合戦略をつくり上げ、全力で取り組まなければなりません。

そのため、できるだけ速やかに、行政内部における方向性を整理し、その上で市民代表や、産業界、金融機関、労働団体、行政機関等で構成する審議会において、広く意見を集約し、地域の特色や、さまざまなアイデアを生かした総合戦略となるよう、取り組んでまいります。

1次産業の振興や、少子高齢化対策などに、真正面から取り組んでいる本市にとって、この地方創生の動きは追い風であり、将来に向かって、発展していくための絶好の機会と捉え、補助金ありきではなく、長期的な視点のもと、本市の特性に合った施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ただいま、市長から決意といいますか、しっかりと取り組んでいくという答弁をいただきました。

本当に、先ほど言いましたように、宿毛市のこれからを考えた、正念場の計画になろうかと思いますので、よろしくお願ひします。

先日も、高知新聞にあったと思いますけれども、人口減少対策の取り組みについて、全国の市長に対し、アンケート調査が行われました。その中で、7割以上の自治体で、何よりも人口減少対策としては、雇用の確保が最優先課題であると言われております。

沖本市長は、宿毛市での人口減少対策の取り組みとして、乳幼児から義務教育終了までの医療費支援や、西南工業団地への支援並びに企業誘致をあげております。しかし、今日の経済状況を見た場合に、新たな企業の誘致は、地理的条件等を考えれば、大変難しいのではないでしょうか。

そこで、私のこれまでの経験と実践からして、人口減少対策としての雇用の確保対策に有効な取り組みではないかと思いますので、以下提案をさせていただきます。

御案内のとおり、私は平成9年4月1日から、宿毛市に初めての小規模作業所であります、ひかり共同作業所を開設し、運営しておりますが、開設当時の職員は2人でしたが、利用者の増加や、新たな事業の展開により、職員数では、現在では11名と、5.5倍にふえております。

また、共同作業所と同じく平成9年4月に開設いたしました重症心身障害児者施設 幡多希望の家においては、開設当時の職員は56名がありました。

以降、重症心身障害者のサービスの向上と在

宅で生活をしている障害者のニーズに応える取り組みを進める中で、現在の職員は約120名近くと、倍近くとはなっております。

重症心身障害児やその家族、また在宅で生活をされている障害者にとっては、なくてはならない、大変重要な施設であります。

このように、障害者福祉の推進という観点のみならず、若い人たちの雇用を確保していくという観点からしても、重要な役割を果たしてきたと思っております。

いろいろと課題や問題点も出てこようかと思いますけれども、雇用対策につながる取り組みとして、新たな企業誘致も重要ですが、こうした福祉施設を、積極的に誘致していく方向にシフトをかえてはどうでしょうか。

幸い宿毛市は、温暖な気候であり、海があり、山があり等、自然環境等を考えても、こうした施設にとって、申し分ない好条件であると思いますので、市長の率直な所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 福祉施設の誘致について、お答えをいたします。

議員御指摘のように、平成26年度においても、高知県とともに、県内外の企業25社を訪問し、積極的に企業誘致活動を行っておりますが、平成25年2月に、株式会社グリーンエネルギー研究所が、中核工業団地内に進出していただいたほかは、新たな企業誘致に至っておりません。

経済情勢もありますが、地理的条件や輸送コスト等、さまざまな条件で宿毛市は不利な地域であり、現状では、進出を検討していただける状況にはありません。

今回御提案いただきました福祉施設の誘致につきましては、施設に入所できず、困っている方が多くいると聞いております。

また、福祉施設がふえるということは、雇用の場の確保にもつながるものであり、入所待機者への支援や、雇用拡大といった地域への波及効果も大きいものがあろうと思っております。

しかしながら、各福祉施設の現状を見ますと、介護士等の確保が難しく、苦慮されているとの情報もお聞きしますし、現在、宿毛市内で経営されている福祉施設の状況等も踏まえ、検討する必要があり、誘致活動を行っていくに当たっては、解決していかなければならない、さまざまな課題があるものと考えています。

今後、福祉事務所や福祉関係者との協議を進める中で、新たな企業誘致施策として、実行可能なもののいかを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

私も質問のところで触れましたように、それぞれ、いろいろ課題や問題点が出てくることは、今、市長が言わされました。

人材の確保の部分等も含めてあろうかと思思いますけれども、ただ企業誘致というだけに、はるんではなしに、こういうことも真剣に考えて、計画の中の素案の中に含めることも考えていただきたいというふうに思います。そのことが、宿毛市における福祉の向上、地域福祉の向上につながる、一つの要因でもあろうかと思いますので、真剣な検討をお願いをいたします。

次にお伺いしますが、行政方針を見てみると、先ほども市長の答弁がありました。27年度中に、委員については、各界各層からお願いし、審議会を発足すると書かれておりますけれども、委員の協力体制や人選について、一定のめどは得られているのかどうか、お伺いいたします。

あわせて、地方創生に向けての政策の推進や、プランの作成に当たっての、今後の具体的なス

ケジュールについて、どのように考えておるのか、お伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

各分野の意見を聞くための審議会の人選等について、めどが立って、得られているのかという質問でございます。

地方版総合戦略の策定に当たっては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する組織において、その方向性や具体案について、審議検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要とされております。

宿毛市内の関係者にお願いするのが理想ではありますが、例えば教育機関など、宿毛市内に大学がないことから、市外の大学へお願いするか、市内の高校へお願いするか、検討しなければなりません。

現在、宿毛市の実情に合わせて、どういった方々へお願いするかを検討しているところでありますて、具体的に了承をいただいているわけではございませんけれども、国の指針にあります、多方面の方々に委員になっていただくことは、可能だと考えております。

そして、今後の日程等についての質問も、あわせていただきました。

地方版総合戦略の策定スケジュールにつきましては、今定例会終了後に、政策審議会委員の選任準備と並行して、人口ビジョン及び総合戦略策定に必要な基礎調査を行い、それをもとに、具体的な施策等を洗い出し、行政内部の推進本部会での協議を経て、政策審議会において審議していく予定であります。

策定時期につきましては、本年の10月ごろを目標に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 10月ごろに一定のめどをつけたいということになると、時間的にも、かなり制約をされた中で、密度の高い審議をしなければならないというところだというふうに思います。

ぜひ、そういう面で、委員の選任に当たっては、慎重にしていただいて、ぜひ、先ほどからも言いますように、実りあるプランを作成をしていただきたいというふうに思います。

次に、地方版総合戦略においては、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという四つの基本目標を掲げております。まことにすばらしい基本目標であります。

このことが実現できるとすれば、地方は活気あるまちづくりができるのであります。しかし、これら地方が衰退をしてきた主たる原因である、少子高齢化や人口減少等の課題を解決するために、全国のどの地方の自治体も、必死になって取り組んできたのであります。

宿毛市でも、これまで沖本市長を初め、歴代の市長も、膨大な予算を計上して、何とか活力あるまちづくりをつくらなければ、ますます疲弊する宿毛市になるとの強い考えのもと、取り組まれてきました。

そこで、宿毛市においては、平成23年度を初年度とする、今後10年間の宿毛市の望ましい発展の方向と、まちづくりの指針となる宿毛市振興計画が作成されておりますけれども、この宿毛市振興計画と、これから作成しようとしておる地方版総合戦略プランとの整合性について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛市振興計画と、こ

れから策定する地方版総合戦略との整合性についての質問をいただきました。お答えいたします。

振興計画は、市政運営のための基本指針であります。

一方、地方版総合戦略は、先ほど、松浦議員より御説明いただいた四つの基本目標をもとに、宿毛市に適合した施策を盛り込んで、作成するものであります。

したがいまして、振興計画は、市政全般にわたるさまざまな分野についての計画であり、地方版総合戦略は、より具体的に各施策について定めるようになります。

もちろん、この二つの計画に矛盾があつてはいけませんので、平成27年度中に策定する両計画について、整合性を図りながら、策定していきます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 私としては、先ほど申し上げましたように、宿毛市においても、これまでの地方創生に向けて取り組まれてきましたが、ますます疲弊を続ける状況がありました。

口では簡単に言いますが、大変、困難な取り組みであると考えております。そこで、単なるプランづくりに終わるのではなく、どうか実行のある計画を作成する中で、全庁挙げての取り組みと、危機感をもってことに当たる中で、前に進めていただくよう、最大限の取り組みを要請して、この質問を終わります。

次に、地域公共交通の充実について、お伺いをいたします。

市長のこの問題についての認識は、行政方針にもうたわれておりますように、中山間地域で生活をされている皆さんが、それぞれの地域で安心をして生活していく上で、必要不可欠な公共交通を確保しなければならないと考えてお

ります。私と全く同じ思いであります。

まさに地方創生に向けての取り組みの一つであり、地方版総合戦略の基本目標に掲げる、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという課題であります。

私としては、このような認識のもと、ことの重要性から、これまで何回となく質問をしてまいりました。

先日も、以前は公共交通が走っていました楠山地区や栄喜地区で生活している方からも、何とかならないのかと悲痛な声をお聞きいたしました。

宿毛市として、こうした市民の声に応えるべく、平成25年10月から、西地区においてはデマンド乗合タクシー形式で、石原、舟ノ川地区においては、タクシー利用助成式で、それぞれ実証運行が行われましたが、平成26年9月末日で、1年間の実証運行を終了しました。

私としては、引き続き、本格運行されるものと期待をしておりましたが、このことについては、見送ることであります。

そこで、実証運行期間の取り組みによって、見えてきたものといいますか、状況はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 地域公共交通の実証運行の状況について、お答えをいたします。

まず、初めに、石原、舟ノ川地区で行いましたタクシー利用助成券方式の状況について、説明します。

舟ノ川、石原地区につきましては、実証運行を行うに際し、地域人口を初め、高齢者人口、地理的条件などのさまざまな条件を総合的に勘案する中で、デマンド乗合タクシー方式で本格運行を目指しても、国の補助を受けて運行するための要件を満たすことが困難なことが予想されることから、宿毛市地域公共交通会議の中で

も協議した結果、国の補助を考えず、地域に合った移動手段の確保を行うこととし、タクシー利用助成券方式で、実証運行を行いました。

対象者を満70歳以上の方、免許証を返納された方、免許を持たれていない方、身体障害者手帳、障害程度は1級または2級の方、要介護認定を受けている方に限定したタクシー利用助成券での実証運行を行い、地域人口107名のうち14名の方々に登録していただき、実際に利用した方は13名となっております。

利用状況につきましては、お配りしましたチケットの約8割が利用されており、利用された方々からも、非常に好評がありました。

次に、西地区で行いましたデマンド乗合タクシー方式につきましては、あらかじめ電話で予約を行い、最寄りの乗降所でタクシーに乗車し、他の人と乗り合わせながら、目的地付近の乗降所へ送迎する移動サービスであります。

週2回、1日3往復の運行を行っており、平成26年4月からは、利用率の向上を目指して、毎月1回の無料の日の設定や、乗降所の増設などを行いましたが、大きな改善にはつながらず、稼働率は7.6%となっております。

また、定期的に利用していただいている方は、実証運行期間中に2名と、少ないものとなっております。

今回の実証運行で見えてきたものは、移動手段を利用したいと、強く望んでいる方は、高齢者などの移動手段を持っていない方だけであったことや、自宅から目的地まで、利用者の時間に合わせて移動できる手段でなければ、利用が難しいというものでございました。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それぞれの地区での取り組みについて、その状況についての説明がございました。

石原地区対象者については、8割ぐらいの利用。片や、西地区については、わずか7. 6 %ということであったわけすけれども、こういう実証運行を受けた結果、本格運用に至らなかつたというふうには思いますけれども、ちょうど宿毛市が発表した前後で、黒潮町、土佐清水市等では、実証運行から本格運用という新聞記事も拝読いたしたわけでございます。

そういう面で、本格運用に至らなかつたのは、こういう今の利用状況もあったからという部分もあるうかと思いますけれども、再度、この理由について、御説明を求めたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本格運行に至らなかつた理由についての質問でございます。

本事業を行っていくに際し、財政負担を軽減するため、国の補助事業を積極的に活用することを基本とし、人口の多い西地区では、デマンド乗合タクシー方式で実証運行を行うことを決定いたしました。

実証運行を行った結果、国の補助要件である稼働率30%以上を大幅に下回っていること、宿毛市内全域で運行していくことに際して、タクシー事業者の方々が、稼働率の悪い中、事業を行っていくための車両や、人員の確保を行うことが困難である等の課題が明らかになってまいりました。

このため、地域のニーズ調査だけでなく、効率的で持続可能な運行体制を確立するためには、どういう形態がいいのか。また、タクシー事業者の方々が、事業として成り立つ形態はどういうものなのかななど、時間をかけて検討していく必要があるとの結論に至りました。

また、舟ノ川、石原地区でのタクシー利用券方式は、利用率が高く、好評でありましたが、宿毛市内全域での実施となりますと、財政的な

問題や、対象者をどうするのか等の課題もあり、慎重に検討を行っていく必要があることから、このようなこと等から、実証運行終了後、直ちに本格運用に移行することができなかつたものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） どうしてもぶち当たるのは、財政ということだろうというふうに思います。

本当に、市の持ち出し、自由にできる財政的な弱さもあって、実証運行に、本格運用に至らなかつたことだろうというふうに思います。

そこで、行政方針の中にも、実証運行を分析し、地域の声を直接お聞きし、その地域に合致した運行体制を含め、持続可能な公共交通の確保に努めると、市長は述べられておりますが、宿毛市として、今後具体的に、どのような取り組みをしようとしているのか、お伺いをいたします。

予算書を見ても、こういう関係で700万近くの予算計上があったかというふうに思いますが、今後の公共交通の、地域の公共交通を充実していく取り組みの具体的な考え方について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後の取り組みについての質問でございますが、地域公共交通に、専門的な知見を有するコンサルタント業者と委託契約を行い、職員も一緒にになって、対象地域に入り、実際に移動手段を必要とする人々や、関係地区の代表者の皆さん等の意見を十分に聞くとともに、これまでの実証運行の結果や、他地域の状況、地理的条件等を説明する中で、それぞれの地域の実情に合った、持続可能な公共交通体系等を整備してま

いります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ぜひ、そういう面で、地域の皆さんとの思いとか、ニーズとか、そこらあたり、また宿毛市の実態等をかみ合わせながら、ぜひ持続可能な部分、本当に何回も何回もくどいような質問をいたしますけれども、そういう地域で、中山間地域で生活されておる皆さんの声を、ぜひとも聞いていただきて、前に進めていただきたいと、強く求めるところでございます。

最後になりますけれども、老人福祉問題にかかわり、鍼灸施術費用に対する補助金の創設について、お伺いいたします。

昨年、第1回定例会において、はりや灸、マッサージ、指圧などの施術費用に対し、補助金の創設について質問をした経緯がありますけれども、早速、補助金の創設はかないませんでした。

私の質問を聞いた高齢者の方から届いた声は、なかなかよいアイデアであり、高齢者の声をよくぞ行政に届けてくれた。引き続き、補助金の創設について、努力をしていただきたいとの声であります。

市長は、その中の答弁で、他市町村の実施状況等を研究する中で、勉強をして対応していくと答弁されております。

しかし、平成27年度の新規事業調査表や、当初予算案を見ても、このことについては計上されておりません。

そこで、現在でも、補助金の創設について、勉強中なのかどうか、その後の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

私としては、ぜひお年寄りの皆さんの熱い思いに応えていただきたいとの考え方から、質問をいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

前回の質問を受け、他市町村の実施状況等について確認をいたしましたところ、高知県内では、高知市、南国市、四万十市、土佐清水市の4市が、長寿健康増進事業補助金、補助率100%になっておりますけれども、活用して、はり灸マッサージ施術助成事業を実施しておりますが、補助金が縮小されることから、前年度の実績額をベースとした上限額が設定される中で、継続していくとのことでした。

この補助基準について、県に確認をしたところ、平成27年度からは、助成対象を、個人に対する助成から、健康相談等の実施や、社会参加の促進等に対する助成事業へ重点を置くことから、はり灸マッサージ施術助成は、新規の補助対象事業とはしないとのことでした。

また、今年度、本市が実施した特定健康診査の4会場で来場された111名の方に、アンケート調査を実施しましたところ、その集計で、こういった施術を受けたことがあるかとの問い合わせに対して、あると答えた方が21%、ないと答えた方が78%となっております。

また、あると答えた方のうち、ほとんどの方が年に一、二回、痛いときだけといった回答がありました。

そして、こういった施術に対する助成があれば、今後、利用しますかとの問い合わせに対しても、利用してみたいと答えた方が35人、約3割程度と、低い数字でございました。

このアンケート結果が全てではありませんが、高齢者の健康増進に対する行政の支援としては、限られた財源を広く、効果的に活用する必要があることから、新規事業の予算計上を見送ることとしたものでございます。

御理解をいただきますよう、お願ひをいたし

ます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 御理解いただくよういうても、私は御理解はできません。

今、市長から、この事業の補助金の実態等について、答弁をいただきました。やはり、またこれもぶち当たるのは、財政の壁ということで、大変残念であります。

そこで、お年寄りの皆さんにとって、老後、とにかく元気で、明るく生活することを、何よりも望んでおられることだと思います。

そこで、宿毛市において、本年度以降において、お年寄りの皆さんの健康増進への取り組みについて、どのような取り組みをしようと考えておるのか、所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高齢者に対する健康増進事業といたしましては、4年目を迎え、多くの皆様から好評を得て、市内各地で開催しております、すくも探健元気ウォークラリーや、介護保険事業で行っている、各地区での健康相談と、いきいき100歳体操の実施、運動機能の向上を目的としたはつらつ筋力アップ教室等の開催、それを積極的に、地域のコミュニティー活動に取り入れる、自主グループの育成、並びに互助、共助意識の高揚、一層の社会参加の促進を目的とした各種ボランティアの育成といったものを、今後も強力に推進していくこととしております。

また、新たな事業展開を図っていくこととしておりま、介護保険の介護予防、日常生活支援総合事業におきましても、宿毛市の実情、ニーズを十分に取り入れた高齢者の介護予防、運動機能の向上維持を目指した、新しい事業への取り組みについて、力を入れていくこととしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今回は、地方創生の問題、地方公共交通の充実、高齢者の健康の問題等について、質問をいたしました。

やはり、共通して、何回も言いますけれども、財政の壁にぶち当たるわけでございますけれども、本当に、それぞれの皆さんに抱えておる、大変重要な課題であろうかと思いますけれども、特にお年寄りの問題については、これも計画倒れに終わるのではなく、実行ある取り組みを心からお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前10時59分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉真弓でございます。ただいまより一般質問をいたします。

1項目めの地方創生について。

地方創生についての取り組みについてをお伺いいたします。

先ほどの松浦議員の質問に対するお考えから、概要は伺いました。市長お話のとおり、1次産業振興や、少子高齢化対策などに真正面から取り組んでいく本市において、この地方創生は追い風であり、将来に向かって発展していくための絶好の機会と捉えておられます。そのとおりであろうと存じます。

2月7日、石破大臣のお話が高知市であり、拝聴いたしました。その後の御発言からも、再生とは言わない、創生である。同じモデルでは

だめだ。また、努力したところと努力しないところが同じでは、国全体が沈んでしまう。地方の活性化が新しい日本をつくる、とおっしゃっています。

市民の多くの方は、何とかこの機会に、と多くの期待を寄せております。

そこで気になる施策などをお伺いしたいと存じましたが、詳しくは、先ほどのお答えの中から、本定例会終了後に、政策審議会において協議、地方総合戦略の中に生かしていく趣旨の御発言もありました。

今後、発足を計画されている審議会の協議を通じて、宿毛市として、地方総合戦略が策定されると期待いたしますが、2月8日付の読売新聞によりますと、既に地方創生関連の第1弾が、具体的な形で動き始めております。

一つ、地方向け交付金は、総額4,200億円は、月内に交付。地方創生コンシェルジュにおいては、871名は先月末に決定済み。補佐役派遣は4月から実施、地方創生特区は月内に数カ所指定とございました。

かねてより、早期に対策と、気にかかっておりました数々の問題に対して、宿毛市が実行のある計画と実現に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、まち・ひと・しごと創生という観点から、まず1番目の課題としての雇用問題について。

2番目の、地方衰退の大きな要因である人口減少、過疎化に対しての少子化対策。

3番目として、地域の、特に大きな活力源として期待されている、女性の活用の場の拡大について。拡大していくことが不可欠であると思いますが、男女共同参画について、市長の所信をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 1番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

国が策定した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでも、人口減少問題の克服が重要課題とされており、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会、経済環境を実現するために取り組むとあります。

高倉議員から御提案をいただきました雇用対策や、少子化対策等の施策につきましても、国の基本方針の中に位置づけられておりますので、今後、宿毛市の地方版総合戦略を策定する過程において、十分議論し、必要な施策については、積極的に取り上げていかなければならないと考えております。

国の補正予算に伴う地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業交付金の中の、地方創生先行型交付金を活用した施策につきましては、現在、国に申請中であります、本議会中に、平成26年度一般会計補正予算として、追加提案させていただく予定です。

この地方創生先行型交付金を充当する施策につきましては、今後、策定する宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を先取りして、取り組む事業であります、直七産地化推進事業を始め、森林資源活用人材育成事業、移住定住促進事業、宿毛市観光振興事業、産業集積地域立地企業拠点強化事業、あつたかふれあいセンター事業など、14事業を申請中であります。

未来の宿毛市が、活気ある地域として、持続的に発展していくために、現在の状況をしっかりと分析し、地域の声や、各界から参画していただく専門家の意見等も取り入れながら、これから宿毛市に何が必要な施策なのかを見きわめ、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御答弁ありがとうございます。

います。

石破大臣は、国、県、各部署を横断したまちづくりを定めるとし、財務大臣・麻生副総理においては、創生は地方の競争であるとも御発言がありました。

地域間競争が心配される中において、宿毛市の行政に求められる課題は、山積であると存じます。

ただいま御答弁いただきましたように、直七や森林ですね、移住促進観光、あったかふれあいセンターなど、14事業ですか、大変、前向きの御答弁をいただき、市民の皆様にもその心が伝わったと存じます。

宿毛市が生き残るためにも、十二分に努力する大事な時期でもあります。

市民の認識、共感を高めて、理解していただくとともに、御一緒に行動していただけるよう、御関係の皆様の御支援、御協力のもとに実行できますよう願いまして、次の質問に移ります。

2項目め、教育問題について、教育長にお伺いいたします。

質問に先立ち、川崎市で起きた残念な事件に対して、心からお見舞いを申し上げます。

川崎市教育委員会におきましては、1週間以上欠席している児童生徒は、トラブルに巻き込まれていないか、調査を実施したとございます。宿毛市の教育行政方針の中においても、重要目標に挙げ、さまざまに対処されている様子が伺えます。

そこで、1番目に、いじめ、不登校の問題について、現状をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。高倉議員の御質問にお答えをいたします。

まず、初めに、議員もおっしゃいましたように、川崎の事件につきましては、心からお悔やみを申し上げますとともに、現在、日本各地で

いろいろないじめの問題が起こっておりますので、そのことについては、常日ごろ、私も心を痛めているところでございます。

それでは、お答えをいたします。

宿毛市におけるいじめ、不登校の現状についてとの御質問でございましたけれども、本年度は、まだ年度途中でございますので、数字が確定はしておりませんので、昨年度の数字でお答えをいたします。

平成25年度におけるいじめの認知件数いたしましては、宿毛市の小学校で15件、中学校では1件でございました。

平成25年度における不登校、年間に30日以上の欠席児童生徒について、不登校という扱いをしておりますけれども、その不登校の児童生徒数でございますが、小学校では3名、中学校では12名となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

再質問をいたします。

お聞きした数字が、どう判断したらいいか、私には見当がつきません。もちろん、ゼロという数字が理想であることは、誰もが望んでいることです。

今回の事件から、有識者の御意見の中に、教師と子供の関係で、ある意味で暇な時間、私はそのことを聞いたとき、余りその言い方に対してはと思って、疑問を持っておりますが、授業時間以外の給食とか、放課後を指していると捉えました。その時間に、たわいのない話をする機会があれば、多くの子供たちから情報を得られたのではないか、とありましたが、現状では、先生方が忙し過ぎて、余裕がないことが見受けられます。

宿毛市の現状はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

その前に、暇な時間ということにつきまして、御理解をいただきました。ありがとうございました。学校におきまして、本当に暇な時間というのは、先生方にはございませんので、その点について、議員の御理解いただきましたこと、本当にありがとうございます。

再質問にお答えをいたしますが。

文部科学省が実施をしております教員実態調査の結果においては、以前に比べまして、教員の勤務時間が増加をし、教員の多忙化が顕在化していると言われております。これは、高知県でも宿毛市でも同じことでございますが、宿毛市においても、状況は同じでございまして、通常の授業のほかに、補習授業、生徒指導、学校行事など、児童生徒にかかる時間以外に、会議であるとか、研修会であるとか、あるいは教材研究、それから提出資料の作成などにも、大変たくさん時間を使われておりますので、それが宿毛市におきましても同様でございますが、宿毛市の先生方、大変、皆さん頑張ってくださっておりますし、学級指導や部活動、あるいは昼休みなどを通じて、生徒と少しでも多くの時間を共有して、接觸する中で、情報収集に努めております。

また、子供たちが抱えているさまざまな悩みや問題を見逃さずに、きめ細かい対応をするために、本市におきましては、スクールソーシャルワーカー、SSWといいますけれども、不登校支援員、それから生徒指導推進協力員を学校に派遣をしておりまして、学校を支援する取り組みをしております。

また、スクールカウンセラーにも、相談業務を実施していただいておりまして、児童生徒や保護者の支援にも努めしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

先生方が多忙な中、懸命に努力いただいているということに対しまして、感謝いたします。

新規事業の中にありました校内清掃手数料とあり、小中を合わせてもわずか20数万円程度の記載がありました。これは、台風など、突発的な事態に対するものであるとお伺いいたしております。これでは、先生方の仕事の軽減につながるものではなく、改善にはほど遠いものと考えます。

今後は、最近、今まであったというか、ずっとなかったわけなんですが、学校の用務員制度ですね。例えば、全校に無理ということであれば、東地区を例にとれば、平田小学校、山奈小学校、東中学校など、またいだ、横断した形ができるような用務員配置、それを各中学校ごとにすれば、人数的には、人数が多くなると思いますが、そういうことも考えて、ぜひ先生方が今以上に生徒さん、お子さんたちと向き合える時間をつくれないかということなどを、教育長に前向きに御配慮をお願いして、2番目の市民聴講制度についてお尋ねいたします。

教育行政方針の中にございます学校、保護者、地域、行政が同じ方向に向かって、ともに協力して取り組んでいけるよう、努めてまいりますとあります。

その部分について、現状をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学校、保護者、地域、行政が協力している取り組みの現状についての御質問でございました。

保護者の方や地域の方々には、日ごろから学校における事業や行事、あるいは学校運営等にも御協力をいただいております。

今回の御質問は、教育行政方針の記載事項についての御質問でございますので、教育行政方

針に沿ってお答えをさせていただきます。

教育行政方針の重点目標、施策の中にも記載をしておりますが、宿毛小学校においては、平成23年度から、学校運営協議会、コミュニティースクールというふうに申しますけれども、それを設置をいたしまして、地域による学校支援体制の充実を図っております。

これは、地域の住民の方々、それから保護者の方々、学校関係者、有識者等が協議会の構成員となりまして、保護者や地域住民の学校運営への参画の促進や、連携強化を進めることによりまして、信頼関係を深め、一体となって、学校運営の改善であるとか、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

また、そのほかの学校においても、開かれた学校づくり推進委員会等がございますので、その会を通じて、地域ぐるみの子供の教育を考え、支える環境づくりに努めるように取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。
再質問をいたします。

お答えいただきましたとおりに、私が関係しております婦人会関係におきましても、学校行事、お餅つきや見守り、放課後子ども教室などに参加いたしております。

地域で子供たちを支えるのは、大人の役目と存じます。

同僚でもあります山戸議員においては、早くより、東中学校において、ともに学ぶ支援活動を実行されています。

毎週何日とか、数年に及ぶ、息の長い取り組みに対しては、その大変さを痛感するとともに、御関係の、現在は6名ほどいらっしゃるとお伺いしていますので、皆様に、この時間にというふうに、決められた時間に行くのは、本当に大

変だと思います。でも、そのことは本当にありがたい、心から感謝申し上げます。

そして、そのことは、着実に、進学率などを通して、成果が出ているということは、学校からもお伺いしております。

そのことも踏まえました上で、今回は、反対に学校から地域への協力、周囲の大人向けの手助け、働きかけについて、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

日ごろから、各学校におきまして、地域の方々、それからボランティアの方々が、いろいろな形で、それぞれの学校に御協力をいただいていることに対しまして、この場をおかりいたしまして、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

高倉議員から、学校から地域への協力や、働きかけについての御質問をいただきました。

昨年度、片島中学校においては、高知県実践的防災教育推進事業の指定を受け、校区の保育園や小学校への出前授業であるとか、高齢者宅を訪問させていただいて、災害時における不安などについての要望を聞くなど、生徒たちが、地域とともに防災意識を高める取り組みを実施をしてまいりました。

また、宿毛中学校では、生徒会を中心に、ボランティア活動として、地域の清掃活動を行うなど、各学校においても、それに地域貢献活動を行っているところでございます。

学校においては、学校通信やホームページ等を活用いたしまして、学校での児童生徒の様子であるとか、学校行事等など、地域の皆様に情報発信を行いまして、地域の皆様に少しでも協力をいただく中で、学校運営を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

片島中学校や宿毛中学校の取り組みについて、大変評価いたします。

お子さんが訪問したら、高齢者の方は、どんなにかうれしかっただろうと思います。

学校通信という点においては、私の地元の学校からも、回覧を通じて情報をいただき、○○さんとこのお孫さんが、こんな大会に出ちよつたでというふうな話題になります。

そこで再々質問をいたします。

学校が、児童生徒の教育の場であることは、主眼はあくまでも子供に向けられるべきですが、学校の教育機関としての特徴は、広く市民教育、生涯教育の面においても活用できるのではないかと存じます。

最近、大人の学校聴講制度ということを知る機会がありました。安倍総理みずから進められておられます。教育長においては、既に御存じであろうと思いますが、お伺いを申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

大人の学校聴講制度を知っているかとの御質問でございますけれども、その内容については、大変申しわけありませんが、詳しくは存じ上げておりません。

しかし、大学で学生以外の聴講生を受け入れている市民聴講制度があるということは存じております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

今回、御紹介いたしたいのは、総理のおっしゃる生涯学習から見る学び直しと少し違います。なぜなら、学ぶさきの大学は、この宿毛市にはありません。

高齢者を対象にしたさくら大学は、現在、多くの市民の生きがいにつながっておりますこと

は、承知いたしております。

今回、少し観点が違います。

教育長、愛知県扶桑町を皮切りに、小中学校の大人の聴講制度を実施している自治体が存在しております。少し長くなりますが、お聞きください。

去る1月、私たち市民クラブ、松浦、山戸、山上、高倉の4名は、福岡県那珂川町へ政務調査を実施いたしました。

那珂川町といいますので、幡多近辺の町しか想像できなかつた私の期待を大きく裏切り、秋の国勢調査に向かって、市になろうとするのぼり旗が、あちらにもこちらにも立っていました。

人口5万人にあと200人足りないそうです。宿毛市の2倍以上の町でした。でも、その200人を集める、住んでいただく、ふやすという、すごく前向きな町がありました。

教育委員会や聴講生を受け入れている小中学校の校長先生にお話を聞きするとともに、その授業風景も参観させていただきました。

小学校4年生の国語の授業でした。中国から日本に、結婚して来られた女性1名ですが、日本語がわからず、1年生のときから始まり、順番に進級してきたということで、全く違和感がないばかりか、先生の御質問に対しても、四苦八苦しながら、真剣に答えようとする姿は、まさに感動的でした。

今回、発表できる人、と先生が手を挙げることを促しました。彼女に対しても、きょうはたくさん指名しますよと、先生の御発言にも、このような視察になれているのか、仲間の生徒の方に、何やら了解とともに、たくさん指名されて、かわいそうだというような、いたわるような雰囲気が見られ、それに年齢格差を感じませんでした。

大人の同級生の存在が、クラスの生徒の刺激

になって、好ましい効果を上げていることが多いという、学校並びに関係者の評価の声にうなづけました。

そして、宿毛市でも、この聴講制度導入に向けて、取り組むお考えがないかをお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

聴講制度の導入に向けての、考えがあるかということについての御質問でございましたが、議員が言われます聴講制度は、現在、取り組んでいる市町村も、非常に少ないと思われますので、その取り組みについて、学校教育の場を、生涯学習の場として提供する制度の内容であるとか、あるいは事業の狙いであるとか、聴講生に生きがいの提供や、児童生徒への思いやりと、学習意欲の向上などを、包括的にいろいろ研究を、今後してまいりたいと、このように思います。

どうもありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。ぜひとも研究をお願いしたいと存じます。

もう少し、聴講制度のことを御紹介いたしたいと思います。

聴講制度の内容といたしましては、聴講制度は、生涯学習の場として提供するものであるとして、一つ、現在、学校で行われている授業であり、科目は選択できる。授業参加、生徒、児童と机を並べて勉強する。一つ、資格に制限はなく、年齢なども不問である。一つ、学校で教えられている教科が基本となりますが、1教科だけでも、または全教科通してでも受講できるとあります。

制度の狙いは、1、生涯学習の場。2、地域に開かれた学校づくり、3、生きがいの提供と学習意欲の向上。4、より質の高い学習活動。

5、教員の意識改革などとなっておりますが、この制度の多くが、予算を伴わずに実行できることがあります。

那珂川町は、平成17年、5名からスタートいたしましたが、平成20年度は10名、平成25年度までの数は、延べ66名。町内七つの小学校、三つの中学校、そして町立の高校1校であります。

そこで、受講生の年齢は、82歳の女性が英語、64歳の男性は数学。この男性の方は、テストで100点をとり、生徒さんに刺激を与えたと聞いております。通知表ももらっていたと、テレビで紹介されておりました。

64歳の方が100点とるんやから、僕らもとらんとあかんというふうに、そういうふうな御意見があつて、本当にいい意味で、刺激になっているということを感じました。

このことによりまして、先にお伺いしたいじめの問題などがなくなったり、落ちこぼれがなくなったり、近年では、工業高校などに聴講制度が採用され、町工場の新技術を習得する機会にもなっているようであります。

議事堂に入ります前に、教育長が一番先に議事堂に入られまして、いつでも先を越されます。

教育長は、いつでも先に、本当に一番先にという形で、この議場に入ってこられます。

那珂川町のこの制度は、教育長がやるぞといった一言から始まったと伺っております。さまざまな観点から、調査、教育、関係者の方々に、視察などを御検討いただいて、そのことが、宿毛市の教育環境に大いなる未来をと願い、教育長の前向きな研究を心から期待しまして、次の質問に入れます。

3項目めに、防災無線、携帯電話などの難聴地域の解消についてをお伺いいたします。

難聴地域がたくさんあることは承知いたしております。今回は、主要地方道、宿毛宗呂下川

口線において、住民の方からの御意見をもとに
お伺いをいたします。

宿毛市石原から舟ノ川、坂井峠を越え、土佐
清水市に至る県道は、地形の関係もあり、携帯
電話の受信もかなわず、脱輪事故などが発生し
た場合、近くの住民に固定電話にて助けを求める
状況が頻繁に見られます。

また、当然、インターネットなどの整備が整
っていない状況なので、家がありながら、若者、
子供さんが便利な市街地に出てしまう。

今回の件は、平田地区に移転という状況でし
たから、市外に出られたのでなかつてよかったです
なんて、勝手に思いました。

お話を伺い、わずか2日間でしたが、朝・夕
の時間帯の通行量を調べました。当然、短時間
で、個人ですので、行政等の調査とは大きな開
きがあるとは思いますが、結構な交通量があり
ました。

県道ということもあり、県外の観光客につい
て、ナビでは近道での御利用の方も見受けられ、
そのためにトラブルがあることも現状です。原
状回復の手立てが見られないか、宿毛市の県関
係機関への対応について、お伺いいたします。

市長にお伺いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 携帯電話の通話エリア
の拡大について、お答えいたします。

この件については、これまで各携帯電話事
業者と協議を進める中で、取り組んでまいりま
した。

平成16年度は、坂本地区に基地局を整備し、
平成21年度には楠山地域まで拡大しております。

一方、エリア外の地域といしましては、議
員より御質問いただいております舟ノ川地区を
初め、都賀ノ川地区、京法・還住藪地区がござ
います。これらの地域につきましても、これま

で基地局の整備等について、携帯電話事業者と
協議を行ってまいりましたが、各携帯電話事業
者においては、基本的に、地理的条件や、事業
採算性等を踏まえて、整備を進めるかどうか、
判断をしているため、今のところ、これらの地
域への基地局及び伝送路の整備は、厳しい状況
にございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

民間も含めてということですが、なかなか厳
しいのは、本当によくわかります。

何とか防災無線的な感じで、地域の方に状況
は改善されることを、関係者さんに対応してい
ただきたいと存じまして、4項目めの質問に移
ります。

市道栄喜芳ノ沢線の整備について、市長にお
伺いいたします。

栄喜の方の御心配、特に元栄喜小学校から大
月町芳ノ沢に避難する方においては、一つ、避
難場所が津波の来る方向に向かい、避難するの
には心理的に恐怖がある。

一つ、避難場所が墓地並びに急傾斜地の階段
であり、墓石などが転倒し、高齢者が対応でき
るか不安であるために、市道を避難道に使いた
い。

けれども、過去の災害が示すように、普通の
雨においても、すぐに崩れる状況である、などと、
実態に即した疑問、不安の声がありました。

3月3日、改めて当地区の確認にまいりました。
雨の降り始めました午後5時半、人家の切
れたあたりで、栄喜ナンバー42の防災設備の
倉庫があり、ソーラーパネルもありました。

海からすれば、ある一定の距離かなと、私自
身は感じましたが、以前、御質問いただいた方
からよると、寒い日や雨の日などに、どう対応
したらいいのか、ということでした。

もう時間的にうす暗くなった現場で、その御心配ももっともだと感じましたが、お話をいただいたときには、地区長さんに御相談し、皆さんで地区の意見をまとめて、ふだん使わない衣装箱などにも服などを入れて、もしもの災害に、地区全体で備えるように、地区全体でお考え願えませんかと答えるのが精いっぱいでした。

宿毛市と大月町までの数キロの道の中に、あきらかに路肩の崩れた箇所が二つ、少し崩れているかなと思われるところが1カ所、直ちに通行に差しさわりはございませんでしたが、対向しづらい1車線から考慮すれば、大月町方面への高く、遠くへの避難道という、事前防災の観点が必要ではないかと思い、お伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市道栄喜芳ノ沢線については、これまで台風による土砂崩れ、路肩崩壊の被害を受け、災害復旧した経緯があって、防災上、万全であるとはいえません。

海岸区域から、海拔の高い山間部へつながる市道は、小筑紫地域でも数多くあり、どの路線も同様に、整備の行き届いていない状況があり、順次、整備していく必要があると認識はしております。

今後は、他の地区も含め、各路線に優先順位をつけながら、順次、整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

順次整備をというお答えをいただき、大変心強く思います。

小筑紫地区は引き波、栄喜地区は寄せ波という、先人の言い伝えからすれば、津波の早い到達時間が予想され、当地区においての不安をぬぐい切れない地区の御意見ももっともあると、

思わずにはいられません。今度ともよろしくお願い申し上げます。

最後に、これまでの4年間、このことを聞いてくださいとの御意見を、私なりに、この場や、またいろいろなところで発言いたしました。お尋ねいただきました皆様の、思うような返事を引き出せたか、また解決できたかは、まだまだ課題のあるところでございます。

質問について、執行部や担当の方より、丁寧に、真摯にお返事いただけましたことは、この場をかりて、市民の皆様に御報告いたします。

それとともに、御協力いただきました皆様方に、心から感謝を申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前1時39分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時00分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、5番、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、第1回宿毛フルマラソンについて、お伺いをいたしたいと思います。

平成21年に、第1回宿毛花へんろマラソン2009を初めて開催をし、平成25年に、第5回宿毛花へんろマラソン2013をもって終了をした、宿毛市におけるマラソン大会でありましたが、今回、新たな種目、新たな方法で、平成27年4月18日に第1回宿毛フルマラソンを開催することになりました。

宿毛フルマラソンを開催するに当たり、いろいろと御苦労があったと思いますが、そこでお伺いをいたしたいと思います。

第1回宿毛フルマラソンのペアリレーの部、

フルの部、ハーフの部の各参加人数をお伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

第1回宿毛マラソンの参加状況についてですが、募集を1月30日に締め切り、ペアリレーによるフルマラソンの部の参加者が、71組の142名、1人でコースを2周するフルマラソンの部の参加者が352名、ハーフマラソンの部の参加者が351名で、合計845名の参加状況となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

先ほど、市長より、ペアの部、フルの部、ハーフの部と、人数の方をお伺いいたしました、合計の参加人数が845名ということでございました。

第1回目の宿毛花へんろマラソンから、ずっと、2回目、4回目、5回目と、人数を洗い出したわけでございますが、第1回目については、1,208名、第2回目については、1,148名、第4回目については、1,552名、第5回目については、1,525名。全ての大会において、1,000人以上の参加者が、今までの宿毛花へんろマラソンにおいては、参加をされていたわけでございます。

今回も、当初目標人数が、たしか1,200名程度の参加目標をされたように思っておりますが、目標人数よりも参加人数が、今回、845名と少ない感じますが、少なかった理由について、わかれればですが、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

参加者が845名で、参加者が予定ほどにな

らなかった理由とのことでございますけれども、宿毛マラソンは、ペアよりハーフのコースを、それぞれ1周をし、たすきリレーによるペアフルマラソンの部を主体とした大会となるように考えていましたけれども、余り、全国的に取り組みが少なく、実施している大会でも、近年になって実施をされているなど、ランナーの方々に浸透ができていなかつたのではないかと考えています。

今回の参加状況や、実際に第1回の宿毛マラソンの実施を踏まえ、今後の大会方針や運営についても、実行委員会の中で検討していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございました。今度の4月18日に、第1回目の宿毛フルマラソンが行われるわけでございますが、終わった後に、実行委員会を開いていただきて、検討していく、再度また種目等については、検討されていかれることだと思いますけれども、今回のことを見まえて、第2回目のフルマラソンについても、予算計上しておりますので、その点、十分議論していただきて、来年の第2回目には、1,000人を超えるような、すばらしい、1,000人超えなかったからすばらしくないということではないですけれども、人数が多く集まるような大会にしていただきたい、そのように思っております。

次に、宿毛花へんろマラソンに参加していた方に対しまして、フルマラソン再開のはがきなどを送ったのかどうなのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

第1回宿毛マラソンの実施に向けたPRの一環として、第5回宿毛花へんろマラソンにエン

トリーいただいた方に、今回の募集要項を郵送いたしました。

その他のPR方法といたしましては、実行委員会の皆様にも、口コミで大会PRを実施していただきましたし、ランニング関係の専門誌「月刊ランナーズ」への広告掲載、「月刊ランナーズ」を発行しているアルビーズ社に、ネット登録している会員のうち、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県の16万8,272名に向け、ネット配信、マラソン大会など、アマチュアスポーツ大会の案内や、エントリーを実施していただいているスポーツエントリー社のホームページに、12月26日から1月9日の間に、募集案内の掲載をして、市内の各種施設や量販店へのポスター掲示はもちろんのこと、県内の市町村と、大阪、九州、四国のスポーツ店へのポスター掲示の依頼などにより、大会のPR及び募集案内を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 募集については、いろいろと努力をされて、その結果、今回の人数になったのかなと思っておりますので、その点については、了承いたしました。

少し、募集の開始時期を、もう少し早目にとつていただいたら、もう少しよかつたのではないかと思っておりますので、その点も、第2回目以降に生かしていただいたらと思っております。

最後に、宿毛花へんろマラソンでは、キャラクターとして、「はなちゃん」を使っていましたが、今回、使わなかつた理由などについて、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、早く募集したらどうかという形の御

提案もいただきました。実行委員会の中で検討してまいりたい、このように考えております。

そして、第1回の宿毛マラソンは、花へんろマラソンの実績や、課題解消などを踏まえて、新たなマラソン大会として実施するように、取り組んでまいりました。

新たな大会としてのスタートであり、花へんろマラソンそのものが再開ではございませんので、これまで参加いただきましたランナーの方々にも、誤解を与えることのないよう、あえて宿毛市のPRキャラクターではありますはなちゃんですが、今回のマラソン大会においては、募集にかかる印刷物には、使用をいたしておりません。

しかしながら、宿毛市のPRキャラクターであるはなちゃんの使用を、宿毛マラソンで全面的に行わないとしているものではありませんので、花へんろマラソンで作成し、はなちゃんが使用されているもので、今回の宿毛マラソンでも使用できる看板など、大会運営に活用できるものについては、今後も活用していくようにするように考えています。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

せつかくつくったキャラクターでございますので、有効に利用していただいて、使えるところは使っていく、そのようにお願いいたしたいと思います。

それで、第1回目の宿毛フルマラソンが成功裏に終わることを御祈願申し上げております。

次に、ふるさと納税制度について、お伺いをいたしたいと思います。

平成25年第1回定例会で、ふるさと納税制度について、お伺いをいたしましたが、再度、今回、お伺いいたしたいと思います。

ふるさと納税制度がスタートして7年目、自分のふるさとや、応援したい自治体に寄附をすると税金が安くなり、多くの場合、お礼として地元の特産品などが送られてきます。

今回、市長の行政方針の表明の中でも、ふるさと納税制度が、地方創生の一つの政策として述べられております。政府も、住民税の1割だった減税額の上限を2割に拡大する方針ですし、今通常国会に提出予定の改正案が通れば、ほとんどの人が、確定申告をしなくても済む、ワンストップ特例制度が創設され、ふだんは確定申告をしないサラリーマンにも、利用しやすくなります。

そこでお伺いをいたしたいと思います。

平成24年度、平成25年度、平成26年度、また現在までのふるさと納税の年度別の件数と金額について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ふるさと納税の年度別の内訳についてございます。

平成24年度は、9件の269万473円、平成25年度は、12件、146万円、平成26年度は、本年2月末までに入金確認ができた実績で、20件の122万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございました。

ふるさと納税に関しましては、寄附いただいている件数は、年々、24年が9件、25年が12件、26年度が20件とふえておりますけれども、お金の金額については、だんだん減少傾向にあるのかなということを、今、感じました。

次に、ふるさと納税の年度別の活用状況並び

に今後の活用予定について、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ふるさと納税いただきました寄附金の活用状況についてでございます。

平成24年度及び平成25年度につきましては、寄附金を事業に充当できておりませんが、平成26年度につきまして、ふるさとの環境保全に関する事業に対して、いただいた寄附の中から、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に21万6,000円を充当し、市長が必要と認める事業に対していただいた寄附の中から、市内で行う各種イベント等で活用するための机100台を購入する事業に、91万5,840円を充当させていただいております。

平成27年度につきましては、平成26年度と同様、ふるさとの環境保全に関する事業に対して、いただいた寄附の中から23万円を、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務へ活用するよう、予算計上をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今後の活用予定、年度別の活用状況についてお伺いをいたしました。

寄附をいただいた方の思いがこもっている寄附金でございますので、そのように使っていただくのは結構でございますし、まだまだふるさと納税、今、始まって7年目でございますので、まだ残っている寄附金等もあるかと思いますけれども、残ったお金も、有効に活用していただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ふるさと納税をしていただいた方に対して、返礼品、特産品を送っていると思いますが、その返礼品の還元率について、お伺いいた

したいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ふるさと納税に対する返礼品の還元率についての質問をいただいたわけでございます。

平成27年度より、より多くの皆様から寄附をいただいている環境を整備するために、ふるさと納税ポータルサイトを活用して、クレジット決済でも寄附をすることができるよう、必要な予算を計上しております。

それに合わせて、返礼品も、寄附額の3割相当の商品をお送りするように変更しようと考えており、5,000円以上の寄附で1,500円相当。1万円以上の寄附で3,000円相当、2万円以上の寄附で6,000円相当、3万円以上の寄附で9,000円相当、5万円以上の寄附で1万5,000円相当。10万円以上の寄附で3万円相当の商品を送るように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

今、還元率が3割ということでお聞きをいたしました。今まで、10万円未満の寄附をしていた方については、3,000円相当の特産品を、10万円以上の寄附をしていただいた方に対しては、8,000円相当の特産品を、返礼品として送っていたと思われます。

今回、3割の還元率にした理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 御質問に対しまして、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税制度に関しまして、平成27年度より、返礼品の割合を3割程度ということに、かえようと、今、いたしているところでございますけれども、その3割の根拠はということの御質問だったと思います。

ふるさと納税をした場合は、議員御承知のように、本人の個人住民税の所得割の1割を限度として、いわゆる控除がなされるということで、全国的に寄附をいただける方の平均的な納税額、全国大都市部、あるいは地方部ございますけれども、平均をとりますと12万円程度になります。したがって、1万2,000円が限度と、12万円にしますと、そういうことになります。

そうしたことから、1万円を寄附した場合には、控除額という、いわゆる免税対象外の金額が2,000円ございますので、1万円の場合は、8,000円が税額控除になるということになっております。

今回、1万円を寄附していただいて、3割ということになりますと、3,000円相当の商品をお返しするということで、8,000円が本人が税額控除を受けられる。さらに、3,000円相当の品物をお送りするとなりますと、本人、納税した方は、結果的には1,000円相当が利益になるということになっております。

こういったことから、国においても、この返礼品が過剰にならないようにということに関して、総務省のほうからも、各市町村に指導がまいております。

そういったことから、我々、総合的に勘案する中で、3,000円相当であれば、いわゆる寄附していただく方にとっても、寄附して、地域の特産品もいただけるし、大きな負担にもならないということにつながってくるのではないかということから、今回、3割相当というふうに設定をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。
○5番（岡崎利久君） 詳しい説明をありがとうございました。

他の自治体を見てみると、還元率については、75%を還元している地域であるとか、50%を還元している地域もございます。

この特産品については、一つの考え方として、地元の特産品ですので、地元の業者がつくった特産品を送らせていただくような感じになるかと思いますので、地元企業に、それだけのお金が落ちるような考え方で、私はおるわけですけれども。その返礼率を上げることによって、地元に落ちる、企業に落ちるようなお金がふえたら、それだけ税収もふえるのではないかなどという、一つの考えはありましたので、今、還元率についてお伺いをいたしました。

今の答弁で十分わかりましたので。

次に、返礼品、特産品の商品区分を2区分から6区分にした理由について、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

商品区分の変更についてでございますが、これまで、10万円未満の寄附をしてくださつた方には、3,000円相当の商品を、そして10万円以上の寄附をしてくださつた方には、8,000円相当の商品を、返礼品としてお送りしておりましたが、ふるさと納税ポータルサイトを利用している他市町村の事例等を参考にしたところ、インターネットを利用して寄附をしてくださる方は、1人当たり1万円から3万円の寄附をする方が多く、その部分を細分化して、返礼品の価格を設定することで、より多くの方から寄附をいただけるようになるのではないかというふうに考えまして、6区分に変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。
○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

2月の広報紙で、返礼品の募集をしておられたと思いますが、現在、どの程度の返礼品が集まっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

広報すくも2月号でお知らせしました、ふるさと納税協賛企業等の募集に対しての応募状況についてでございますが、協賛企業として、応募予定ということで、7件の事業所から連絡をいただいております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

今、件数的に7件ということでございましたが、ちょっと少ないのでないか、そういうような気がします。

広報紙以外で、どのような方法で、この返礼品を募集する方法をとっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

返礼品の募集につきましては、広報紙以外では、市のホームページでも募集をさせていただいております。

現在、7社の申し出があったというところでございますけれども、まだまだ調べてみると、十分、そのほかの企業等においても、出していただける可能性はあるところがございます。

そういう点で、直接、そういう形の連絡をするなり、いろんな形で、可能な限り、ふやしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございます

いました。また、今後もふえる予定があるということでございますので、数はふやしていかないと、寄附金がふえてくると、商品がなくなる、特産品がなくなってしまうような危険性もあるかもしれません。

それに対応して、あらかじめ、多くの企業と、こういう商品のことを考えた上で、多くの企業とこういう契約というか、していただいたらなと思っております。

次に、ふるさと納税の寄附金がふえると、担当課の職員だけでは対応できないと思いますが、その対策について、お問い合わせいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

職員のそういう人手不足という形になるのではないかということで、御心配をしていただけて、ありがとうございます。

ふるさと納税に関する事務が、急激に増加した場合の職員体制ということの質問でございますが、事務の煩雑さを想定をして、平成27年度予算に計上をしておりますが、インターネットでの受付から、協賛企業等への連絡、カタログの制作など、ふるさと納税に係る業務全般を委託するように考えております。

寄附金受領書の発行や、直接、市役所窓口へ連絡をくださる方への対応業務等、これまでどおり、企画課で行う業務も残りますが、ほとんどの業務を委託することで、寄附をしてくださる方が急増した場合でも、十分、対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございました。

最後に、ふるさと納税制度について、一つ提案として、将来的にお中元やお歳暮、父の日、

母の日などの贈答用途としても使える方法を考えはどうかと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

贈答品用途等にもという御提案、ありがとうございます。

これまで、寄附をしてくださった方以外への返礼品をお送りすることは、考えてこなかったのですが、御提案をいただきましたので、今後、検討することの一つとして、考えてまいりたいと思っております。

協賛企業として加わってくださる、かかわってくださる地域の方々と、一緒にふるさと納税推進事業を盛り上げていけば、地域の活性化にもつながるものと考えておりますので、皆様から提案いただいたことを検討しながら、よりよい事業になるよう、さらに工夫をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから、検討をしていくということでございますので、十分検討の上、いろいろなことにも対応していくようにしていただきたいと思います。

平成27年度ふるさと納税制度については、目標金額が1,000万円とお聞きをしております。できれば、この1,000万円がゆうに超えるような、そのような活動等々をしていただくとよいのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、認知症対策について、お問い合わせいたします。

日本において、認知症の人の数は、平成24年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されています。

正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害

と推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人、または、その予備軍ともいわれています。

平成37年には、認知症の人は、約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとの結果が、明らかになりました。

認知症の人が、認知症とともに、よりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくことが求められています。

新オレンジプランの基本的考え方として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとしております。

新オレンジプランでは、七つの柱に沿って、施策を推進していくとあります。

一つ目が、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進。二つ目が、認知症の容体に応じた、適時適切な医療、介護などの提供。三つ目が、若年性認知症施策の強化。四つ目が、認知症の人の介護者への支援。五つ目が、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進。六つ目が、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発及びその成果の普及の推進。七つ目が、認知症の人やその家族の視点の重視であります。

そこで、本市の取り組みについて、お伺いをいたしたいと思います。

まずは、認知症への理解を深めるための普及、啓発の推進について、お伺いをいたしたいと思います。

宿毛市における認知症サポーターの数と、その活動について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

認知症対策についての質問でございました。

認知症対策につきましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域の、よい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが策定をされております。

その中で、認知症サポーターにつきましては、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進を図るものとして位置づけられており、認知症の人や、その家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目標として、要請するものです。

養成講座の内容としましては、認知症の基礎知識や、認知症の人への対応の仕方、家族支援の方法等について、約90分程度の研修を受けていただくものであり、本市では、現在、民生委員を中心に、105名の方に受講していただいております。

その活動につきましては、前述のとおり、認知症に関する正しい知識を持っていただき、地域で認知症の人と、その家族を理解者として見守る応援者として、できる範囲で手助けを行うという活動をしていただいております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

今、認知症サポーターの数については、民生委員を中心に105名の方が、サポーターになっているということでございますが、まだまだ、今年度から始まった事業でございますので、少ないのは当たり前なのかもしれませんけれども、認知症の人の数が多いだけに、まだまだ、どんどんと養成講座なりふやしていただいて、人数のほうを大幅アップできるような取り組みをしていただきたいと思います。

次に、認知症サポーター養成講座を終了した人が、復習も兼ねて学習する機会を設け、より上級な講座など、地域や職域の実情に応じた取り組みを推進していくべきであると考えますが、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市での認知症サポーターの養成講座は、今年度から開始しており、第6期介護保険事業計画では、認知症高齢者支援の普及啓発の一つとしまして、より多くの市民の方に受講していただくことを目指し、計画的に養成講座を開催してまいります。

その後の取り組みといたしまして、地域の実情に応じて、さまざまな場面で活躍していただけることに重点を置き、養成講座を終了した方に対する、さらなる学習の機会や、サポーター同士の意見交換等を含めた、講座開催に向けた取り組みについて、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。この認知症サポーター養成講座、受けただけでは、受けただけのものになってしまいますので、その後の取り組みについて、今もしていくということでございますので、その点、十分、していっていただきたい、そのように思っております。

学校教育などにおける、認知症の人を含む高齢者への理解の推進が挙げられているわけでございますが、小中学校での認知症サポーター養成講座を開催する予定はあるのかどうなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

第6期介護保険事業計画におきまして、より

多くの市民の方に対する認知症サポーター養成講座の実施を考えております。

新オレンジプランの中でも、学校教育等で、認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような、教育の推進がうたわれておりますので、今後、教育委員会とも協議する中で、検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。若年性認知症の場合、家族など、身近にいる人の気づきがなければ、早期発見、診断に結びつくことは難しいと考えますが、早期発見するための取り組みについて、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

認知症の早期発見のための取り組みといたしましては、認知症の症状や、発生予防、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進めるとともに、本人や家族は、小さな異常を感じたときに、速やかに、適切な機関に相談できることが重要になってまいります。

また、認知症の容体に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスの確立が必要であることから、小冊子を作成し、その周知を図ってまいります。

あわせて、地域、職場等のさまざまな場におけるネットワークの中で、認知症の疑いがある人に、早期に気づいて、適切に対応していくことができるよう体制を構築してまいります。

さらに、早期発見された後には、専門的な認知症の鑑別診断を行い、速やかに、適切な医療、介護が受けられるよう、認知症初期集中支援チームといった対応体制の構築を、地域包括支援センターを中心に、実施してまいります。

以上でございます。

- 議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。
- 5番（岡崎利久君） 次に、宿毛市における相談窓口の設置状況について、お伺いをいたしたいと思います。
- 議長（浦尻和伸君） 市長。
- 市長（沖本年男君） お答えいたします。
- 認知症に関する相談につきましては、保健介護課及び宿毛市総合社会福祉センター内に設置しております、宿毛市地域包括支援センターが、窓口となっております。
- 同センターにつきましては、地域包括ケアの中核拠点として、認知症を初め、高齢者やその家族の介護、生活に関する悩みや相談を受け、保健介護課とともに、その内容に応じて、関係機関と連携し、医療、介護など、適切なサービス費や制度の利用へつなげていく、総合的な相談窓口として、取り組んでいるところであります。
- 以上でございます。
- 議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。
- 5番（岡崎利久君） ありがとうございます。
- 最後に、家族向けの認知症介護教室などの普及促進の取り組みについて、お伺いをいたしたいと思います。
- 議長（浦尻和伸君） 市長。
- 市長（沖本年男君） お答えをいたします。
- 認知症の人の家族支援につきましては、介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点に立って、精神的、身体的負担を軽減する取り組みが重要となつてまいります。
- 本市におきましては、認知症の人と家族の会、幡多家族の会による積極的な支援活動が、介護者の負担軽減につながっているものと考えております、その会の協力も得る中で、認知症高齢者等介護者の集いを2カ月に1回、開催しております。

その集いでは、日ごろの介護の苦労や、体験などを話し合い、情報の共有を図るとともに、認知症グループホームの見学等、介護を取り巻く課題に対する学習の場となっております。

第6期介護保険事業計画の中でも、こういった集いの普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 市長、詳しい説明をどうもありがとうございました。

以上で、5番、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時56分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、野々下昌文でございます。通告に従いまして、質問を行います。

私の質問は、地方創生に向けた宿毛市の取り組みについてと、国の補正予算と新年度予算について、どのように宿毛市で使われていくのかという質問でございます。

地方創生については、午前中にもたくさん質問がありましたので、かぶる部分があると思いますけれども、よろしくお願ひをいたします。

お昼過ぎで、眠くなる時間でありますけれども、もう少し我慢を、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

昨年12月27日、日本の人口の現状と、将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向性を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン

ン、及びこれを実現するため、今後5カ年の目標や、施策や、基本的な方向性を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略が取りまとめられました。

現在、地方から、若者を中心に多くの人々が東京圏へと流出しております。人口の流出は、地方経済の停滞ばかりでなく、さらなる人口減を招いております。

人口減少を抑制し、成長への将来像を示す長期ビジョンでは、人口減少対策の基本的な視点として、東京一極集中のは正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した課題の解決、3点を挙げ、地方創生で人口減少に歯止めをかけければ、2060年に人口1億人程度を確保できると展望しております。

若者の希望が実現すれば、出生率は2013年の1.43から1.8程度まで向上する見通しを踏まえ、政策を総動員をすることを前面的に打ち出しております。

また、総合戦略では、その基本として、地方での安定した雇用の創出、人の流れの転換、若者の結婚、出産、子育てに対する希望の実現、時代に合った地域づくりの四つの柱を挙げております。

具体的には、2020年までに30万人分の若者雇用を創出するほか、地方移住に関する情報提供や相談支援を行う、全国移住支援センターを、14年度中に開設をする。

また、妊娠・出産、子育てへの切れ目ない支援や、中核市を中心に、市町村が連携し、生活基盤や、活力ある社会経済を維持する取り組みなども盛り込まれております。

こうした地方の取り組みに対して、国は地域経済分析システム、いわゆるビッグデータを開発し、提供することによって、情報支援、小規模市町村へ国家公務員を派遣する地方創生人材支援整備や、相談窓口となる地方創生コンシェ

ルジュの選任などによる人的支援、地方創生の先行的な取り組みを支援するために、国も14年度補正予算案に、地方がより自由に使える交付金1,700億を盛り込むなど、財政や情報提供、人材派遣の面で自治体を支援する方針が示されております。

来年度に向けて、いよいよ地方にさいは投げられたわけであります。こうした国の長期ビジョン、今後の総合戦略について、市長の見解と本市の取り組みの方向性について、お伺いをしたいと思います。

最初に、国が示した長期ビジョン、総合戦略についての市長の見解について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 6番、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

地方創生の国の長期ビジョン、総合戦略の見解についての質問をいただきました。

午前中の松浦議員の一般質問でお答えいたしました内容と、重複するところもございますが、よろしくお願ひいたします。

昨年12月、政府は、まち・ひと・しごと創生に係る長期ビジョンと総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みが始まりました。

現在、厳しい局面にさらされている地方において、人口動態も含めた社会情勢や、地域の特徴を直視し、1次産業の振興や、本市の魅力の強みを生かした取り組みなど、まちづくりのあり方を示す具体的な策定が求められています。

人口減少だけでなく、少子高齢化も進む中、1次産業の振興や、少子高齢化対策に、真正面から取り組んでいる本市にとって、この地方創生の動きは追い風であり、将来に向かって発展していくための絶好の機会と捉え、できるだけ速やかに、行政内部における方向性を整備し、その上で市民代表や産業界、金融機関、労働団

体、行政機関等で構成する審議会において、広く意見を集約し、地域の特色やアイデアを生かしながら、本市の特性にあつた総合戦略となるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

本市のようなところで、地方人口ビジョン、地方総合戦略の策定というのは、非常に難しい取り組みになつてこようと思います。

そんな中、長期ビジョンについては、一人の女性が生涯に産む子供の数の推計を示す合計特殊出生率、2013年には1.43が、20年には1.6、30年に1.8、40年に2.07にアップをすれば、60年には政府の目標である総人口1億人程度の確保ができると推計をしておるようあります。

この40年に2.07という水準は、人口が増加も減少もしない状態となる人口置換水準に当たるとして、出生率の2.07への引き上げが、人口を安定する必須の条件といわれております。

本市の合計特殊出生率は、20年から24年、1.57で、全国平均よりも高い状態にあります。

ですから、若い人が本市で働き場があり、生活ができれば、5年後の1.6というのは、2020年の1.6というのは、割と簡単にできるのではないかと思いますが、この目標を達成するための総合戦略を、15年度中につくりなさいということですが、見解の中では、産業界、行政、また金融機関、労働団体や住民代表も含めた審議会で策定に取り組むということですが、かなり専門的な知識が必要になってくるんではないかと思われます。

国のはうでは、小規模市町村への国家公務員や、研究者などを派遣する人材支援制度も、こ

としの春から始めると言われておりますが、けさも高知新聞に、地方の名品発掘へ、協議会という形で載っておりまして、総合戦略を後押しするということで、各地の特産品の発掘や販売、拡大に向け、コンビニ大手や広告代理店、インターネットの関連会社など、約20社の民間企業と地方自治体をつなぐ企画会議、ふるさと名品開発促進協議会というのを発足して、各自治体を応援するということが載っております。

国の示した、こういう制度があるわけですが、各自治体は、自治体の対象に対して、1割程度しか、まだ応募がないというふうにいわれております。

本市のような工業もない、また観光産業もなく、集客の足がかりがないところは、大いに利用して、視点を大きく変えるようなことも必要ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

人材派遣等の制度等についての提案をいただきましたけれども、とにかくそういう国の施策全てについて、前向きに検討しながら、取り入れていく方向で頑張っていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 次の質問ですが、本市の地方版総合戦略の策定の方向性について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の地方版総合戦略策定の方向性についての質問でございます。

国は、人口減少問題の克服と、成長力の確保を基本テーマに、2060年に1億人程度の人口を確保することと、2050年代に実質GD

P成長率、1.5から2%程度、維持することを目標とした長期ビジョンを策定するとともに、それを実現するための5年間の総合戦略を策定しました。

この総合戦略においては、四つの基本目標、すなわち地方における安定した雇用を創出する。地方の新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域を連携すると定め、その基本目標に沿った各種施策を位置づけて、実施することにしています。

国は、平成26年度補正予算に伴う地域活性化、住民地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業交付金において、地域消費喚起、生活支援型交付金事業と、地方創生先行型交付金事業が、先行して実施されることになっており、このうち地方創生先行型交付金事業につきましては、今後、策定いたします地方版総合戦略に引き継がれていくものであります。

本市の地方創生先行型交付金を活用した施策につきましては、現在、国に申請中であります、本会期中に、26年度一般会計補正予算として追加提案させていただく予定でありますが、雇用の場の確保や、都市部からの移住促進に係る事業等として、これもずっと松浦議員にもお答えさせていただいておりますけれども、直七の産地化推進事業を初め、森林資源活用人材育成事業、そして移住定住促進事業、宿毛市観光振興事業、産業集積地域立地企業拠点強化事業、あったかふれあいセンター事業など、14事業を予定をしております。

今後、宿毛市が将来にわたって、活力に満ちた、住みやすい地域として、持続的に発展していくために、現状をしっかりと分析し、地域の声や、各界から参加していただく専門家の意見等も取り入れながら、これから宿毛市に何が

必要なのかを見きわめ、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今議会において、先ほどの2014年度の補正予算、地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業交付金、それから補正予算で出してこられるという、地方創生先行型交付金、ともに今議会終了時には、事業化に向かって動き出すということでありまし、特に、地方創生型においては、雇用が伴ってくるということでありますので、本市にとっては、非常にうれしいことだと思います。

全国では、いろいろな方向性で取り組んでいるところがありまして、皆様御存じのとおり、島根県の海士町、離島で、約10年間で360人のIターンが定住しているという、そういう取り組みをしているところもございますし、島根大学の作野広和教授が、人口減少社会を迎える世界また全国同一の価値観ではなく、地域が有する固有の価値を求めて、人口は移動する時代になっており、住みたい地域に住みたい人が移動してくる、そういう時代になりつつあるといえると。

そのような時代においては、それぞれの地域のよさを磨く必要があろう。人口がふえることが地域の幸せという時代は終わった。これからは、住んでいる人が幸せに暮らし、その幸せに共感し、後世に受け継ごうとする人が、地域を守り、支えていく時代になるといわれております。

それぞれの特色を生かした取り組みによって、そこへ価値観が伴う人が集ってくると。そういうことで、島根県の海士町なんかは、2時間もかかるような島でありますけれども、そこへ若者が、10年間で360人も移住して、学校も

増設しなくてはいけない。そういう状況になっています。それは有名なところがあります。

また、同じ島根県でありますから、雲南市には、どこの自治体も同じだと思うんですね。経済的に厳しいということで、いろんな取り組みはしてくれないということで、住民が各自治会で組織をつくって、その自治会で、自分たちが、市ができないことを自分たちがやろうという取り組みを行ってまして、消防や農業関係の組織や、学校のPTAなど、さまざまな団体が寄り合って、それぞれの、自分たちのできることをしようということで、取り組みをしておりまして、それを市が交付金で後押しをするという、それぞれ能力のある人たちが集まって、そういう組織をつくって、市全域に約30の自治組織ができて、地区でたった一つの商店が撤退した後、旧小学校を、使っていた住民が、そういう小学校を使って、住民が管理して、ミニスーパーを営んだり、住民が水道検針を行ったりして、それを兼ねて各戸の高齢者宅を見回ると。

そういう取り組みをしておりまして、全国から物すごく、視察が相次いでいるところもございます。

こういうところも勉強しながら、そういう方向性を決めていったらどうかと思いますので、提案でありますから、しておきたいと思います。

続きまして、けさの松浦さんの質問と重なりますが、既に議決され、実施中の振興計画との整合性について、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

実施中の振興計画と、これから策定する地方版総合戦略の整合性についての質問をいただきました。

質問にもありましたように、松浦議員の一般質問でもお答えいたしました。振興計画は、市政運営のための基本指針であります。

一方、地方版総合戦略は、四つの基本目標である、地方における安定した雇用を創出する。地方の新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。をもとに、宿毛市に適合した施策を盛り込んで策定するものであります。

したがいまして、振興計画は、市政全般にわたるさまざまな分野についての計画であり、地方版総合戦略は、より具体的に、各施策について定めるようになります。

もちろん、この二つの計画に矛盾があつてはいけませんので、平成27年度中に策定する両計画について、整合性を図りながら、策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ただいま市長から、宿毛市振興計画、また地方版総合戦略のプランの両計画については、整合性を図りながら策定をしていかれるということで、よろしくお願ひをしたいと思います。

一つ気になるのは、現在の宿毛市の振興計画、この本であります。23年3月からの計画でありますから、23年3月から32年を目標年次としており、沖本市長のもとで作成されたものではなくて、前中西市長のもとで作成されております。

この冊子については、どうしようもないと思いますが、インターネット等で検索すると、現在、宿毛市をつかさどっている市長ではない方が、写真と挨拶がまず出てくるというのは、私達が見てもおかしいと思いますので、他県、他市町村の皆さんを見て、勘違いされるのではないかと感じます。

27年が基本計画目標年次となっております

ので、こういう、まず検索すると、中西市長のものが出てきます。今でも同じです。10年間変わらないのですね。

沖本市長も余りじっくり見ないんじゃないかと思いますので、しっかりこの振興計画に沿つていっていただきたいと思います。じっくり見ていただけたように、この27年度は、ちょうど基本計画目標年次となりますので、現在の市長のものにかえるべきだと思うのですが、その提案をしていきたいと思います。

答えは要りません。

気分良く進められるんじゃないかという気がいたします。

続いて、国の補正予算と新年度予算について、宿毛市のために、どのように使っていくのかという質問をしたいと思います。

詳しく調べてきたものを読みたいと思いますので。

政府は、総額3兆円余りの、2014年度補正予算を通常国会に上程し、2月3日に補正予算成立をしております。

それによれば、当初見込んでいた41兆2,500億円の新規国債発行額を、7,571億減額するという、財政再建にも配慮した補正予算となり、国債発行額を減額するのは8年ぶりということになっております。

国としては、非常に税収が上がっているということですね。

補正予算案に盛り込まれた経済対策の狙いは、景気回復の実感を、家計や中小企業、地方へ届けると、政府が実質GDP国内総生産を0.7%押し上げると見込んでおります。

この中には、地域の消費喚起や、地方創生のため、地方自治体が各地の実情に応じて、柔軟に使い道を決められる、総額4,200億円の交付金を創設し、地域の商店街に発展をもたらすために、プレミアム商品券の発行を支援した

り、また昨年4月の消費税引き上げによる反動減の影響が特に大きかった住宅分野への支援として、住宅エコポイントなど、復活をしております。

さらに、政府は、1月14日の閣議で、2015年度の予算案を決定し、補正予算案に続いて、通常国会で早期成立を目指しているところであります。

15年度予算案では、国の基本的な予算規模を示す一般会計総額は、社会保障費の増大で、14年度比0.5%増の96兆3,420億円と、過去最大を更新し、総額3兆5,000億円の経済対策を盛り込んだ14年度の補正予算や、15年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を掲げておられます。

税収は、54兆5,250億円、1991年度以来24年ぶりの高水準、また消費税率8%への引き上げによる增收が本格化するほか、企業業績の改善による法人税収の増加を見込んでおります。

歳入不足を補う新規国債発行額は、14年度当初比4兆3,870億円減の36兆8,630億円に抑えて、これは過去3番目の減額幅で、当初予算で30兆円台は6年ぶりということになります。

歳入全体に占める国債発行額の割合が示す公債依存度は、38.3%、6年ぶりに30%に低下したといわれております。

社会保障制度も着実に前進し、社会保障制度の充実として、国と地方を合わせ、14年度比8,685億円増の1兆3,620億円を確保して、待機児童解消へ、また子ども・子育て支援制度を4月からスタートさせるほか、介護サービスの提供、体制の充実に向けた介護人材の処遇改善や、深刻化する認知症への対策を、強化をしております。

また、個人の医療費の自己負担に上限を設け

た高額療養費制度を改善し、中低所得者の負担を軽減。難病対策では、医療費助成の対象を大幅にふやしております。

さらに、昨年4月の消費税引き上げの負担を軽くするために実施された、簡素な給付措置や、子育て世帯臨時給付金は、15年度も継続して実施するとなっております。

こうした国の補正予算や、新年度予算に基づいて編成された宿毛市の予算について、質問をしていきたいと思います。

緊急経済対策に伴う2014年度の補正予算は、家計や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせることが重要とされております。

市長は、どのような意図を持って地域経済の再生へとつなげていくお考えか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

26年度補正予算案と、地域経済の再生について、お答えをいたします。

国においては、平成27年2月3日に、26年度補正予算が成立したところです。本市といいたしましても、国の26年度補正予算を受け、地域経済の再生に向け、地域消費喚起・生活支援、並びにまち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的な事業実施を行ってまいりたいと考えております。

また、事業実施計画については、現在、国に申請中であるため、予算については、本議会中に追加提案にて提出する予定ですが、地域消費喚起・生活支援型、及び地方創生先行型に係る交付金限度額の総額は、9,132万3,000円となる見込みです。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

今言われた地域消費喚起・生活支援型、また

地方創生先行型、合わせて9,132万3,000円を交付されるということですが、地域消費喚起・生活支援型では、今、話題になっておりますプレミアム商品券の発行を考えていると伺っております。

この商品券のプレミアム率、また発行件数はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 地域消費喚起・生活支援について、お答えをいたします。

宿毛市では、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム付商品券の発行を、県内の市町村と同様に計画しています。

実施に当たりましては、宿毛商工会議所を事業主体としており、交付金と同額を、当商工会議所への補助金として交付する予定となっております。

補助金の内訳としましては、商品券販売額に上乗せし、プレミアム分として発行する額面の助成費用のほか、金融機関等での換金手数料、人件費、印刷費等の事務経費を想定しております。

なお、商品券につきましては、販売額を2億円として、プレミアム率20%、4,000万円を上乗せするものとし、最終的な商品券の発行額は2億4,000万円を計画しております。

実施時期は、新年度に入りまして早急に商品券を使用できる取扱店の募集を行い、商品券の販売は夏ごろ、使用期限は販売から半年程度を想定をいたしております。

プレミアム付商品券事業の実施により、宿毛市の消費拡大を促し、地域経済の活性化を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） プレミアム率は2

0%、総額で2億4,000万円。また、発行期日は、夏ごろ行つていきたいというお話でございましたが、一つ提案であります、せっかくプレミアム率20%もついた券を発行するわけでありますので、お金に少し余裕がないと買えないわけですね。そういう部分で考えると、より多くの人が、そういう商品券を楽しめたらいいんじゃないかと思います。

そこで、年金生活者の方も、年金支給月であれば、ちょっと余裕があるんじゃないかと、そういう部分考えます。やっぱり年金支給月に、夏といわれておりますけれども、6月だったら年金支給されますので、6月にそういう発行すれば、より多くの人が買い求めができるんじゃないかと思いますが、そのことをどのようにお考えでしょうか。

けさの高知新聞に載つてありました。各地で続々プレミアム商品券に取り組まれていると。

徳島県で、去年も徳島行つてあるわけですね。それで、早いのかもしれませんけれども、4月から商品券取り組むというふうになっていきます。徳島では。

そういう各自治体に任されておりますので、そういう工夫もできるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在は、まだ金融機関等との打ち合わせであるとか、あるいは商品券の印刷等の、そういう形もございまして、今後、御提案くださいましたように、6月のという形になれば、私もいいのではないかと思いますけれども、事務的な手続はできるだけ早目に、できるところはしながら、そういう方向についても検討してはと、私も思います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 努力をお願いをいたします。

次の質問に入ります。

国の税収は、24年ぶりに高い水準ということでございますが、そういう予算編成をされています。本市の歳入見通しについて、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の歳入見通しについてでございます。

本市における平成27年度の歳入見通しは、3年に1回の固定資産評価がえの年になります。地価の下落は、引き続き予想され、固定資産の評価がえに伴う固定資産税の減少が見込まれております。

平成26年度比で9,211万4,000円減少する見込みです。

また、地方交付税においても、地方財政計画等を総合的に判断する中で、27年度については、減少していくものと考えます。

一方、地方消費税交付金については、平成26年4月から、消費税が8%になったことに伴い、平成26年度比で約1億4,500万円の増額になる見通しです。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今の話ですと、固定資産の評価がえに伴う9,000万円ほどの減収があり、国からの地方交付税も減らされると。けれども、昨年の4月からの消費税の8%になったことも伴つて、昨年度よりも、26年度よりも1億4,500万円ほどの増額になるということですが、市内で、消費税が8%になったことで、より厳しい経営状態になって、交付税も多くあるわけでありますので、無駄のないように、大事に市内の皆様に還元されるように、使っていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

4月から始まる子ども・子育て支援制度新制度のための予算については、優先すべき施策として、保育園の受け皿整備や、放課後児童クラブなどの待機児童対策、妊娠から子育て期にかけての親子をサポートするワンストップ拠点の整備など、この予算について、宿毛市はどのように、新制度に反映させるのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

子ども・子育て支援制度の予算についての質問をいただきました。

子供を生み、育てやすい社会の実現を目指し、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートします。

新制度では、子供の健やかな育ちと、保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、各市町村が地域のニーズに基づいて、事業計画、これは宿毛市子ども・子育て支援事業計画といいますが、を策定することが義務づけられました。

これにより、子育てを所管する関係課、福祉事務所、保健介護課、学校教育課、生涯学習課等を中心とした素案づくりのもと、本年2月、宿毛市子ども・子育て支援会議において、宿毛市子ども・子育て支援事業計画は策定されました。

今後は、この事業計画における基本目標、及び基本施策に沿って、子育てにかかわる関係各課において、予算が反映されていく仕組みとなります。

主な新規事業としましては、発達段階における幼児教育の重要性に着目し、教育、保育の充実に向けた認定こども園の普及、既存の事業としましては、子育て中の親子の交流や、育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業、宿毛市子

育て支援センター等でございます。

妊婦の健康保持、及び増進を図る妊婦健康診査、生後4カ月までの乳児に対する乳児家庭全戸訪問事業、児童虐待や育児不安を抱える家庭への養育支援訪問事業、保護者において、児童の養育が一時的に困難となった場合の子育て短期支援事業、保育所等を利用してない家庭において、家庭での保育が一時的に困難となった場合の一時預かり事業、保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けられない児童への放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業等、さらなる拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

新規事業として、教育、保育の充実に向けた認定こども園の普及を図っていく。また、既存の事業では、子育て中の親子の交流や、育児相談等を行う、宿毛市子育て支援センターを初めてとして、各事業を継続されるということあります。

また、保護者の就労や疾病等で、放課後に保護を受けられない児童への、大変多くなっていると思いますが、放課後児童クラブが充実されると。また、一時預かりの制度も継続していくということですが、今、実施されてる学校で、それぞれ何名の方が、この放課後児童クラブを利用されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） この質問に関しましては、所管課の生涯学習課のほうから、人数等についてはお答えをいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼文教センター所長（桑原一君） 生涯学習課長、野々下議員の一般質問に

お答えいたします。

放課後児童クラブの実績ということでございますが、昨年度までは、宿毛小学校1校のみの実施でございました。本年度に入りまして、26年4月から、新たに山奈小学校でも実施をいたしております。

宿毛小学校の利用児・者は、現在37名で、山奈小学校につきましては、14名の利用となっております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） どうもありがとうございます。

続いて、市内を回る中で、よく、今は働く女性の方たち、また小さなお子様をおもちの保護者から、土曜保育の実施を望む声をよく聞くわけですが、子ども・子育て支援新制度がスタートすることによって、宿毛市の土曜保育の実施についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

土曜保育についての御質問ですが、現在、宿毛市では、公立保育所、私立保育所の宿毛保育園・大島保育園とともに、土曜保育を実施していないわけではありませんが、第2、第4土曜日については、休園日としております。

また、認定こども園、宿毛幼稚園におきましては、第4土曜日休園日を除き、午前8時から午後5時半まで、土曜日の預かり保育を実施しているところです。

昨年2月に実施した子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査の中で、土曜日等の定期的な教育、保育事業の利用規模について、土曜日に利用する必要ないと回答した方が46.8%、次に、一、二回は利用したいと回答した方が30%という集計が出ており、ほぼ毎週利

用したいと回答した方は、21%という結果がありました。

現在、子育て中の保護者の中で、常時、土曜保育を希望される方は、宿毛市の場合、全体の2割程度となっておりますが、このニーズ調査結果を踏まえ、4月からは私立保育所2園において、第2、第4土曜日を休園日とせず、午後1時まで開所することとしております。

これら園での土曜保育の実施により、保護者のニーズに対応していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） よくわかりました。

続いて、景気は、特に地方経済は厳しい経済状況が続いております。

その意味から、今回の補正予算、新年度予算は、断じて失敗は許されない状況ですが、2017年の4月には、消費税増税が10%待っております。市長の新年度予算編成に当たっての決意のほどを、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 新年度予算編成に当たっての決意について、お答えをいたします。

現在、国においては、経済財政運営と、改革の基本方針及び中期財政計画に基づく経済再生と、財政健全化の両立に向けた取り組みや、地方の創生と、人口減少の克服に向けた議論が進められています。

こうした中、本市財政は、これまでの行財政改革により、現在のところ、財政指標においては、健全といわれる基準にありました他市町村と比較すると、依然高い数値であり、社会情勢の変化等により、財政運営が厳しくなる危険性が高く、全く予断を許さない状況です。

今後も、より一層の財政健全化に向けた取り

組みを強化していくかなければならない、このようになります。

平成27年度の予算編成につきましても、限られた財源の中で、既存事業の見直し、事業の優先順位などを考慮し、効率的、効果的な予算編成に努めました。

非常に厳しい財政運営の中、住民の生命を守る南海地震対策事業はもとより、市民サービスを低下させることがないような、効果的な予算編成を行いました。

今後も、市民の皆様の御理解、御協力をいただく中で、健全な財政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ありがとうございました。

今後も、より一層、財政健全化に向けての取り組みを強化していくということでありますし、また市民サービスを低下させることのないように、効率的、効果的な予算編成をし、健全な財政運営に取り組むということですので、よろしくお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（浦尻和伸君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時46分 延会

平成27年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成27年3月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第50号 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第50号

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉 真弓君	2番 山上 庄一君
3番 山戸 寛君	5番 岡崎 利久君
6番 野々下 昌文君	7番 松浦 英夫君
8番 浅木 敏君	9番 中平 富宏君
10番 浦尻 和伸君	11番 寺田 公一君
12番 宮本 有二君	13番 濱田 陸紀君
14番 西郷 典生君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本 政代君
議事係長 柏木 景太君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男君
副市長 安澤 伸一君
企画課長 出口君 男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君

税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主任	上野浩由紀君

----- · · ----- · · -----

午前10時05分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） おはようございます。

2番の山上でございます。質問通告書に従いまして、順次質問をさせていただきます。

市長には、朝から晴れ晴れとするような、明快な御答弁をお願いをいたします。

それでは、早速ですが、質問に入りますが、初めに、市長の経済観についてお尋ねいたします。

宿毛市の置かれている経済状況が、市長にはどのように見えているのでしょうか。最近では、株式市場も続伸をしているようですが、宿毛市の景気は一向にはかばかしくないように感じておりますし、宿毛市の経済は、疲弊しているように見えて仕方がございません。

このようなことも、人口が減っている大きな要因の一つになっているのではないかというふうに思います。

市長の経済感覚といつてもよいかもしませんが、現在の宿毛の経済状況は、市長の目にはどのように映っているのでしょうか。市長の経済感覚を踏まえて、来年度の予算を編成されていると解釈しておりますけれども、私の目には、私自身の経済状況からですが、ゆがんでいるのかもしれません、最近の宿毛の経済は非常にやせ細っているように見えてなりません。

これを、私は加齢黄斑変性を患っているということではないというふうに思いますけれども、日銀高知支店の景気情報では、高知県の経済状況はここ1年、基調的には緩やかに回復しつつあるというふうにありますが、市長の目には、

宿毛市の経済がいかに見えているのか、まずお聞かせください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

2番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市の経済状況について、どのように受けとめているかとの質問でございました。

近年、少子高齢化の進行や、若者の都市部への流出等により、人口が急激に減少しており、特に若者世代の減少は、本市の基幹産業である農林水産業の後継者不足の一つの要因にもなっております、ただでさえ、魚価や米価の低迷等で非常に厳しい環境にある農林水産業を、ますます厳しい環境に追い詰めることとなっています。

また、中心市街地を中心とした商工業においても、人口減少と相まって、大型小売店舗の進出や、各地域へのコンビニエンスストアの開設等によって、小規模の小売店舗は非常に厳しい環境にあります。

一方、産地化された農産物を、積極的に地域外に売り出している農業者もあり、さらに水産物に付加価値をつけて、販路を開拓して、収益を確保しようとしている企業もあり、このような取り組みに対して、市としても、可能な限りの支援を行っております。

議員御指摘のように、本市の経済を取り巻く環境は、非常に厳しいものがありますが、県や関係団体等と連携を図る中で、それぞれの分野が活性化するように、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 最近の宿毛市の経済が、やせ細っているように思えるのはなぜかということを、私の身に考えてみると、御答弁にもありましたように、最近、県外資本の大型店とか、あるいはコンビニ店が宿毛市でも多くなつ

ておりますが、売上は本社決算のようで、またパテント料などで、半ば吸い上げられているような気がしているからではないかと思います。

中央に集まったお金を、地方に再配分するために、地方交付税制度があるといわれるかもしれませんのが、個人に渡るお金ではありませんので、その性格は違ったものになっております。

お金が地域に循環するための一つの方法として、地産地消を可能にする制度づくり、あるいは施設づくりが必要ではないかと思います。

ことし1月に、都市計画学会のシンポジウムに参加しております、岩手県の紫波町というところに、オガールマルシェという産直施設があることを知りました。

オガールマルシェの代表の方の話を聞きますと、役場に官民連携室を立ち上げてもらい、補助金に頼らず、コンサルにも委託しないで、役場の職員で計画づくりを始めたそうでございます。

資本も地元で、民活によりまして、まちの塩漬けになった土地を活用することで、地産地消のための産直市の施設として、オガールマルシェをつくられたそうですが、評判が評判を呼びまして、地元はもとより、周辺市町村、あるいは県外からも客が来るまでになっているそうで、ホテルなども併設されているそうです。

宿毛でも、地域内でお金が回るように、もっと産直市などを活発にさせる必要があるというふうに思います。そのための装置をつくることも、当然必要になると思います。

宿毛市の塩漬けになった土地の活用を図れということではございませんが、産直市などができることで、農家などには換金装置として機能しますし、消費する側には、新鮮な野菜などが提供されることになり、市内にお金が循環することにもつながります。

サツマイモのための焼酎づくりだけではなく、

他の野菜なども売れるようにしなければなりません。農家はイモづくり農家だけではございません。

もちろん漁業についても、少量でも換金できれば、収入増につながると思います。

産直市などの一番のメリットは、お金が市内で循環するようになることだと思います。やせ細るように見える宿毛の経済に活力が出てくるのではないかと思います。

そこで、市長は、地域創生の一環として、産直市などを計画づくりに盛り込んでいくようなおつもりはないでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 産直市についての質問に、お答えをいたします。

現在、市内では、民間事業者等が幾つも産直市を開いており、農業者や漁業者は、委託販売により、産直市への生産物を持ち込み、収入増や生産の楽しみにつながっているものと思います。

以前は、市も協力して、新港の84マリンターミナルにて、新港産直市が開催されておりましたが、開催場所が中心市街地から遠隔地であることなどの理由により、来場者数も伸びず、徐々に出店者も少なくなり、実施団体である、新港産直市実行委員会が解散した経緯もございます。

しかしながら、私自身は、質問議員と同様に、既存の事業者、産直市との調整は必要ではございますが、本市の1次産業を初めとする産業の振興、また地域の活性化のためには、交通の利便性のよい市街地等に、本市の特産品や製品を販売できる施設の必要性は、十分に認識しておりますので、新しい施設の建設につきまして、今後、調査研究をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ゼひとも、取り組んでいただきたいと思います。

その中では、現在の分散配置を含めて、それらを増強するのがよいのか、集積するのがよいのかも含めて、十分に考察していただければと思いますので、そういうことを望みたいというふうに思います。

次も経済関連ですが、市内のお金の流れからは、役所の公共調達のお金も重要な位置を占めていると思います。

それは、工事であったり、物品購入であったりするわけですが、その入札において、数合わせによって、市外の業者が入ってきており、その結果、市外の業者が落札しますと、そのお金は市外に出ていきますので、市内に対する経済波及効果はないに等しくなります。

このようなことが繰り返されると、市内で循環するであろうお金が、市外へ出していくことになりますので、お金の流れと逆方向に、ものやサービスなどが流れるわけですが、それらの流れも少なくなってしまいます。

これらもろもろのことが重なって、宿毛市の経済はやせ細っているのではないかと感じております。

そこで市長にお伺いしたいのですが、公共事業の入札につきましても、何か工夫が必要ではないかということでございます。

以前にも入札制度についての質問をさせていただきましたときに、総務省から出されております入札契約制度についての説明文の一節を紹介いたしましたが、その内容は、地域活性化の観点からは、地元企業が受注し、地域経済に貢献することも含まれており、この点を踏まえて、調達がされる必要があるということでございますが、どのように配慮されているのでしょうか。

たとえ話になりますけれども、入札制度の数合わせのために、市外業者を参加させるのであれば、市内業者と市外業者によるハンディキャップを設けてはどうかというふうに思います。

例えば、落札金額が仮に1,000万だとしますと、入札条件として、経済波及効果分を考慮するというようなことにして、これもたとえ話として聞いていただければと思いますけれども、市内業者には5%増の、1,050万を条件に発注するようにすれば、入札時に5%安く札を入れることができますので、市内業者には有利に働くことになります。

これは、一議員のたわ言と聞き流していただいても結構ですけれども、市長は、選挙公約でも入札は地元優先ということを掲げられていたと思いますので、その方法論について、いま一度、御教示いただけますでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 入札の、地元優先等についての質問をいただきました。お答えいたします。

入札時の業者の選定に関しましては、これまでも、基本的に地元業者優先の考え方で選定を行っております。しかしながら、昨年度の予算決算常任委員会からも、県内において宿毛市の落札率が高く、入札制度について、見直すべきではとの指摘を受け、より競争性を高めるために、それ以前は5社以上の指名を原則としていたものを、高知県等に準じ、8社以上の指名を原則とするなど、入札制度の見直しを行いました。

これに伴い、市内の業者数が少ない業種等については、市外業者を含めて指名することで、競争性の確保に努めております。

このように、できるだけ地元業者優先との考え方は、今でも変わってはおりませんが、契約については、透明性を高めながら、公平性、公正性、競争性、経済性、履行の確保といった部

分を満足させなければならず、これは、時には地元の業者優先と相反する部分となりますので、この考え方だけで、入札における業者選定を行うことが難しい状況にございます。

地元業者の優先でありますと、その他の方法についてですが、例えば、事業の内容等を精査する中で、分離発注が可能かどうかを検討し、それを行うことで、地元業者の受注機会をふやすというのも、方法の一つではないか、このように考えます。

そのことも含めて、今後も競争性や経済性を満足させつつ、地元業者を優先し、発注するために、よりよい方法がないかを検討していきたいと考えております。

最後に、これまでの話にもあるとおり、地元優先の考え方での発注を行っておりますが、近年、土木工事を中心に、入札の辞退等に伴う入札の不調、不落が多く発生をしており、特に今年度においては、その数が増大し、中には年度内の施工ができない、こういった案件も発生しております。

これについては、いろいろな要因があろうかとは思いますが、そういった状況の中で、市外業者での発注も含めて、検討しなければならない場合も出てくる可能性もありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁をいただきました。市長には、まことに申しわけないんですが、案の定と言いますか、想像しておりましたが、以前と同じような答弁をいただいたようございます。

それでも、一つ明らかになったような気がいたしますのは、市長の意思よりも、予算決算委員会の意見のほうが優先するとの御答弁であったように思います。

そのことから、今後はそのつもりで予算決算委員会に臨みたいというふうに思いました。

入札制度をいじるような、こそくな手段ではなく、市長には、もっと斬新で、明確な宿毛市の経済の活性化案を出していただけることを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

これも経済面から申しますと、都市間競争というべきですが、最近、宿毛の方々が、結構、入浴のために、近隣市町村に出かけると聞くことがございます。

近隣市町村で、明確な役割分担ができるれば、ギブ・アンド・テイクが成り立ちますが、現状では、都市間競争に負けているといっても、過言ではないというふうに思います。

要するに、市内での需要を他の市町村で満たせば、それは競争に負けているということになります。その意味では、市内の需要は市内で満たすことということも考慮しなければならないのではないかと思います。

入浴施設などをつくることで、市民の利用が活発になり、健康寿命が延びれば、健康保険の使用も抑えることができるようになりますと、都市経営上はメリットが出てくることになります。

施設には多くの費用がかかりますが、計画的に、年度年度に平準化を図りながら、進めればよいのではないかというふうに思います。

宿毛市の年度予算は、一般会計で来年度は105億円です。特別会計を合わせると、190億円ほどになりますが、年間にその1%程度の、予算を計上して、施設整備をすればどうかというふうに思います。

単年度でやれるだけの、予算的な余裕はないと思いますが、時間をかけてつくっていくことがよいのではないかというふうに思います。

日本であれば、どこでも温泉は出るそうです。

そのかわりに、1,000メートルぐらいのボーリングをしなければならないようですが、その費用も1億円前後かかるようです。

これは、採算ベースに乗るようであれば、民間でやっていただければよいのですが、この事業だけでは採算に乗りにくいところがござります。そのために、公共側でつくることが望まれるわけです。

そのかわり、先ほど申し上げましたように、健康寿命が伸びれば、健康保険の使用が少なくなり、メリットもあるわけですし、お金が市外に出ていくことが少なくなります。

このことに対して、市長の御所見をお伺いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 次に、温浴施設の整備について、御質問をいただきました。お答えをいたします。

宿毛市において、市民の皆さんを利用できる温浴施設は、国民宿舎「椰子」の人工温泉施設のみとなっております。

議員御指摘のように、多くの市民が、四万十市や愛南町、宇和島市等にある温浴施設をよく利用しているとの話は、私も聞いております。

特に、愛南町の一本松温泉について、以前、確認したところ、利用者の約6割が宿毛市からの利用者であるとのことであります。

温泉施設は、ボーリングや施設整備等の初期投資が多額になるだけでなく、ランニングコストについても、人件費や燃料代等、多額になることが想定されるため、慎重に検討する必要があると考えております。

しかしながら、私自身も、以前から温浴施設と、市の物産品や土産物の販売、さらには地元の食材を生かした、活用したレストランなどの複合的な施設を整備することができるならば、市民の皆さんを利用だけでなく、宿毛湾港に寄

港していただいている海上自衛隊の隊員の皆さんからも、強い要望をいただきしております、上陸した際の休憩の場としても、有効利用できますし、宿毛市を通過する観光客等の誘客にも、大きな効果があるものと考えております。

のことによって、新たな雇用を創出するとともに、農林水産業を初め、地域経済の活性化にも資するものと考えておりますので、大変厳しい財政状況ではございますが、先ほどもお答えいたしました直産市と同様に、前向きに検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

海上自衛隊の皆さんからも、要望もあるといわれますのは、以前から濱田議員がよく言われておりました、入湯上陸。お風呂に入る寄港ですけれども、そういうことだと思いますので、そのために寄港される艦船に、宿毛産の食料等が供給できるようになれば、経済的にも、相当な効果が期待できるのではないかというふうに思います。

それと、さらには、お湯を沸かす燃料ですけれども、原油とか、そういうものに頼らず、今、バイオマス発電のほうやられているところで、ペレットなどを製造されておりますので、そんなものを含めて、検討していただければ、さらに経済的効果は増大するのではないかというふうに思います。

ぜひとも、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の項目に移らさせていただきますが、鳥獣害を踏まえたジビエ料理等の特産品開発についてでございます。

近年の農作物の鳥獣害は、相当な経済的ダメージを与えておりまして、生活の糧にしている

農業や林業に携わる方々には、仕事に対する意欲すら損ないかねない状況にあるのではないかと、想像をいたします。

全国的にも、年間200億を超える被害が発生しているといわれておりますし、このままの状態でよいわけはないことは、論をまたないところでございますけれども、宿毛市においても、近年、報償金を出して猟を推奨しておりますが、一向におさまる気配はございません。

今年度は、報償金に補正予算まで組んだと記憶しておりますが、今年度のシカやイノシシなどは、どれだけ捕獲されているのか、報償金が出ているので、その数は把握されていると思いますので、その数字をお示しいただけますでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

捕獲頭数についての質問でございますが、市が把握している有害鳥獣捕獲報奨金を支出したものとして、平成25年度の実績は、イノシシ718頭、シカ1,034頭、サル19頭。

平成26年度は、3月3日の現在で、イノシシ361頭、シカ854頭、サル94頭となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 実際に猟をされている方のお話によりますと、年間を平均しますと、おおよシカが1,000頭、イノシシが500頭ほどとれているということでございましたので、市長が把握されている数字と、ほぼ同数かというふうに思います。

これらの肉などは、流通経路がないために、大半は廃棄処分されているということでありました。

これらのシカ肉などは、一般に流通しないのはなぜかということですが、市長が御存じであ

れば、その理由などを含め、どのように認識されておられるのか、お聞かせください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

捕獲したシカなどの肉の流通がうまくいかないのはなぜか、との御質問でございますが、肉を加工するまでの問題、販売の問題、双方に課題があると認識しております。

肉を加工する場合の課題として、鳥獣を捕獲した山からおろす問題もありますが、捕獲個体の鮮度や、しめ方など、管理状況によっては、食用として利用できない場合があり、個体については、一定の管理が求められます。

四万十市、西土佐地域の民間団体が運営する解体施設でも、肉の鮮度の問題から、しめてから1時間以内に加工場へ搬入することとしており、そのような施設は、宿毛市にはございません。

次に、販路の問題でございますが、食肉として加工する場合の販路が重要でございますので、販売先の確保を前提に考えなければならないなど、先ほども申し上げましたように、加工販売の双方合わせて考えていかなければならぬと思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 鳥獣害を逆手にとるといいますか、表現が適切でないかもしれませんけれども、シカやイノシシの肉などを、ぜひとも宿毛の特産品まで昇華させてはどうかというふうに思います。

また、シカ皮は、衣服などの材料としても、供給されますし、なめしや染色といった仕事もできて、ファッション業界とのつながりを創出すれば、1次産業から、一躍、高次の産業を開拓できると思いますし、地域創生にも一役買うのではないかと想像いたします。

そのためにも、公共側で、肉だけではなく、皮も含めて流通させることができる施設等の整備をしてはどうかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） シカやイノシシの肉を、一般に流通させるようにしてはどうか。また、市として、肉だけでなく、皮も含めて、流通施設の整備を行ってはどうかという質問でございますが、お答えさせていただきます。

先ほど、御紹介いただきました四万十市の加工施設につきましても、現在は、年間五、六頭の処理とお聞きしており、香美市の事例につきましては、温泉施設で加工を行い、食肉の販売や、レストランで提供できるとお聞きしております。

このような先進的な事例を見させていただいた場合に、やはり皮革も含めまして、加工販売の双方合わせて検討していく必要があり、また、施設の運営も、非常に重要であると認識しております。

そのため、現段階では、市独自で加工施設を整備することは困難であると考えますが、加工場の整備につきましては、国や県においても、補助事業がございますので、市内で有害鳥獣の食肉の有効活用、また事業化などを検討される方、団体等がおられましたら、行政も一緒になって、有効活用等の仕組みづくりを協議させていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございました。

再質問はいたしませんけれども、四万十市の民間による施設が余り機能していないというようなことでございましたが、そのような轍を踏まないためには、どのようにすればよいのかと

いたことまで検証されて、それを反面教師に、宿毛市につくるとすれば、どうすればよいのかといったところまで踏み込んだ御答弁を期待しておりましたけれども、詳細につきましては、また別の機会にお聞きしたいと思います。

とにかく、結果として、鳥獣害の減少につながればよいわけですし、あわよくば、肉などを流通させていくようになればと思いますので、さまざまな可能性を模索していただきたいというふうに思います。

次に、項目かわりまして、宿毛市のネット環境の整備状況について、お伺いいたします。

最近、市長の御答弁の中で、告知などに対しまして、最後にはホームページに掲載するというようなことが、よくいわれているように思います。

そこで少し気になることがございます。

それは、宿毛市の全体のネット環境は、どれだけ普及しているのか、実数を押さえているかというふうに思うところでございます。

ホームページに掲載された情報がどれだけアクセスされているのか、その実数を把握しているのでしょうか。

また、ネット端末でアクセスできない方々は、どれだけいるのかも含めて、お示しいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛市のインターネット環境の整備状況について、お答えをいたします。

まず、宿毛市のホームページへのアクセス件数につきましては、平成25年度の1年間で10万1,640回となっており、1日平均、約280回ほどのアクセス件数となっております。

次に、ホームページにアクセスできない方がどれだけいるのか、との御質問ですが、SWANテレビが行っておりますインターネットサー

ビスに加入している方は、現在、1, 453世帯となっております。

一方、SWANテレビ以外のプロバイダーと契約されている方、ホームページにアクセスできるスマートフォンやタブレット端末等を所有されている方がどのくらいおられるのかは、各社の個人情報であるために、把握することが困難であり、実際に宿毛市のホームページにアクセスできる環境ない方がどれだけいるかにつきましては、把握できておりません。

しかしながら、議員御指摘のように、現在はスマートフォンなどの機器が普及しており、多くの市民の皆様が、情報を見ることができる環境にあると考えております。

市といたしましても、市の全ての市民の皆様が、ホームページを見られる環境ではないということは認識をしており、ホームページへの掲載のみでなく、市の広報紙を初め、SWANテレビの行政チャンネルや、メールマガジンの配信など、さまざまな手段を活用して、情報発信をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ホームページへのアクセス数については、結構あるというふうに思いましたが、各種の説明などで、ホームページに掲載しておるといえば、全ての告知がされているかのように錯覚されると、困ることになってしまいます。

年配の方々は、ネット環境にはなじみがない方も少なくないと思いますので、告知など、特に重要な情報につきましては、ホームページに掲載しているから、それでよしとするのではなく、十分に情報が行き届くような配慮をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の項目になりますが、次の件も、市長の御答弁でよく耳にすることでござい

ますけれども、我々議員の質問等に対しまして、検討するということが、よくございます。

しかしながら、その後、答弁のとおり検討されたかどうか、我々には知らされないことが少くないように思います。

検討の結果、物事ができるようになったということであれば、いつ、どのようになど、我々に知らしめていただきたいと思いますし、結果として、できないというのであれば、どうしてできないのかといった理由なども、説明があつてしかるべきではないかと思います。

そこで、議会があった後、検討すると答弁いただいた案件につきましては、経過報告をするといったことがあってもよいのではないかと思いますので、例えば、3ヶ月とか、半年後であるとか、ある一定の期間を区切って、経過報告等をしていただければと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のように、質問をいただいた事項について、その是非や、実施の可能性等について、一定時間をかけて検討をする必要がある場合もありますので、そのような場合は、検討をしますと答弁するところでございます。

問い合わせられた質問に対して、検討した結果を報告することは当然であろうと考えますが、一般質問の場でのやりとりに関しては、改めて御質問をいただければ、経過報告等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございました。

検討するということで、これまで、一番気になっている案件がございます。具体的な名称は避けますけれども、この案件につきましては、

これまで、私を含めて3名の議員が質問したと思います。

それでも、検討するということで答弁をいただいておりますのでも、一向に実現する様子もございません。

このようなことからも、検討するということは、何もしないという代名詞にならないように、ぜひとも一定期間後には、その経過報告をいただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

—————・—————・—————

午前11時00分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問をいたします。

避難場所への避難小屋の整備について。

それから、一般質問前に、私は東日本大震災の被災地を、3.11以来4度ほど訪問いたしました。2度は友人との訪問でございました。

そこで話した方々は、30人から40人ぐらいと思っておりますけれども、いろいろなことを教えていただきました。

例えば、自助。自分でできることは自分でやりなさい。これは当たり前のことでございますが、やはり被害に遭った人たちの言葉を聞くと、そのとおりかなというように思っております。

避難場所への道順など、そしてリュックサックなどには、水とか乾パン、懐中電灯。そして、特に老人の方には、こういうことを言ってくださいということでした。それは、必ず薬は持参

すること。逃げるときにですね。それから、できればお薬手帳を携帯してください、こういう話を聞きました。

そして、共助のところで、夜勤をしている方でございましたが、その方は、いつも12時近くに帰ってきて、また夕方になったら行く人らしいですが、いつも隣の人なんかと話しているので、夜勤で昼は寝ているんだというのを隣の人が知ってくれて、それで地震の後、津波が来ているぞというのを教えていただいて、どうにか近所の高いビルに逃げ込んだ、そういう話もございました。

そして、最後に公助ですが、これはなかなか、すぐその日に役に立つものではないということを、皆さんから教えられました。

食事も来ない、何も来ない、連絡をしても、市役所のほうには連絡もできない。これは公助というものだろうかというような、悪口もさんざん聞きました。

そして、これは個人的なことになるからやめますけれども。

それから、できるだけ高いところに、早く逃げてくださいというのが、皆様方の一致した意見でございました。

しかし、例えば山と高いビルとが等間隔にあると。それで、どちらに逃げるかというのを聞いてみたら、やはり高いビルのほうがよいというアドバイスをいただきました。

というのも、そこへ、山に逃げた人の話でございますけれども、山では、雨露がしのげない。それから、救助隊員が、夕方というよりも、夜になって来てくれたそうです。3月11日といえば、もう5時ごろには日が沈むわけでございますね。

それで、5時過ぎぐらいやったと思うますが、私はこの老人の方を助けてくださいといって、消防団員だと思いますけれども、その人に言いま

すと、今、救助して連れて帰るわけにはいかないから、早朝まで待ってくださいという伝言を受けました。

そして、頑張ってくださいという言葉をかけていただきましたけれども、老人にはその体力がなく、明くる朝、救助班が来たときには、絶命していたそうです。

それからもう一つ、ある女性の、ペットを連れての避難場所までたどり着き、再三にわたり、係員にペットと同伴をお願いしました。しかし、避難場所には入れてもらえず、自分の車まで帰り、車と一緒に津波にのみ込まれたという話を聞きました。これは前にも一般質問でやりましたけれども、できるだけ、ペットは家族同様です。一緒に避難できますよう、よろしくお願ひいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

過日、南方面、特に何カ所かを回った際、あるお年寄りの方と接する機会があり、私たちの地域にも津波避難場所ができましたと、大変喜ばれおりました。しかしながら、その一方で、東日本大震災の話題に触れたとき、こういう心配をしていました。

その方は、東日本大震災のテレビの特集を見ていたそうですが、避難場所にたどり着いた老人が、マイナス3度ぐらいの気温のため、体温を奪われ、野外でごすだけの体力が無く、救援隊が到着する前に絶命していたそうでございます。

マイナス3度といいますと、老人には、野外で一夜をすごす体力がなく、息もできない。そのような話が、3カ所の地区で聞きました。できれば避難場所に、避難小屋の整備も考えてあげるべきではないでしょうか、市長にお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の一

般質問にお答えをいたします。

濱田議員から、東日本大震災の被災地を訪問されての貴重なお話、そして自助、共助についての参考になるお話をさせていただきました。

その中で、避難場所へ避難小屋を整備してはどうか、こういう質問でございます。

議員も御承知のとおり、市内の津波避難場所に、避難小屋といった施設は整備できていないのが現状でございます。

これは、市の防災対策が発災後の、たちまちの命を守る対策である、津波からの避難に重点を置いているからでございまして、これまで、避難道、避難場所等の整備を中心に、取り組みを進めてまいりました。

御指摘の1次避難場所における防寒や、雨天時の対策等につきましては、津波警報が消えるまでの短期の対策を基本とすることから、各地区の自主防災組織等、いわゆる共助で対応していただくよう、要請しているところでございまして、特に防寒着等につきましては、自助として、いつでも持ち出せるよう、事前に備えていただきたいと思います。

そして、現状とあわせまして、行政方針でも申しましたが、本市の大変厳しい財政状況からも、各避難場所に避難小屋を整備することは、現状では困難と考えております。

しかしながら、先ほど申しましたように、災害に対しては、個人による備蓄や、住宅耐震等の自助に加え、いざというときに、最も役立つとされている隣近所の助け合いの共助、そして行政機関による公助、こういう3本の矢で、立ち向かっていかなければなりません。

こうした意味でも、それぞれが連携していくような体制づくりに努め、一人でも多くの命が救えるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。
市の厳しい財政状況もわかりますが、お年寄りの人たちに、どうしてもそういう冬場なんかであれば、たとえ山に逃げても助からない、そういうことは、大変財政的なことも考えると、私もここ、こうしてくれ、ああしてくれということは、なかなか言いにくいのではございますけれども、やはりひとりでも多くの命を助けたいという意味で、話によりますと、またボランティアしてもええ、間伐材を切ってきてもええ、市の方を何人か出してくれますかというような話もいただきましたけれども、私でよければ、邪魔になるけれども、手伝いに来ますぐらいの話はしておきました。

でき得れば、宿毛市も、一人でも多くの命を助けるために、こういうようなことも考えてあげたらどうでしょうかと、私は思っておりますが、市長、でき得れば、もう一度答弁をお願いします。

構わなければ、もうそのままでよろしいですけれども、どうでしょうか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

昨年度、指定をしている避難場所204カ所中、主要な避難場所46カ所に、防災備蓄倉庫を設置し、その中に避難者が共同で使用できる資機材等を配置いたしました。

備蓄の内容は、発電機や投光器、簡易トイレ、トイレテント、ブルーシート、コードリール、スコップ、のこぎり、ロープ、トイレットペーパーでございます。

さらに、今年度も避難場所5カ所に防災備蓄倉庫を設置し、順次、資機材を配備することにしております。

なお、水・食料や、防寒対策につきましては、

家庭内備蓄や、自主防災組織等で対応していただくよう、説明会等で説明をしておりますので、現状では、避難場所への避難小屋の設備については、不可能ではないかというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。
避難道整備について。今、宿毛市では、平成15年度から、津波避難道整備により、77カ所が完成するそうですが、今後、整備予定を含めて、合計何カ所になりますか、市長にお聞きいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難道の整備計画についての質問でございます。

昨年の第4回定期会におきまして、小筑紫、田ノ浦、栄喜、宇須々木及び和田地区の5カ所分の備蓄整備費について議決をいただき、さらに今議会には、地区等から要望を受ける中で、必要と判断した片島地区1カ所の整備費を計上させていただいております。

これら6カ所のいずれも、繰越事業として、新年度に実施する予定で、77カ所と合わせて、合計83カ所となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。
83カ所になることですが、追加でまた、うちのところもやってほしいとか、そういう要望が出てきたら、その要望に対しては、どのように考えておるか、市長にお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難道整備の追加要望についての質問でございます。

津波避難対策のハード整備につきましては、一昨年から、交付税算入率の高い緊急防災減災事業債や、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金等を活用して、集中的に取り組んだ結果、各地区からの要望は、一定、満たしてきたものと感じております。

しかしながら、今後におきましても、各地区からの要望がありましたら、現地等精査する中で、必要と判断する箇所については、引き続き、整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 前向きな答弁、大変ありがとうございました。

それでは、次の質間に移させていただきます。すぐもサニーサイドパークの家賃についてでございます。

すぐもサニーサイドパークは、道の駅にも指定され、宿毛市の観光の顔となっておりますが、設置後、かなりの歳月がたっております。老朽化も目立っております。

先日、所用で立ち寄ったところ、利用客が大変少なく、入居者の経営も大変難しいのではないかと見受けられ、そこで入居者の現在の家賃はどのようにになっておるか、市長にお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

サニーサイドパークの現在の家賃は、という質問でございます。

すぐもサニーサイドパーク展示棟の利用料金につきましては、すぐもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例で、月額6万円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内において定めるものとしており、指定管理者である一般社団法人宿毛市観光協会が、入居者と賃貸借契約を結び、利用料金は、1棟につき5万7,

750円となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 私も、サニーサイドパークのところに行って、何時間か遊んでたわけでございますけれども、そしてまた、店子の方々と話もいたしました。

そして、その3時間ちょっとぐらいの間に、観光バスといいますか、バス関係は10台近く通りました。それでも、1台もサニーサイドパークには寄ってくれませんでした。乗用車などは、多少寄ってくれましたけれども。

それで、入った客は三、四人。それは見ました、店に。何を買ったかはわかりません。しかし、一人も入らなかった店も2軒ありました。

これでは、なかなか、今の値段、5万7,750円ですか、それではちょっと経営ができるないんじゃないだろうか。店員の給料も払えないんじゃないだろうか、そういうように私は思いました。

でき得れば、もう少し、宿毛の顔であるサニーサイドパークにも客が来れるように、市のほうで応援するか、また家賃を多少でも引き下げてやるか、そういうようなことを市長に聞いてみたいわけでございますが、市長はこの家賃の引き下げについて、どのように思いますか。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

すぐもサニーサイドパークの利用料金については、これまで宿毛市産業振興株式会社が経営していた、平成13年に減額した経過もございます。

その後、平成22年1月1日からは、宿毛市観光協会を指定管理者に指定しており、それ以後の利用料金については、先ほどお答えしたとおりでございます。

利用料金は、指定管理者がすぐもサニーサイ

ドパークを、年間を通じて維持管理していくための重要な収入となっており、これを引き下げますと、施設の管理運営に支障を来すおそれがございますので、困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 前に、山下市長の折にも、私は商工会の方と話して、少し減額してくれと。家賃を下してくれというので、7万円から下げてもらった経緯が、私もそれは知っております。

しかし、あの時分から比べると、もう店も、悪いですけれども、柱とか、柱の間が少し、亀裂ができるような時期になっています。

そういうように、もう古くなったあれを、そのまま5万、6万円近くの家賃がかかるものか。また、中には、1日に1人も客が来ないというところもあるらしいです。でき得れば、宿毛の顔として残すんなら、もう少し、何か手当をしてやるというのも、一つの方法じゃないかと、そのように考えております。

もう一度、市長、お願いします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現時点では、非常に引き下げは厳しいと、先ほど説明したとおりでございますけれども、やはり、今後については、抜本的な対策が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 市長、できる限り、またそういったサニーサイドパークのほうも、何か催し物などするなり、何かそのような協力もお願いして、私の質問を終わります。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

-----・・-----・・-----

午前11時32分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

お昼近くにはなりましたが、途中にはなると思いますが、まず、火災への対応ということで、質問をさせていただきます。

2月に、本市にとって大きな問題を抱える、考えさせられる火災が2件起こりました。

長田町の住宅火災では、1人がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

この2件の火災で、多くの市民が、消防体制に対して不安を感じておりますので、このことについて、できればこの場ではっきりとできることがあればと思って、質問をいたします。

まず、本市の消防水利の種類及び設置個所の数について、お聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、火災の対応について、消火栓の配備と水圧の現状等について、御質問い合わせております。

まず、2月21日に、長田町で発生しました住宅火災に対しまして、消防署は7時52分に確認した後、58分に現場に到着し、水槽車とポンプ車にて、消火作業を開始しました。

その後、宿毛消防団と片島消防団、和田消防団及び小筑紫消防団から、消防車両8台と、団員114名の応援を受け、要救助者の救出と、被害防止に努めましたが、結果的に4棟が焼失し、86歳の高齢者がお亡くなりになるという、近年にない大きな火災被害となりました。

亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

御質問の、本市の消防水利の種類と、設置数につきましては、防火水槽は230基、消火栓は552基、プールが19カ所あり、その他には自然水利を活用しております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 防火水槽が230に、消火栓が552個ということで、特に市街地については、かなりな部分が整備されているんだろうというふうに思うんですが、消防庁が定めております消防水利の基準というものがあると思うんですが、この内容について、まずはお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 消防水利の基準について、お答えをいたします。

消防水利の基準につきましては、昭和39年に消防庁が定めていまして、その中で、消防水利として例示されているものは、次のとおりでございます。

まず、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川・溝等、堀・池等、海、湖、井戸、下水道。条件として、常時、貯水量が40立方以上、または取水可能水量が毎分1立方以上、かつ連続40分以上の給水能力を有するものと規定しております。

消火栓は、65ミリの口径を有するもので、150ミリ以上の水道管に取りつけられたもの、及び、基準を満たすプールや、自然水利となります。

また、水利の間隔は、市街地及び準市街地の近隣商業地域、商業地域、工業地域、及び工業専用地域では、年間平均風速が毎秒4メートル未満の地域は120メートル、年間平均風速が

毎秒4メートル以上の地域で、100メートルとなっています。

さらに、市街地、または準市街地以外の地域では、水利の間隔は140メートル以下となっています。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいま、消防水利の基準について、お聞かせをいただきましたが、この基準が、この前起きました、長田町の住宅火災の現場周辺にとって、適合しているのかどうかについて、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

長田町の火災現場は、市街地の第2種住居地域となっており、過去10年間の宿毛市の年間平均風速が、毎秒3メートルでありましたので、水利の間隔は120メートルとなります。

火元建物を中心にして、半径120メートル以内に、消火栓1基、防火水槽1基が設置されており、そのほかにも20トンの防火水槽1基、及び自然水利も1カ所あり、基準は満たされています。

今回の火災においては、サングリーンくりはら様には、施設の屋内消火栓を活用し、自衛消防隊の皆様が消火作業に当たっていただきました。また、屋内に設置されている防火水槽を、消防団に使用させていただき、延焼の防止に大きな役割を果たしてくださいました。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

なお、今月19日に、坂井社長に、感謝状の贈呈を予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 火災現場においては、基準は満たしていたということではあるよう

ですが、私も知り合いの方もおりましたし、よく今回の火災で聞いたのは、水圧がなく、筒先から出る水が火元というか、火災の本当に消さなければいけないところまで届いていなかつたという話や、放水が途中でとまっている筒先もあったというような話を聞きました。

その原因が何だったのか。また、それに対する対応について、どのように考えているのかについて、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

放水停止についてでございます。水圧が弱かった原因は、2カ所の消火栓からホースを、直付けにして、5本のホースを延長したことにより、ホース内の抵抗で水圧が弱くなつたものです。

放水停止につきましては、消防署水槽車は、積載水量が5トンであり、現場到着時より5気圧で放水してしまつたが、8時10分に積載水を使い切り、2分の放水中断がありました。

その後、宿毛分団ポンプ車により、防火水槽からの給水を受けていましたが、8時25分に防火水槽がからになり、4分の中斷がありました。

その後、別の防火水槽から宿毛分団への小型ポンプにより給水を受け、放水を開始していましたが、10時ごろに消防署水槽車の小型ポンプエンジンのオーバーヒート防止機能が作動し、数分間の放水中断がございました。

また、自然水利を活用し、放水していた和田分団ポンプ車が、吸管のごみ詰まりのために、2分の放水停止になりました。

こうしたことから、今回の火災活動に対する検証を、署内幹部会で行い、また消防組合職員全体会でも検証を行いました。

今回の火災では、通報時点で建物の中に、要救助者がいることが判明しておりましたので、

消防署としては、救急隊も編成し、人命救助を最優先に、現場指揮をとつたことから、水槽車への補給体制や、消防団への情報の伝達など、一部に不手際が生じ、市民の皆様に不安と不信感を持たれる結果となりました。まことに申しわけなく、市長としておわびを申し上げます。

今後は、署内での連携訓練、及び現在、配置しております消防団のトランシーバー等を活用し、消防団との、今まで以上の連携を図り、再発防止に努めてまいります。

最近、市内では、火災が多発しておりますことから、市民の皆さんのが災への関心をこれまで以上に高めていただき、火災のないまちづくりに御協力いただきますよう、この場をおかりいたしまして、お願いをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今後、このようなことがないように努めていくということですので、頑張っていただきたいと思いますが、今後の消防水利の確保について、どのように進めていく計画であるかということで、計画があればお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成23年から27年を計画期間とした、第4次高知県地震防災緊急5カ年計画で、宿毛市は耐震性貯水槽2カ所を計画しており、平成24年度事業で完了しております。

さらに、今年度に改定した宿毛市地域防災計画一般対策編において、火災予防を明記しております、今後、計画的に消防水利について、整備することとしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 消防水利の確保に対して、これからも努力していくということですので、していっていただきたいというふうに思

います。

特に市街地においては、消火栓のみに頼るところなく、耐震防火水槽というものも整備するなりして、消防水利を確保することによって、市民が安心して生活できる環境づくりというのに、これからも努めていってほしいというふうに思います。

これで、このことについての質問は終わりますが、次の質問にいきます。

もう1点、先月の末になりますが、小筑紫保育園の、これは建設中の保育園の、予定の保育園が火災に遭いました。

まだ引き取りをしていない施設でありましたので、今後のスケジュールがどのようになるかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

開園間近となっていた小筑紫保育園で、2月26日未明に火災が発生し、全焼するという前代未聞の、予期せぬ事故が発生しました。

4月の新保育園への入園を楽しみにしていた園児はもちろん、保護者や関係者の皆様の落胆はいかばかりかと、無念でなりません。

今後は、木造であるため、材料の調達等で時間が必要と予想されますが、一日も早い再建に向けて、職員一同、一致協力して取り組んでまいりたいと考えております。

建築における今後のスケジュールについては、施工業者に、今後の工程表を提出するよう求めておりますが、まだ提出されていないため、詳細なスケジュールをお示しすることは、現段階ではできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これからスケジュールは、まだ決まっていないということですが、予定として、開園予定を、わかっていてれば、そ

れだけについては、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） この際、寺田公一君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午前1時49分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺田公一君の質問に対する答弁を求めます。
市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしましたように、現段階においては、詳細な建築スケジュールを示すことができないために、開園予定についても、具体的にお答えすることはできませんが、年度途中の開園も視野に入れた上で、遅くとも来年4月までには開園できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 28年度当初までには、開園をできるようにしていきたいということですので、できるだけ早く開園できれば、またそのような形でできるんじゃないかというふうに思いますが。

この小筑紫保育園の建設についてですが、さきの議員協議会でも、執行部のほうから報告がありましたように、施工業者が火災保険に入っていなかつたというふうに報告を受けましたが、この保険に入っていなかつたことで、宿毛市にとって、損害が発生しないのか。するのかしないのかについて、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

火災後、施工業者と協議を行う中で、火災保険に入ることを失念していたと報告を受けまし

た。

その際、施工業者から、工事請負契約における履行責任を果たす必要があり、工期を延長するのみで、この工事を完成していただけるとの確認をいただいておりますので、火災保険に入っていたいなかったことによる宿毛市への損害は発生しない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この点について、もう1点というか、再度、確認の意味で。

火災保険による、損害は発生しないということですが、宿毛市全体として、このことについての損害というのは、発生するのかしないのかについて、もう一度、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、お答えしましたように、建物については、損害は発生しませんが、その損害という意味で、お金に換算できるものではありませんけれども、時期的に開園がおくれるという形の損害はあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 建物についての実害はないというふうに、市長のほうから聞きましたので、またこれに関連して、後で質問するつもりですが、ここはよしとします。

契約条項に、この建設については、請負業者との間での契約条項の中に、保険加入が必須条件となっていたというふうにも報告を受けてますが、これは市のほうが、チェックがてきてなかったということについての、市の責任はあるのかないのか、これについて市長はどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

工事請負契約書の中の火災保険に係る条項には、受注者は、工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険等に付さなければならないとなっておりますが、市のほうで、保険加入の確認行為ができておりませんでした。加入について、業者に確認をしておれば、業者の損失も軽減できたと考えられます。

今後は、契約時に、業者に保険加入を指示した上で、証券等のコピーを提出させることとし、確実に確認することで、今後、このようなことがないよう、徹底してまいりたい、このように考えております。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今後、このようなことが起こらないように、チェック体制をしっかりとしていくという答弁がありましたので、このことについては、これ以上聞きませんが。

1点だけ、昨日の議員協議会で、これも副市長のほうから、保育士が不足するというふうに言わされたというふうに思いますが、新聞報道でも、副市長のほうからの発言でということで、出ておりましたので、これが現状で、何人不足するのかということについて、これは市長にお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

過日、報道されました保育士等の不足についての質問でございますけれども、今回の事態を受け、新小筑紫保育園へ入所申し込みのありました保護者の皆さんに、改めて今後の意向を確認させていただきました。

大半の方が、現状の小筑紫保育園とみなみ保育園に入所を希望されており、幸いにも、保育士については、新保育園に配置予定であった人数を、両園に分散することで、その配置基準を満たす結果となりました。

しかしながら、調理師については、1名の不

足が生じており、新たな配置が必要な状況となっております。

具体的な職員配置については、全体の中で調整することになりますが、職員として、不足する人数については、臨時保育士、臨時調理師とともに、ハローワーク等に、その募集を行っていたことから、確保できる、このように見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 先ほど、私が宿毛市にとって、実害はないのかという質問をしたときに、建物はないという答弁でしたが、宿毛市としては、実際に人手不足になったり、そこに作業を割かれたりという実害が出るわけですね。

だから、宿毛市としては、しっかりとして、管理をしていかなければならない。今後、こういうことが二度と起こらないような体制をつくりていただきたいということを申し添えて、次の質間に移ります。

宿毛マラソンの現在の状況について、お聞きをしたいと思います。

昨日の岡崎議員の質問で、参加人員については報告を受けましたので、そのことについては聞きませんが、実行体制の中で、宿毛花へんろマラソン、今まで、一昨年まで行っていたマラソンをやめる大きな理由として、市長は、市職員への負担が大きな理由だったというふうに発言したと思うんですが、今回やろうとする宿毛マラソンの実行委員会の状況は、どのようになっているのかについて、お聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛マラソンへの質問をいただきました、お答えをいたします。

今回の宿毛マラソンは、市民の皆さんや、各種団体の皆さんから、花へんろマラソン終結後、

マラソン大会の再開を願う多くの声が寄せられたことを受け、開催に踏み切ったものであります。

議員御指摘のとおり、花へんろマラソンをやめる理由の一つとして、市職員だけでなく、御協力いただいた市民の皆さんへの負担が大きかったこともございましたので、花へんろマラソンの経験を踏まえ、大会としても、コースの見直しなどを行い、スタッフ全体の配置体制を見直すことといたしました。

その上で、大会を運営するに当たり、市職員だけで、専門的に携わるようになっている部分もありますが、一つの係を一つの団体等で運営していただくよう、業務ごとの割り振りを行うこととしており、市職員は、それぞれの団体をバックアップする形で配置することとしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） バックアップするような形でやりたいということですが、この全体の、実行委員会全体の中で、この市の職員が占める割合については、どのようにになっているのか、お示しを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） この質問に対しましては、担当の生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（浦尻和伸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原一君） 生涯学習課長、寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今回の宿毛マラソンにおきます実施体制の中で、前回の花へんろマラソンと違って、市の職員がどの程度の割合になるかという御質問だと思いますが、今回、先ほど、市長の答弁にありましたように、全体的な運営の見直しを図って

おります。これは、運営体制そのものが課題であって、なかなか携わっていただく方々には、大変な御苦労をかけたということもございましたので、そこを大きくかえさせていただくために、大会そのものを大きく見直しておりますので、その体制そのものが大きく見直しができております。

という状況がございまして、全体的なスタッフを減らしておりますが、今回、新たにマラソンを再開をさせていただくという状況ですので、できるだけ、市の職員の方々には、市長を筆頭にして、マラソンに携わっていただければという体制をとっておりますので、トータルとしては、市の職員は、花へんろマラソンから、第1回の宿毛マラソンに向けての、大きくは減少はさせていただいておりませんが、それぞれが業務分担をさせていただいておりますので、花へんろマラソンのときと違って、市の職員につきましても、携わる分野では、大きく軽減ができるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 参加の人員よりも、携わる負担を軽減していくこうというふうな方向性のようにお聞きをいたしました。できるだけ、職員ばかりに負担のかかるような大会にならないようにということが、前提だと思うので、そのようにしていただきたいと思います。

このマラソン再開を訴えていた団体が、多分、20近くあったと思うんですが、この団体の実行委員会へのかかわり方、また参加状況について、わかっていていればお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛マラソン実行委員会は、27団体36名の委員で構成されておりまして、各団体とも、

事務局より、業務分担や業務内容をお示しながら、どのような分野で運営に携われるかなど、各種団体の中でも検討をいただき、大会開催に向けて、御尽力をいただいております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） もう1点、これが宿毛市を挙げての大きなイベントにしたいという市長の思いもあると思うんですが、そのためには、やはり市内全域、特にいろいろな団体に参加をしていない方、一般のボランティアという方が、参加がなければ、なかなか運営できないんじゃないかなというふうにも思うんですが、この一般ボランティアの参加についての状況は、どのようにになっているのかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

実行委員会の構成団体以外で、一般ボランティアとしての申込状況につきましては、個人で約30名となっておりますが、宿毛レスリングクラブや、宿毛アスナローズなどの市内の少年スポーツチームが、団体として御協力いただけることとなっておりますので、現在のところ、一般ボランティアといたしましては、約130名の申し込みをさせていただいております。

ボランティア募集につきましては、1月30日までにお願いするように、1次集約させていただきましたが、今後もボランティアで御協力いただける方々がありましたら、ぜひ御協力をいただきたく、大会まで約1カ月となりましたが、全国からお越しいただいたマラソンランナーの皆さんに喜んでいただくために、一人でも多くの皆さんに御協力をいただければと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 130名余りという、一般ボランティア、またこれからもボランティアについては受付をするということだと思うので、できるだけ皆さん、こぞって、よりよい大会にしていただきたいというふうに思います。

1点だけ、このボランティア、特に参加団体も含めて、ほとんどの方が無償のボランティアで参加をしております。市の職員も、できることなら、無償でのボランティアで参加をしていただければということを、市民の皆さんが言つておりますので、そこらあたりも考慮して、大会を運営していただければというふうに思います。

このことについては、答弁は要りません。

次に、産業祭について、お聞きをいたします。

昨年11月に、第2回の産業祭が行われました。今回は、というか、27年度は4月に行うようになったというふうにお聞きをいたしました。半年もしないうちに行うようになったということですが、この経過について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 産業祭についての質問にお答えいたします。

第3回の産業祭を、4月に行うようになった経過でございますが、第2回開催後の実行委員会におきまして、今後の産業祭についての協議を行つてまいりましたが、継続したイベントとするためには、愛南町のびやびや祭りや、須崎市の新子まつりのように、地元の特産品がある時期がよいのではないか。

また、宿毛市においては、ゴールデンウイーク期間中のイベントが少ないといった現状から、実行委員会で検討した結果、行政方針でも報告させていただきましたように、春はキビナゴや小夏など、宿毛の代表的な特産品のシーズンで、そのほかにもイチゴや春ブロッコリーなど、多

くの特産品があること。

また、ゴールデンウイーク期間中で、市内外の方々に御来場いただきやすいことなどの理由により、4月29日の祝日に開催することに決定いたしました。

春に開催することにより、多くの宿毛の特産品を、市外の方々にも知つていただける。また、宿毛の春の旬を堪能できるイベントとなるものと思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 宿毛市の特産品が多くある春の開催に衣がえをしたということですが、内容的に、これまでの2回の産業祭は、B級グルメですか、のイベントと一緒にやっておりましたが、内容的な部分で、今までの11月と違うというか、新たにやつたり、このことをやらないというようなことがあれば、内容的な部分でわかっている部分があれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

産業祭を春に開催することでの変更点といたしましては、春の特産品であるキビナゴの鮮魚や、料理の販売、また小夏に関連したイベントを実施することにしております。

また、宿毛市の推奨品として認定している商品の展示や、試食を行い、商品のPRを行うとともに、アンケート調査を実施し、その結果を事業者へフィードバックすることにより、商品のプラスアップに活用していただくことも、予定をしております。

その他の内容としましては、これまで好評をいただいている魚のつかみ取りや、丸太切り競争を実施することにしており、第2回までと同様に、宿毛市の1次産業を始めとする産業全体をごらんいただける内容となっております。

そのほかにも、県内バイヤーへの案内や、高知県のものづくり地産地消外商センターの相談窓口の設置も、昨年に引き続き、実施することとしており、一般の来場者の方が楽しんでいただけでなく、この産業祭をきっかけとして、宿毛市の産業が発展していく仕組みも考えております。

また、B級グルメにつきましても、昨年と同様に、幡多地域以外から出店いただく予定となっており、来場者の皆様に、秋とは違う、宿毛市の春の魅力を感じていただきながら、大人から子供まで、楽しんでいただけるイベントを目指しております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 盛大にできればというふうには思ってますが、ただ、ことしつきましては、マラソンが4月18日に開催される。続いて、4年に1度とはいえ、19日告示、26日投票の市会議員選挙があります。それに次いでの29日に、この産業祭というふうな形で、立て続けに宿毛の大きなイベントだけではないですが、事業が入ってくるということで、職員はすごく大変になるんじゃないかなというふうには思うんですが、この実行体制についての、私は不安を持っておりますが、市長、この体制が大丈夫なのかどうかについて、お聞かせをください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ことしの4月は、選挙やマラソンなど、大きなイベントが続いており、実施体制は大丈夫かとの質問でございますが、産業祭もマラソンと同様に、準備からイベント当日、片づけまで、多くの業務がございますが、イベント実施に向けましては、しっかりと準備を行い、庁内各課が連携するとともに、産業祭実行委員会に入っ

ていただいております農協、漁協、森林組合、宿毛青年会議所など、御協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） いろいろな部署にお手伝いを願いながらということですので、市の職員、また一部の職員に負担のかからないような形で実行できるように、しっかりと体制をつくって、実行していただきたいというふうに思います。

次に、市運営の自己評価についてということで、お聞かせを願いたいと思います。

昨年の決算審査の時点で、財政調整基金の残高が20億円余りというふうに報告を受けていたと思いますが、この財政調整基金の現在の状況についてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

財政調整基金の現状について、質問がございました。

平成27年2月末残高が20億5,500万円、平成26年度中における財政調整基金取り崩し見込み額が約5億5,400万円となっており、平成26年度末で、財政調整基金残高見込み額は、約14億9,600万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、お聞かせ願った14億9,600万円余りということですが、今議会に提案されております27年度当初予算で、2億6,000万円余りの取り崩しが計画されておりますので、それを計算すると、12億余りの財調残高というふうになるというふうに思うんですが、もし間違つていれば、後で訂正をお願いしたいと思います。

その中で、今後、保育園、学校、その他公共施設の建設というのが、計画の中にというか、これからの中でも、どのような計画がされているのか、市政の中で、ということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後の建設事業の計画についてですが、現在、毎年7月に建設事業等調査表を、関係各課から提出してもらい、大型建設事業費を算出し、財政シミュレーションに反映し、予算編成時には優先順位をつけた中で、建設事業を実施しております。

また、平成28年度には、公共施設等総合管理計画を策定することが義務づけられていることから、平成29年度以降、建てかえも含む、各施設ごとの建設、修繕計画を立てていきます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 個々の計画は、今のところ聞かれませんでしたが、これは、平成25年度のシミュレーションだと思うんですが、平成34年には、このままでいくと財政調整基金、枯渇して、マイナスになるというシミュレーションが示されておりますが、この中でいくと、平成26年では15億9,000万、先ほど言わされた金額で、計画どおりというふうになるわけですが、これから先、それこそ学校の建てかえ、保育園の高台移転等が計画されているとすれば、この中に組み込まれているのかいらないのか、入れるとすれば、どのような形になるのかがわかれれば、御説明を願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 全体の、先ほど御指摘いただきました計画の中でも、一部については、入っている部分もございますけれども、今後は、他のさまざまな事業との関係の中で、優先順位

をつける中で、実施していくという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今から計画を行う中で入れていくということですが、ということは、今の時点で入っている大型建設事業というのは、シミュレーションには反映されてないということですね。

沖本市政になってから、私、よく考えるんですが、ある事業を行おうとする。直前になって、こういう事業をやるので、こういう予算を組み立てたというような説明がある。

議会は、行政のチェック機関としての大きな役割を持っているわけですから、事前に、ある程度、今年度はこういう事業をやりたい。こういう建設事業をやりたい。来年度に向けては、こういう計画をしているというようなところから話をしていくかないと、議会はなかなかそれを、直前にいわれてよしあしを決めるということは、できないんじゃないかというふうに思うんですが。

そういう観点からいえば、年に1度、この3月に示されます行政方針の表明というのは、今議会であれば27年度の事業を、こういう形で私は市政運営をしていくという市長の表明になるわけですね。

これの中に、漠然とした文言しかない事業がほとんどですので、もう少し丁寧に説明すべきではないかというふうに思うんですが、このことについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

指摘をいただきました行政方針の表明につきましては、本市が実施しているさまざまな取り組みについて、私が考える、新年度に行う行政

運営の基本方針並びに主要な施策についての一端を述べたものでございます。

私の考えといたしましては、各分野で行われる、本市で実施されるさまざまな取り組みを、少しでも報告したいとの思いで、説明をしております。

行政方針で表明しました取り組みにつきましては、基本的に、議案で提出をしております予算書に反映したものとなっておりますので、御理解のほどを、よろしくお願ひいたします。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） そういう市長の思いであれば、例えば、地域振興計画、産業振興計画等々、自治体にはさまざまな計画があります。これが計画性のあるものであって、特に短期的なものについては、もっとしっかりと、具体的なものを示して、5年後の宿毛市の姿、10年後の宿毛市の姿を示していくべきではないかというふうに思いますが、その部分にも、地域振興計画の中にも、その大きな事業計画というのは出てきません。

自分たちは、予算議案の細部のところで、この事業でこのことを行うというのを、全てチェックするとなれば、もう少し詳しい説明資料が出てこなければできないような形になりますが、このことについて、もう一度、市長の考えをお聞きをします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 基本的には、先ほど申し上げましたように、議案として提出しております予算書で、反映した形になっております。

今後の方向性等につきましては、地域のそういう方向性を定めた地域計画、そして今度、地方創生における地方版の総合戦略、こういうものが、これから具体的な形で計画して、また皆さんに説明もしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ということは、市長としては、今の方針というか、やり方を変えるつもりはないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。そういう形で受け取りましたので、もし何かあれば、後で答弁をいただければと思います。

次に、教育行政について、お聞きをいたします。

4月から教育委員会の体制が変わるというふうにお聞きをしておりますが、どのように変わらぬかについて、まずお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 寺田議員の御質問に、お答えをいたします。

4月から教育委員会の体制はどのように変わらぬかという御質問でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正をされまして、4月1日から施行となります。

今回の法律改正の目的は、教育の政治的中立性、それから継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、それから地方に対する国の関与の見通しと、制度の抜本的な改革を行うものでございます。

今回の法律改正によりまして、今議会にも条例改正議案が上程されておりますけれども、教育委員長と教育長が一本化された、新教育長が設置となりまして、教育委員長の職が廃止となります。

新たに設置されました教育長は、教育委員会の会務を総理いたしまして、教育委員会を代表する職となります。

これまで、教育委員会は、教育委員5名の組

織でございましたが、4月からは、特別職の教育長と、教育委員4名の組織となります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいま、簡単に説明をしていただきましたが、教育委員会の権限が教育長に一本化されるという形になるというふうに、お伺いをしました。

これを、選任するのが市長であるというふうになるわけですから、市長の権限が、より強く反映されるようになるんじゃないかというふうに心配をしていますが、このことについて、先ほど、中立性を保つようにということもありますので、教育委員会としては、どのように考えているのか、この権限について、お聞かせを願えればと思います。

○議長（浦尻和伸君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

以前にも寺田議員の御質問にお答えしたと思うのですが、時々の市長が変わりましても、教育の本質については、これは普遍のものでございますので、そのことについて、変わるものではございません。

ただ、これまで、教育長は、教育委員5名の互選によって選ばれておりまして、教育委員会が任命をしておりました。

ただ、今回の法律改正によりまして、教育長は市長が任命することとなりまして、今議会にも、任命についての同意議案を上程させていただいております。

今回の任命から、市長が教育長を直接任命することになりますが、これまで、教育委員会委員は、市長が議会の同意を得て任命をしており、その中で、教育委員会の独自性は担保されておりましたので、今後も、同様の形が保たれると考えております。

教育長は、教育行政における責任者となりま

すし、教育委員会は教育長と非常勤の委員とで構成をされます。委員会の多数決で意思決定を行う仕組みについては、変わりはございませんので、市長の意向が全て教育に反映されるというふうになるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育委員会としては、これまでと変わらず、独立した機関として運営をしていくというふうにお聞きをいたしました。

これについて、これは市長にお聞きをいたしますが、この選任、また任命について、市長の権限になるわけですが、このことについて、教育委員会に対しての市長の発言力というのが強くなりはしないかという危惧もするわけですが、このことについて、市長のお考えを、まずお聞きをいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回の法律改正の目的の一つに、教育委員会と地域の民意を代表する市長との連携強化があります。

これまで、本市における教育課題等については、教育長からの報告を受ける中で、協議も行ってきましたが、法の改正では、教育大綱の策定、教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策。緊急の場合、講ずべき措置については、総合教育会議を設けて、協議調整を行うことと規定されておりますので、その会議の中で、教育委員会と十分議論をし、意思疎通を図り、教育の課題や、るべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 例えば、学校を建てる。教育委員会は、学校の適正配置であったり、

いろいろな話をする。しかし、学校の設置者は市長である、ということで、今までいろいろな中で、整合性がとれているのかというような質問もしたりもしました。

やはり行政と教育委員会がと言うか、市長部局と教育委員会が一緒になって、市内のよりよい教育現場をつくっていくために、これからも努力をしていく。また、新しい体系の中でも、今まで以上に、よりよい環境づくりのために、頑張っていっていただきたいというふうに思います。

最後に、私は、今回の質問の通告で、自己評価、市政運営の自己評価というふうに通告をしておりましたので、最後に、市長が就任して3年余りたつわけですが、市民の評価については、さまざまであるというふうに思いますが、市長は、これからも市政を担っていくつもりがあるのかないのか。

1月の高知新聞によりますと、3月には態度をはっきりさせたいというふうにも言われておりましたが、市長の考えを、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

在任中の市政運営に対する、自己評価についての御質問をいただきました。

市長在任3年と2カ月のこれまでを振り返りますと、就任前年に起こりました東日本大震災の教訓を受け、想定されている南海地震の対策として、避難道、避難場所の整備や、校舎の耐震化などに取り組むとともに、兵庫県篠山市や、岐阜県北方町と、災害時における相互対応協定を締結するなど、ハード、ソフト両面にわたって、着実に対策や備えを進めてまいりました。

また、公約していました産業祭についても、一昨年の11月に第1回産業祭を、宿毛市で初めて開催し、本市の1次産業から3次産業のP

Rを行うとともに、多くの出店もいただく中で、子供たちからお年寄りまで、約1万5,000人という、大変多くの方々にお越し頂くなど、盛大に開催できました。

昨年、第2回産業祭においても、前年を上回る1万6,000人の皆様の御来場をいただき、にぎわいのある、有意義なイベントとして、定着しつつあります。

第3回産業祭は、さらに有意義なイベントとなるよう、関係団体の皆さんと十分協議する中で、本年4月末に開催することを決定いたしました。

さらに、宿毛愛南町間の高速道路の早期事業化に向けて、これまで、具体的な建設ルートは未確定でしたが、宿毛湾港を経由する海岸線のルートとして設定し、その必要性と効果についても、愛南町や高知県、愛媛県と連携を図る中で、幡多地域における産業振興や、宿毛湾港と連携して、災害時の復旧復興などに大きな役割を果たす事業であること等、具体的に、わかりやすく、国に対して訴えてまいりました。

その結果、国の関係者からも、前向きな発言をいただくようになりました。

再生可能エネルギーにつきましても、平成24年度から誘致活動を行ってまいりました、株式会社グリーンエネルギー研究所のバイオマス発電施設、及び木質ペレット製造施設が、高知西南中核工業団地内に、本年1月に竣工し、本格的に事業が進められています。この進出によって、29名の新たな雇用が生まれるとともに、燃料となる材の供給体制の充実に伴って、幡多地域全体の林業振興につながっていくものと、大きな期待を寄せているところであります。

また、平成26年度から、スポーツ振興室を新設し、スポーツ大会やキャンプ誘致の強化を図るとともに、マラソン大会につきましても、交流人口の増加や、市民の健康増進を目的とし

て、新たに名称を「宿毛マラソン」として、市民参加型で行います。

以上、るる申し上げましたが、問題解決や、事業実現に向けて、全力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） はつきりとは申されませんでしたが、引き続き、市政を担っていきたいという意思の表明でよかったです。もう一度、確認をしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、健康状況等もございまして、まだその結果も出てない部分がございます。

熟考しながら、判断ができるだけ早目にしなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市民から選ばれて市政を執行する、また私たち議員も、この4月の選挙で、また、もう勇退される方、また引き続き、出てこようとしている方、いろいろとおりますが、その中で、またこの場で、議会と執行部という形で、相まみえればというふうに思っております。

また、最後になりますが、今議会を最後に、職を解かれて一般の方になられます増田教育委員長には、長年の御苦労、御苦労さまということを申し添えて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時02分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、一般質問をいたします。

我がふるさとのごとく、激しい吹雪の中で、最後の一般質問をすることになりましたが、執行部の皆さん、お疲れのこととは思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

沖本市長は、着任されてから、既に3年半の経過が過ぎました。この間の行政執行の評価について、お聞きしたいと思います。

特に、御自分が選挙公約を出されておりました、私はこの間、ずっと、選挙公約がどういうふうに実行されるか、見てきました。

私も、これをやってもらいたいというのもありましたので、そういうつもりで見てきましたが、その結果をお尋ねします。

特に、市民感覚、市民目線に立つ、公平、公正な行政運営に努めるとありました、この点について、どうだったのか、そのことをお尋ねします。

特に、市長は、目立ったのは、自分の歳費を55万に引き下げるということ。それから、全市での地区懇、それから議員や職員との意思疎通をしっかりとしていく、こういうふうなことでございましたが、こういうものを含めて、市長の自分のやってきたことの評価をお聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 8番、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私の公約に関する質問をいただきました。

市長就任から3年と2カ月がたちました。

私の市政に対する基本姿勢は、議員御指摘の

ように、市民感覚、市民の目線に立つ、公平、公正な行政運営を心がけ、多数の市民が納得する行政を目指して、取り組んでまいりました。

まず、市長の給料月額について、市民感覚、市民目線から見て、給料が高い、このように判断をして、就任当初に79万9,000円を55万円に引き下げました。

また、本市の各種施策に対する御意見や御提言を、市民の皆さんから直接いただき、公平、公正な行政を進めていくとともに、可能な限り、市民の声を市政に反映させるために、毎年、地域懇談会を開催をいたしております。

今後も、こうした基本認識のもとで、市政運営に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、先ほどの質問に対して、お答えいただきましたが、職員との意思疎通については、私はその場へ出ておりませんので、よくわかりませんでしたが、議員との意思疎通については、若干、不十分な部分があつたのではないか。必要なことを説明もせずににおいていたというようなこともあって、議論にもなったことがあるわけです。

そういうことから、今後とも、公約に基づいて、そういう落ち度のないようにやっていただきたいと思います。

2番目に、市長は今後、20年、30年後の宿毛市のビジョンをつくるというお話をございました。

特に、未来づくり検討委員会を立ち上げて、それを皆さんに、ビジョンをお示しするんだということでございましたが、この件についてはどうなったのか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私は、市政運営の基本姿勢として、事業を公

平、公正に行い、市民にわかりやすく説明することが重要であると考えております。

市民の皆様に、行政情報を積極的に開示すること、そして、市の将来ビジョンを明らかにし、御理解と御協力をいただく中で、事業を推進していくことが重要であるとの考えは、就任当初から一貫して変わってはおりません。

公約に掲げました20年、30年後の宿毛市のビジョンを策定することにつきましては、平成24年1月の市議会定例会、及び第4回市議会定例会における、今城議員からの同趣旨の一般質問に対して、答弁させていただきましたが、その目的は、少子高齢化や産業の衰退、人口の減少等、厳しい宿毛市の将来のあり方を、各分野の専門的な人に意見をいただき、将来にわたる宿毛市の可能性を論議していただきたい、こういう思いからでございます。

平成24年10月には、農業や林業、水産業にかかわる関係者が、有機的なつながりを持つ中で、宿毛市農林漁業協同組合連絡協議会を立ち上げ、1次産業の振興はもとより、地域の活性化のための活発な論議をいただき、将来の宿毛市づくりに向けた、さまざまな御提言もいただいております。

一方、平成23年度に策定されました宿毛市振興計画との関連性についても、十分調整する中で、取り組んでまいりたいと答弁させていただいたところでございますが、平成27年度が、宿毛市振興計画基本計画の最終年度になりますので、27年度中に、新たな基本計画を作成するとともに、32年度までとなっております宿毛市振興計画基本構想につきましても、策定いたしました平成23年度以降、東日本大震災の発生を初め、急激な人口減少等、大きな変化が見られますので、見直しも含めて、検証してまいります。

平成27年度は、地方創生元年として、地方

版総合戦略の策定もあわせて行ってまいらなければなりませんので、政策審議会等において、各界各層の皆さんの御意見もいただく中で、望ましい宿毛市の将来ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長から、今、個々の御説明は受けましたが、私はあの公約を見る限り、市民の夢を集めて、20年、30年後を、こういう希望のある宿毛市にするんだという、総合的な検討委員会。検討委員会をつくって、総合的ビジョンを示すんだろうということで、期待をしつづけですが、このための検討委員会はつくらないということなんでしょうか、再度お聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

公約の中に、そのように記載をしております。そして、それも私の個人的なシンクタンクとしての、そういうビジョンをまとめていきたいという方向でございましたので、さまざまな1次産業の、皆さん方の先ほど申し上げました農林漁業の連携のそういう構想であるとか、さまざまな市民の皆さんの方の意見を聞く、そういう方向で、現在、やってきましたけれども、現在まだ4年という形の中で、そのような方向のものが、まだ明確といいますか、名前のとおりのような形の組織にはなっていない、これが現状でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の件については、市長の今の答弁ではつきりしたので、わかりました。

次に、基本政策の問題で、産業祭とバイオマス発電、この問題については、先ほど、寺田議員からの質問に答えられましたので、省略しま

すが、太陽光発電について、これも実行するということだったわけですが、確かに1年は、この補助制度やりますから、市民の中では、継続してやってくれるものと期待しておって、来年、再来年というふうに考えておったと思いますが、なぜこれを1年でやめてしまったのか、お聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

再生エネルギーということの中で、太陽光発電、非常に今後の電源として、有意義な、いい、私は方向だというふうに、今も認識はいたしております。

そういうわけで、運動公園の面に計画をしようとしたけれども、さまざまな制約がある、そのことが実現不可能な状況となって、やはり断念したわけでございます。

その後の、太陽光発電における国の方針が定まりました。しかし、その後の流れの中でも、だんだんと買取価格の下落であるとか、あるいは電力会社による買い取りにおける制限、あるいは送電線の問題で、幡多地域は消費地に向けての距離が、非常に遠隔であるということ等も含めて、なかなか四国電力からの制限もあるという状況の中で、考えております。

ただ、家庭での発電であるとか、小規模な発電については、今後も決して諦めたわけではありませんし、各家庭に、さまざまなそういう形での太陽光発電装置、施設をつくっていただくような、そういう方向にすることには、間違いはございません。

私が先ほど言いましたのは、大規模な発電等についての制限等について、お話をいたしましたけれども。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、お話をいただきま

した。自然エネルギーをめぐる情勢の変化については、私も認識はしておりますが、しかし、原発を復活させないと、そういう面から見た場合、日本の国の中で、循環型エネルギーをつくりしていく、電源をつくっていくということは、非常に大事なことなので、これからも、どうしてもこういう事業というのは、継続していく必要があると思います。

特に、この家庭用の太陽光につきましても、若干の問題がありまして、私もこれまで提起したわけですが、本当ならば、やはり蓄電池を使って、保存しておいて、後で使っていくという方法が、本当は効率的であるということはいえるわけです。

そういう面からも、1年ぽっきりでやめるがやなしに、宿毛市なりのこういうものの進め方、今後、考えていただきたい、このように思います。

この項での最後に、今、お話をございましたが、任期中に全ての公約ができるのかどうか。12月が任期ですが、11月には選挙もあるということでございます。このできるのかできないのか。そのできない場合、どうするのか、このことについてもお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

できなかった場合にはどうするのかというふうな、再質問をいただいておりますけれども、私としても、この基本政策の取り組み、その自己評価等について、答弁させていただきます。

選挙公約の基本政策として掲げた事業等についての取り組みということでございますが、市長就任3年2カ月のこれまでを振り返りますと、就任の前年に起きました東日本大震災の教訓を受けて、想定される南海地震の対策として、避難道や避難場所の整備や、校舎の耐震化などに取り組むとともに、兵庫県の篠山市や岐阜県の

北方町と、災害時における相互応援協定を締結するなど、ハード、ソフト両面にわたって、着実に整備を進めてまいりました。

また、公約していました産業祭につきましても、一昨年の11月から、第1回産業祭を宿毛市で初めて開催をし、本市の1次産業から3次産業のPRを行うとともに、多くの出店をいただく中で、子供からお年寄りまで、約1万5,000人という、大変多くの方々にお越しをいたくなど、盛大に開催できました。

昨年度、第2回産業祭において、前年を上回る皆様に御来場をいただき、にぎわいのある、有意義なイベントとして、定着しつつあります。

そして、ことしは、さらに4月に開催するということで、決定をいたしております。

さまざまなインフラ等につきましても、宿毛愛南町間の高速道路の早期の事業化に向けて、具体的な建設ルートについて提示をしながら、愛南町や高知県、愛媛県と連携を図る中で、国に対して、強く訴えていく中で、国のほうからも、非常に前向きな発言をいただくという形になっております。

そうした中で、再生可能エネルギーについても、24年度から誘致活動を行ってまいりました、グリーンエネルギー研究所のバイオマス発電所及びペレットの製造が決まりまして、こし1月に竣工し、29名の新たな雇用が生まれるとともに、燃料となる材の供給体制の充実に向かって、進めているところでございます。

平成26年度からは、スポーツ振興室を新設し、スポーツ大会やキャンプ誘致の強化を図るとともに、マラソン大会も、交流人口の増加や市民の健康増進を目的として、新たな名称を、宿毛マラソンとして、市民参加型で進めているところでございます。

これらの答弁は、寺田議員の質問にもお答えしてまいりましたけれども、今後も残された公

約の面につきましては、任期、今、はつきりしている状況の中で、可能なものを全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 遠回しの質問をいたしましたが、これは私の聞かんとしたところは、寺田議員が質問したことと同じ内容でございます。同じ回答にならうかとは思いますが、多くの市民の中から、もうあと、残任期間がわずかになった時点で、沖本市長は引き続いて市長をやるんだろうかどうだろうかという、支持する人も支持しない人も含めて、いろいろ心配の声があるわけです。

そういうことで、もうこの時期になつたら、やはり明らかにするべきではないかと。自分の腹というものを、もうはつきりするべきじゃないかと思いますが、もう一度、このことについて、明快に言えないものかどうか、市長の考えを聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

寺田議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 続いての質問でございましたので、同じ回答になったわけですが。

やっぱり、市民の中では、市政が、最も身近な市民に対する政治だということで、関心が高いということがあるわけです。だから、多くの市民が関心を持っている。こういうものに対して、はつきりした態度を見せていくのも、これは市長の責任だと思います。

しかし、何回聞いても、それは明確にできないということですので、これ以上の質問はいたしません。

続いて、自衛艦、自衛隊拠点誘致について、

お尋ねします。

今年の2月に、5回目の宿毛市に自衛隊の拠点を誘致する要望書を防衛省へ提出したとお聞きしますが、1回目と内容が異なる部分があるのか、あれば御説明願いたい。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

防衛省への要望活動について、御質問をいたしましたが、去る2月24日に、宿毛市議会、そして宿毛商工会議所とともに、防衛省に対しまして、重要港湾宿毛湾港等の利活用についての要望書を提出いたしました。

内容につきましては、ダブっている部分と、新たな部分とありますが、今回の内容につきましては、交通インフラの脆弱な四国西南地域における南海トラフ地震発災時の災害対応対策の拠点として、また隊員の休息を含めた、海上自衛隊艦艇に対する燃油や物資等の補給、南西地域の防衛体制の強化に向けた後方支援の拠点として、重要港湾宿毛湾港を初めとする当地域の活用をお願いしたものです。

議員御承知のとおり、観光振興や、地元企業への支援、企業誘致など、さまざまな対策を講じておりますけれども、本市を含む四国西南地域の経済は低迷をしており、地域経済の活性化に向けた対策の実現が、喫緊の課題となっております。

地域経済を活性化させるためには、地域資源の有効利用が必要不可欠であり、その価値を正確に把握し、特性を十二分に生かすことが重要であると考えております。

宿毛湾港の開発事業は、四国西南地域の地域開発を誘導する港湾として整備されましたが、海外への生産拠点のシフトなど、産業構造の変化により、当初、期待された効果を發揮しておりません。

現在の状況下における宿毛湾港の特性は、近

い将来、発生が予想されております南海トラフ地震発災時の活動拠点や、日本防衛の後方支援拠点として、地勢的に有利な条件を備えているものと考えております。

これらのことを見据え、今回の防衛省に対する要望書の提出に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、御説明をいただきましたが、余り、1回目と5回目の違い、こういうものが明確にわからなかつたわけですが、私が見た分では、2点挙げてみますが、自衛隊の常駐という面で、1回目は大震災対策上自衛隊の常駐は心強いというふうな内容になっておりましたが、2回目は、地域住民の命を守るためにということで、常駐が消えたわけです。これは当然のことではないかと思います。

海上自衛隊が災害時に宿毛にあるように、宿毛に常駐するということにはならんと思うわけです。海上自衛隊ですので、宿毛で、陸上自衛隊ならほとんど宿毛におけるかわからんですが、海上自衛隊は、地震なり発生するときに、宿毛におけるとはいひんので、常駐して、いざというときに、さっと来てくれるということにはならんじやないかと思いますが、この点についてはどうですか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私も、海上自衛隊のさまざまな港湾の形態であるとか、発災時における対応であるとか、そのような形態、詳しく承知しておりませんので、明確な回答はできません。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、お答えいただきましたが、そのことから見ても、ここに海上自衛隊を誘致すれば、災害時に即間に合うという論

理は、もう崩れたということであります。

次に、誘致の理由についてですが、1回目は、太平洋と瀬戸内海の結節点で、天然の良港だ。宿毛地域の経済活性化と、災害時の安全対策ということが中心になっておりましたが、今回の部分については、新防衛大綱に定めた南西地域の防衛体制強化の後方支援拠点として、宿毛は最適候補地であると。

四国西南地域全体の活性化と、住民の命を守れるというようなことが出ておりますが、これにあるように、新防衛大綱に定められた内容でもって、積極的に宿毛市の港は、軍事利用される方向になっていくと。これは、今、安倍内閣が進めようとしております集団的自衛権容認、そしてまた、海外へ戦争していく、こういったものに対して、宿毛湾が積極的に提供していくと。それをバックアップしていくということにもなるわけであります。

こういった面から、内容がどんどん変わっていきようということであります。この点について、市長はどう考えるのか。

以前には、自衛隊が海外へ出て、戦争することについては反対だといっておったわけですが、もうそれは去年の7月1日の集団的自衛権容認の方向へかじを切り、今、その関係で法制化的法案準備がされておるという状況の中で、非常に危険な状況になっていくと。

そういう状況であるのに、宿毛へあえて海上自衛隊を、我々から見れば基地並みになるのではないかと。拠点という言葉を使っておりますが、そういう状況になるのではないかと思いますが、このことについて、市長はどう考えるか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地方自治体が国の政策、そういう方向と勘案をしながら、政策を立てていくのは、私は当然

だというふうな認識を持っておりますけれども、浅木さん指摘されるような、ここが基地になるというふうなことについては、私は現在、思つておりませんし、それは今の状況では不可能だというふうに考えております。

そういう点で、ここに書かれているような、先ほど述べましたような、拠点としての位置づけで、私は誘致をお願いをしているということです。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は拠点という言葉を使いましたが、大綱のほうで、近傍作戦本拠地ということになっているわけですが、これはどんな施設設備なのか、聞きたいと思います。

特に、高知新聞なんかで見ると、物資の集積、装備品の整備、海上、航空、陸上輸送や後送、事前の展開準備、これは訓練等、こういったものを行うということになっているんですが、こういう作戦、本拠地、こういうものについて、市長はどこまで認識を持っているのか、お尋ねします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私は、こここの要望書に書かれている以外のことについては、その多くを存じておりません。

そのような内容であろうというふうに、判断をいたします。

そして、宿毛市が要望している一番大きな動機というのは、これは地域の振興にも資するものとして、そしてもう一つは、南海大地震等が起きた場合の、その救援を含めた体制を、海上自衛隊の力もいただきながら、そして一方では、物資や、さまざまな燃料の補給等、地域産業に本当に貢献できるような、そういう形での拠点化が可能ではないかという思いで、このような要望をさせていただいているというわけでござ

ります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） その誘致によって、どういうものがここへ建設されるようになるのか、誘致されるのか。

まず、誘致の点では、これは請願書を2年前に、請願書で見る限り、海上自衛隊の潜水艦、掃海艇を誘致すると。それから、建設関係については、司令部庁舎、補給庫、弾薬庫、燃料庫等を建設する。そして、いろいろな提供については、官庁用地、県営住宅を提供するというようなことは、これは請願書の中には、そういうような内容を書かれた請願書が採択されているわけです。

こういったものから見ると、この拠点ないしは根拠地として誘致した場合、こういうものをつくるようになるのかどうか、そこらあたりは、防衛庁でたびたび出かけているということですので、お聞きになっていると思いますが、その点をお知らせください。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、書かれている要望書、そのことについて、検討していただきたいという形でございまして、どのような、まだ、施設云々というような状況ではないと。私は、何をつくってくれとか、いう要望ではないというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、この誘致の運動をしていくという、受入態勢ですね。この中に、名前が出ているのは、行政、宿毛商工会議所、宿毛市観光協会、防衛協会宿毛支部、自衛隊父兄会というような名前が出ておりますが、これに漁協が含まれていませんね。最も影響が大き

い、漁協それ自体は含まれてないわけです。

このいろんな権利を持つ、そしてまた生活のかかっておる漁協が、こういったものにかかわってないということについては、この漁協関係は、それについて、協力に対して否定的考え方かどうか、そこをお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

そのような、私どもも漁業に影響があるということについては、これは賛同しかねるという基本的な判断は、私もしますし、漁協もそういう判断でしたということではなくて、別の観点で、そのような対応をされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長より議長に聞いたほうがわかりやすかったかと思いますが。私の質問するのは市長でございますので、市長に質問したまででございます。

特に、御存じのよう、潜水艦は潜ったまま宿毛へ入ってくるわけですね。こういったことによって、海底をかき回す、そういった面も含めて、漁業に影響を与える、こういう内容があるわけです。

それとともに、市長も御存じのように、自衛艦の船と民間の船が、あちこちで衝突して、事故になっている。千葉県沖で、親子の乗った漁船が、自衛隊の艦船と衝突したと。また、瀬戸内海でも、釣り船がイージス艦、大型輸送艦のおすみと衝突して、死者が出たという事故があるわけです。

こういうふうに、自衛艦が入ってくる。自衛隊の船が入ってくる、こういう地域においては、漁民の命をも犠牲にする、こういったことが出てくるわけです。

こういったことから、非常に漁業、また漁民

の命を守るという面で、危険な部分もあるということです。

そうしたことから、私もあちこち、基地のある港へ行ってみましたが、もう漁船はほとんど姿が見れないというところも多いわけです。

こういったことから、宿毛の漁業を犠牲にしてまで、潜水艦、掃海艇、こういうものを導入したいと考えているのかどうか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このような質問は、何回か浅木議員から指摘していただき、質問していただき、私のほうからも答弁した経緯があるというふうに思いますけれども。

そのような影響が出るというふうな形の中では、私としても、それは賛同しかねる、先ほども答弁いたしましたけれども。今後、実際に、ここにそのような拠点ができていくという形になった中でも、やっぱり宿毛湾漁協であるとか、あるいは宿毛市内のさまざまな団体や市民の同意、こういうものが、私は必要になってくるというふうに思います。

そうした状況の中で、そういうことも、事業も進んでいくんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、宿毛湾は、主には、漁船が多いということはありますが、それでも佐伯フェリー、そしてまた沖の島へ出でる定期船、こういった、若干、漁船よりも大き目の船がありますが、船同士の衝突というようなことは、今のところ、私はまだ聞いてないわけです。

こういった面からも、なぜ海上自衛隊の船は、民間の漁船等とたびたび衝突するのかと、非常に疑問に思うわけです。

その操作の仕方等にも問題があるんじゃない
かと推測するわけですが、こういった危険な状
態に、宿毛の海がなっていくということについ
て、私は放置できないと。

それとあわせて、自衛隊の潜水艦、こういつ
たものが入ってくるようになると、アメリカ軍
の潜水艦、これは原子力潜水艦であります
が、こういったものも、自衛隊が入るんやつたら構
わんだろうと、ということで入ってくるようにな
ってくるというおそれがあるわけです。

こういったふうに、常にこういった軍事関係
については、エスカレートしていくという面が
あります。市長は、こういう面も含めて、アメ
リカの原子力潜水艦まで入ってくるような可能
性があるということについては、どのように考
えるか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） アメリカ軍の潜水艦の
寄港等については、私どもの判断するところで
はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は、今の時点では、
ないということですが、私も自衛隊の船が宿毛
湾に入り始めたころに、アメリカのイージス艦
を初め、大きな船や軍艦が、米軍の軍艦がどん
どん入ってくるようになるということは、想像
もしておりませんでした。

それが、近年、自衛隊が入るんやつたら構
わんじやないかということで、宿毛湾へ入ってく
るようになってきたと。こういうふうに、どこ
ともエスカレートしていくことがあります。

そういう面から、私は非常に危惧している
と。

市長は危惧していないということですので、こ
れは、後日、歴史が明らかにしてくれることと

思うわけですが、そのとき、市長、ここで市長
をやりようかどうかはわかりません。

そういう問題点があるという認識を持って、
市長はことに当たってもらいたい、このように
思います。

次の項目にいきます。

2番目、市人口の増加策についてであります。

この項目を、少子化の克服についてという、
消極的なことではなしに、市人口をどうふやす
かという面で、私は提起したいと思います。

この議会の一般質問で、多くの議員が、地方
創生事業と少子高齢化対策を論じました。地方
創生事業関連予算については、都市部は富裕者
ばかりが潤うアベノミクス政策に対して、地方
に住む人々や、地方の自治体から反乱の火の手
が上がり始めたため、安倍内閣はソフト事業に
も使える、比較的使い勝手のいい予算を計上し
たわけであります。

安倍政権は、知事選では、滋賀県、佐賀県、
沖縄県と連敗しました。総選挙でも、沖縄県の
小選挙区で全敗し、議席を後退させましたが、
公明党の増で与党議席を現状維持し、第3次内
閣を組閣しています。

しかし、この程度の予算で、地方の怒りがお
さまるかどうかは、統一地方選の結果待ちとな
っているわけであります。

なお、まち・ひと・しごと創生法案について、
日本共産党は国会で反対しました。今日のよう
に、地方を疲弊させ、若者が、子供を生み育て
られない社会になったのは、歴代の自民党政治
の失政にほかなりません。

今後も、地方創生事業予算をつけながらも、
TPP推進のための農協つぶし、市場任せの政
策で、米価は大暴落、高齢のお百姓さんも、跡
を継いだ子供も、生活が立ちいかなくなっています。

加えて、地方中枢拠点都市に、周辺部自治体の機能と住民サービスを集約しようとしています。これにより、周辺部はかなり衰退すれば、拠点都市も維持できなくなることは、明白であります。

今、国がやるべきことは、小規模自治体を切り捨てるのではなく、農林漁業や、その他の地域資源を生かした取り組みを進める、地方自治体をしっかりと支えることであります。

宿毛市においても、3月1日現在の人口は、2万1,858人となり、人口減にストップがかかりません。少子高齢化社会という言葉が熟語になってしましましたが、高齢化はとめることはできません。しかし、少子化は、施策次第で回復することができます。

宿毛市でも、宿毛市で生まれ、育ち、大人になった若者が結婚し、子供を育てることのできる条件を整えることは必要であります。

もう一つは、若者が移住をしてきたくなる宿毛市をつくることであります。1月27日に発表した内閣府報告書は、次の施策が人口増につながると提起しています。

人口がふえた自治体もたくさんあるようでございますので、そのあたりも参考にして、取り組んでいく必要があります。

そういうことで、まず、1番目に大事なのは、生活できる職場づくりであります。

若者は結婚して、子育てできる前提条件が、生活できる収入を得る仕事を持つことであります。安定的な収入がないまま結婚すれば、苦難の縁に立たされる可能性が大きくなります。こうしたことから、行政としては、市内の若者の前途のために、また移住希望者のために、報告書にもある、地域の特色ある資源、人材を生かした取り組みを中心におこなうことをお聞きします。

まず、1番目に、良好で安定的な雇用の場を

どうつくるかについて、お尋ねします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活できる職場づくりについての質問でございます。

人口減少に歯どめをかけるには、良好な、安定的な雇用につながる職場を確保することが必要ではないかということですが、全く私も同感であります。

このため、今まで、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致活動を積極的に行い、現在、両団地に45社、約800名の雇用の場が確保されるなど、西南地域の重要な雇用の場として、操業いただいております。

この中には、本年1月に操業開始しました、株式会社グリーンエネルギー研究所が含まれております、29名の新たな雇用の創出につながっているばかりでなく、木質バイオマス発電事業や、木質ペレット製造事業に関連する業種への波及効果もあるものと考えております。

一方、高知西南中核工業団地内を見てみると、土地の売却は全て完了しているものの、いまだに立地に至っていない工業用地も数カ所あります。

また、宿毛湾港工業流通団地においても、造船関係の2社が進出して以降、新たな企業の進出はありません。企業誘致活動の状況につきましては、平成24年度は幡多地域内の企業26社を訪問し、地元企業と取引があり、新たな進出を考えている企業等の情報収集を行うとともに、県外の4社を訪問しております。

25年度は、東京、徳島、宮崎などの企業15社を訪問、26年度におきましては、東京、大阪、中国、四国、九州地方を中心に、25社の企業訪問を行っております。

企業訪問につきましては、高知県と一緒に東

京商エリサーチの調査内容から、企業成績がよく、新たな工場などの投資の可能性が見込まれる企業を選定をし、企業訪問を行ってきているところではございますが、地理的、距離的条件や、南海地震発生などの要因から、残念ながら企業立地には至っておりません。

始めにも申し上げましたが、この地域で生活していく上においては、安定した雇用の場の確保が、大変重要であると考えておりますので、今後も高知県と連携を図る中で、企業誘致を積極的に進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、それぞれの取り組みについて、御説明いただきました。

市長も、最後に念を押されました安定的な雇用という言葉を使われました。これとあわせて、私は、良好で安定的なということで、労働条件についても、いい方向へ向けて、市がアドバイス、リードしていくと。

俗に言われるブラック企業、こういうふうなものがいっぱいきても、仕事はあるけど、労働内容は、非常に残酷な内容と。法律違反を繰り返すというふうなのがブラック企業でございますので、こういうことにはならないように、発展させていく上で、良好で安定的ということを、行政を進める上で、頭に置いてやってもらいたいと。

特に、安定的という面では、少し経済情勢が変わっていくと、すぐ撤退してしまうという企業もあるわけです。こういうものについては、非常に残念だとは思うわけですが、今度入ったグリーンエネルギー、これは地元にそういう資源もありますので、そういうことにならないような、安定した経営になってくれることを、私も期待はしているわけです。

次に、第一次産業を含めた起業への支援をどうするかについて、お尋ねします。

若者は、今、各地でいろんな形で、仕事を自分で始めています。それをどういうふうに後押ししていくか、これについて、これまでも予算書等で、若干の説明は聞いておりますが、なお、今後どう進めていくかについて、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

起業する方に対する支援について、お答えします。

宿毛市では、雇用促進に向けた起業、就業支援として、宿毛商工会議所、漁協、農協などの関係機関と連携を図りながら、国、県の事業を活用して、取り組んでまいりました。

商工業を見ますと、国は、平成25年度に雇用促進のための起業支援として、起業支援型地域雇用創造事業を、また平成26年度には、人材育成を目的とする地域ひとつづくり事業を実施しており、宿毛市でも、県の補助金を活用して、雇用促進、起業支援を行ってまいりました。

平成25年度においては8件、平成26年度においては、5件の事業者が補助対象となっております。

また、1次産業に対する就業支援といしましては、漁協関係では、新規漁業就業者の育成確保を図るため、研修生への生活支援及び漁業技術指導者への補助を行う、新規漁業就業者支援事業、また研修終了後に、中古船の取得及び整備に対する支援として、新規漁業就業者漁船リース事業を行っており、平成25年におきましては、漁業就業者支援事業が1件、平成26年度につきましては、漁船リース事業1件の利用があり、平成27年度につきましては、新規漁業就業者支援事業1件の利用を予定しております。

次に、農業関係では、新規就農希望者に対す

る、就農前から就農開始に至るまでの研修を行い、新規就農者の確保及び育成を図るため、研修者及び研修者受入農家への補助を行っており、平成25年度は1件、26年度は2件の利用がありました。

また、農業経営を開始したものに対し、給付金を交付する支援を行っており、平成25年度は1件、26年度は2件の利用がありました。

今後も、国や県の動向を注視しながら、商工会議所や漁協、農協などの関係機関と連携して、雇用促進及び起業支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほどから申しましたように、それぞれ、若者はしっかりした収入を手にする、このことが大事だということを、雇用してもらって賃金を得る、こういったことと、自分で事業を起こす、こういった起業、どっちも含めて、宿毛で誇りを持って仕事ができる環境を、今後とも築いていただきたい、このように思います。

続いて、移住者への住宅支援についてですが、これについては、どうなっているのかお聞きします。

特に、空き家の紹介と改修支援についての現状と、今後の方策について、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

移住希望者等に対する住宅支援についての御質問をいただきました。

宿毛市では、平成24年4月1日に、U・Iターン希望者住宅改修事業費補助金要綱を設置し、県外からの移住希望者が、移住するための住宅を解消する際の費用の一部を補助する制度を設けております。

補助金額につきましては、事業費の3分の2としており、補助限度額は50万円としていま

す。

要綱設置当初は、宿毛市外からの移住者で、ある一定の条件を満たしていれば対象となっていましたが、補助金の2分の1を、高知県からの移住促進事業費補助金で対応しているため、高知県の補助金交付要件が、平成26年度より、県外からの移住者に限定しての補助金に変更されたことから、宿毛市の補助要綱も、高知県に準じて改正し、平成26年度から運用し始めたために、平成26年度は実績がゼロとなっております。

ちなみに、平成25年度に1件が対象となり、補助金を交付しております。

平成27年度からは、住宅改修工事に加え、空き家の荷物の整理、運搬、処分に要する経費についても、対象となるよう、要綱を改正していく予定です。

また、住宅新築費の一部補助につきましては、現在、検討しておりませんが、高知県の補助金交付要綱が対象とするとなった場合、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、現在の実績をお聞きしましたが、報道にもありますように、佐川町は、11戸分、市のほうで空き家を確保したということで、移住者を募っているということです。

11戸で1億3,000万円をかけて、確保したという話を聞いています。

このように、積極的に、空き家を放置するんじゃないに、所有者と話す中で、確保して、移住者を募るということも、市の人口をふやしていく上では、非常に重要なわけでございます。

こういった面について、佐川町のような取り組みを、宿毛もするかしないかということについて、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、住宅新築費の一部の補助につきましては、現在は検討しておりますが、高知県の補助金交付要綱が対象となる場合には、検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 私は、佐川の例を出して、佐川みたいに前を切ってもらいたいという気持ちで言うたわけですが、その返答はなかつたということになります。

なお、これから移住者に入っていってもらう中で、せっかく来て、その土地を登記しようとしても、なかなか登記ができないというような話も、聞いたことがあるわけです。

そういう面で、対象の家については事前調査をして、私もいろいろ、こういう議員活動をやっている中で、こういう措置について、いろいろ相談を受けるわけですが、もう何代も移転登記をしてないというような物件もありまして、非常に相談を受けても、骨折れることがあるわけですが、そこらあたりを把握した上で、ことに取り組む必要があるとは思います。

参考までに、今後の取り組みの参考にしていただきたいと思います。

続いて、子育て支援策について、お聞きをします。

これについても、ほかの議員の皆さんからもありましたが、必要なことは、低収入でも子育てできるようにすることは、必要であります。

まず、1番目に、子供の医療費無料化を、宿毛は実行いたしましたが、中学校卒業までですね。これは、今も、多くの市民に喜ばれているわけです。

他の町村を見ると、これに加えて、保育料や給食費の無料ないしは減額、こういったことを

行っています。宿毛市でも、収入が低くても、子育てしやすいということがわかる。また、宿毛における人は、宿毛でなければ、なかなか子育てできないというぐらい、充実した内容にしていくためには、こういった公共料金と表現はしくいですが、公的なお金ですね、こういったものについて、若者をバックアップするという面から、無料化ないしは減額する方法を考えるべきではないか、このことについてお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

子育て支援の一環として、保育料、給食費の負担軽減を前向きに考え、少子化対策とするつもりはないかとの質問でございます。

保育料の負担軽減につきましては、現在、国の基準に従い、同時入所の場合、第2子は半額、第3子以降は無料としております。

また、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の児童を3人以上養育する世帯の、3歳未満の第3子以降の保育料についても無料としており、さらなる低減措置により人口の増加策とする考えについては、現時点におきましては、現在の財政状況を考えると、困難であるというふうに考えております。

次に、学校給食費の無料化や、一部減免についてですが、昨年10月議会でも答弁したとおり、これについての御提言があった施策を実現することは、困難であると考えております。

実際の施策には、それぞれ特筆すべき点はありますが、宿毛市では、平成26年度から、就学援助費に、PTA会費や、児童生徒会費を追加させるなどの拡充も図っておりますので、御理解を賜りますよう、お願ひいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 続いて、保育料等の問

題に限定して、お聞きします。

2010年の年少扶養控除廃止に伴う所得税増額が、保育料に連動しないよう、控除相当額を税額から差し引く、再計算をして、保育料を決める方式を、多くの自治体がとっていますが、宿毛市もそれを継続するようにしてもらいたい。このことを求めます。

なお、今の時点で求めるということは、政府のほうで、この税額から差し引く、こういう方法について、そういうやり方をするなというふうな指示がきているように思いますので、それでも、子育て世帯をバックアップするという面では、どうしてもこれは必要だということで、引き続いて、再計算方式でやっている自治体もあるということです。

それと、もう一つは、その通達にのっとって、そういうやり方はやめましたということにしてはいますが、別個に、もっと負担軽減措置を講じて、負担が、税金が上がったことによるはね返り分の負担が、ふえないような対策をしている自治体もあるわけです。

そういった面から、ぜひ宿毛市としても、この負担が増加しないように、取り組んでいただきたいのですが、そのことについてお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び、16から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところですが、保育料の算定につきましては、この扶養控除の見直しによる影響を、可能な限り、生じさせないとすることとする対応について、国から協力要請があったことに伴い、当市におきましては、扶養控除の見直しによる影響が出ないよう、再算定による対応を行っています。

4月のスタートの新制度におきましては、国より、現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は、新制度では行わないこととされたことから、今後は国の基準に従い、旧年少扶養控除に係る再算定を行う予定はありません。

残念ながら、現在の財政状況を考えますと、引き続き、軽減措置を継続することは困難である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁いただきました、そこは自治体の、非常に重要な部分です。

私は、先ほど提起したように、そういうことはあっても、別途の措置をして、引き続き、再計算したのと同じような形で、負担がふえないようにしている自治体もあると。

じゃあ、そういう自治体は、政府から処分されるのかということですが、そういうことはありません。

今、地方自治体は独立しておりますので、そういうことを国がやる権限はないという面から、いかにして、そういった子育て世帯を守るかという熱意があるかどうかの問題だと思います。

しかし、宿毛市では、残念ながら、市長の今の話では、この方法を取り入れないと。政府のいうとおり、保育料は引き上げますということになるので、非常に残念であります。

今後、そういう問題について、そういう後発世帯を大切にする考え方で、行政に当たっていただきたい、そのように思います。

なお、次に、みなし寡婦控除、これは前にも質問いたしましたが、こういったものについても、全国では既に60の自治体が、みなし寡婦控除を実行しているわけです。

例えば、沖縄県などは、もう自治体のうち、9割、非婚寡婦といいますか、そういう結婚歴のない、子育てしている親、男女含めて子育て

している親ですね、ひとり親、こういった人に對して、沖縄ではすでに9割がみなし適用をしていることもあります。

こういった面からも、宿毛でもぜひ、早いうちに、こういうものを導入してもらいたい。

なお、これを導入するかしないかで、若干、試算も出ておりますが、例えば、所得税、住民税、国保税、こういったもの。これは税法上の問題ですが、これは年間11万ぐらい税金がふえていくと。みなし寡婦をしないために、11万ぐらいふえると。

次には、収入基準をもとにした家賃の負担増、こういったものについても、年額11万4,000円程度ふえると。

それから、年収200万程度で、2歳児を持つ親の保育料。こういったものも、みなし寡婦を適用しないことによって、12万8,000円ふえるというような試算も出ているわけです。

こういうふうに、婚歴があるかないかで、差別している、こういったものについて、これは法律論争にも、今、なっていきつつあるわけですが、こういうふうに、ただそういうふうな法律の上で矛盾した状況が起こっているから、支援を受けてないと。こういうことに対して、地方自治体として、支援しているところもあるわけですので、宿毛としても、そういうふうに、前向きに、沖縄のように前向きに考えていただきたい。

このことについて、これまで検討されてきたのかどうか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨年、第1回定例会において、議員の御質問にお答えしたとおり、税法上、寡婦控除は死別や離別した後、再婚していない者を対象しており、同じひとり親であっても、非婚の場合は対象になりません。

また、みなし寡婦控除の適用についても規定がなく、みなし適用もできていないのが現状であります。

一方、税制改正はできませんが、保育料等公共料金の算定に、寡婦控除をみなし適用することについては、離婚のひとり親と何ら変わらないとする意見や、税法上の寡婦の定義に従う、まずは法改正が必要とする意見など、それぞれの意見があります。

近隣の状況について、改めて確認したところ、現状では、みなし寡婦制度を適用しているところは、いまだありません。

これらの状況から、現時点でみなし寡婦控除を適用することは困難と、このように考えます。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、周辺にはないというふうに聞きましたが、私の記憶では、高知市が今度、4月からそういうふうにかわってくるよう、チラッと聞いているんですが、そういう情報は入っていないかどうか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） 近隣と申しましたのは、幡多管内ということで、お答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 幡多ではないかもわからんですが、今、資料を見ましたら、高知市はもう既に実行しているということでございますので。そういうふうに、前向きに進む自治体と、こういうことに対して、消極的に、よそがやつたら、一番後でやろうかという構えの自治体との違いだと。

こういう矛盾のあるものについては、ということについては、市長も認識があるわけで、ぜひとも、法律がかわらなんだら、全てで

きんというのではない。既にほかの自治体でもやっている、そういうやり方があるわけですので、ぜひ今後とも、前向きに考えていただきたい。

これは、市民が市長に託する期待であります。その期待を背負うて、今後の市政を進めていただきたいと思います。

次、3番目に、森林整備と林産業の活性化について、お聞きします。

まず、主に周辺の山は、市有林と民有林に分かれておりますが、市有林について、現在の整備状況をお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市有林の824ヘクタールのうち、直営林及び直営分取林が約600ヘクタールあり、そのうち約8割が人工林となっております。

平成21年度以降26年度末において、人工林における89%の間伐等の施業が完了しており、平成27年度には、13ヘクタールの搬出間伐等を計画しておりますので、平成27年度中の施業の実行率は92%となる予定となっております。

今後は、林分の育成状況を見ながら、搬出間伐を繰り返し、目標伐期齢を、杉を80年、ヒノキ90年の長期長伐期に据えて、公益的機能を、高度に発揮できる市有林を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 宿毛市の山は、84%は森林ということになっておりますが、こういう中で、宿毛市の市の持つ山、こういうものは、市民の見本となるようないい山に育っていくためには、きちんとした整備が必要であります。

そういう面から、今、まだ未実施のところについては、早いうちに計画を積んで実施する

ようにしていただきたい。

それとあわせて、今後、できることから複層林への誘導、こういったものも考えていただきたい、このように思います。

それと、また、今、既に皆伐しているところについても、まだ植栽していない、例えば22年に皆伐しているけど、まだ植栽していないという山もあるようですが、こういったものについては、余り長く置くと、かえって下草が先に生えて、植林するのに手間暇かかるということになるので、これを早目にやるべきではないかと思うわけですが、こういうものも含めて、市民の、林業をする人の見本となるような山づくりについてどう考えるか、市長に聞きます。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

複層林施業につきましては、下層木の生育のためには、一定以上の空間をあける必要があり、風による倒木や、乾燥による害、また潮風のある場所や、南向き斜面を避けるなど、施業地を選ぶことが重要であると、県の試験研究機関、森林技術センターに確認しておりますが、複層林には、生物の多様性の確保や、水源涵養、土砂流出防止機能が高度に発揮できるなど、メリットも多いことから、今後も、市有林整備につきましては、適地を選び、収穫期には、一部に複層林施業を取り入れていくことも必要であるかと考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、前向きの話でございましたが、いろいろなそういう林業技術、これを駆使して、宿毛市の中でも、見本となるような山づくり、こういったものをしていただきたいと思います。

次に、民有林の整備についてですが、これについては、民有林については、まだ整備未完了

林があるわけですが、こういったものについては、どう把握しているか。

それとあわせて、今後、それをどう指導していくかをお聞きいたします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

民有林につきましては、最近の10年間で5,600ヘクタールの間伐施業が実施されておりますが、これは、市内の民有林、人工林の約52%の数字で、残りの約48%は未整備林ということになり、まだまだ森林整備の推進が必要な状況にあります。

補助制度の周知につきましては、広報等を通じまして、未整備林の所有者を含めた森林所有者へ、今後、行っていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 皆伐した民有林の更新については、市のほうでも、不足分の10%を市の財政のほうから負担するということでやれるようになったので、非常に前向きになったと思いますが、これからも皆伐地が放置されないように、できるだけチェックをしていただきたい、このように思います。

また、今、重要なのは、民有林を伐採する場合に、境界が不明確だという面がありまして、その境界の画定を早くしてもらいたいという要望が非常に強いわけでございます。

市長も、公約の中で、境界明確化のための国土調査を推進すると、公約にちゃんと書いてあります。そういった面からも、これをぜひ実施してもらいたい。

そのことによって、民有林の仕事に着手しやすいという面が出てくるわけです。

こういったものを、今後、どうするか。前の議会でも、国土調査が進むよう、検討するとい

うお話をもらっておりますが、先ほどの山上さんの議論みたいに、私もここでもう一度、お聞きいたしますので、回答願います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山林境界につきましては、昨年の第1回市議会において、浦尻議員からも同様の質問があり、山林の境界確認が、年々困難な状況になっており、国土調査の実施に向けて、森林組合との意見交換もさせていただきながら、協議検討を進めていると、答弁をしています。

しかしながら、森林組合が行っている森林境界明確化促進事業は、国土調査事業とは、測量工程、測量制度等の相違点が多くあり、その成果は、法務局へ登記できるものではないため、国土調査とは別事業として、考える必要があります。

森林境界明確化促進事業は、より多くの時間や、人員を必要とする国土調査より、早期に現地を把握できる重要な事業として、早急に推進していかなければならないものと考えております。

国土調査につきましては、来年度、貝塚地区の北側山林部分を中心に、現地調査を円滑に進めるための予備調査事業を実施し、対象地域の状況、さまざまな問題点の把握、整理等を行い、確実な現地調査実施に向けた取り組みを、土地所有者及び関係機関の皆様に御協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、回答をいただきましたが、森林組合の進めるものについては、今、市長がお話のあったような部分があります。

そういうことで、市長は、公約の中で、国土調査を進めていくということでございますので、積極的に、残された期間は、今のところ短いで

ですが、その中でもプランを立ててやっていくようにしていただきたい、このように思います。

次に、やはり今、材価が低迷して、非常に厳しい状況になっておりますが、これを、搬出経費をいかに抑えるかというので、やはり高性能林業機械の導入、そしてまた林道網の整備、こういったものについて、今後、積極的に考えていただきたい、このように思います。

次に、シカの食害対策についてですね。これについては、ネットを張って防ぐということを全般的にやっていますが、これ、限界がありますので、果てしもなくふえていくということで、もう屠殺以外にはないというような地域も出てきております。

特に東の方では、そういう取り組みが非常に進んでおりまして、大豊町、こういったところでは、町のほうで、特別な補助を追加しても、駆除作業をしている。

西のほうでは、比較的それは弱いんじゃないかと思うわけです。宿毛だけの問題ではありません。宿毛市から、シカは追われると、ほかの自治体に逃げていくことがありますので、広域性もあるわけですが、今後、どのように駆除をしていくかお聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

シカの駆除対策を、今後、どう充実していくかとの質問ですが、宿毛市におきましても、わな、銃の免許取得に係る事前講習会費用、実技費用について、高知県の事業を活用し、平成25年度から補助を行っているところでございます。

平成27年度につきましては、新たに事前講習会に係るテキスト代について、上乗せ補助をすることとして、当初予算へ計上させていただいております。

隣接する他の市町村と連携した取り組みをと

ることでございますが、地区によっては、宿毛市の楠山や愛南町の正木というところになると思いますが、捕獲単位が効率的な捕獲に向けて、双方連絡を取り合っているとも聞いております。

今後も、各地域の実情に応じて、捕獲隊員から要請がありましたら、双方の捕獲隊員との連絡を、行政間で調整したいと思います。

なお、関係機関におきましては、幡多郡内では、幡多地域有害鳥獣対策連絡協議会を組織しております、また愛媛県側とは、有害鳥獣の連携捕獲に係る担当者会を開催し、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 時間が少なくなりましたので、4番目の多面的機能については、先ほどの複層林の問題も含めて説明してありますので、これは省略することにいたします。

5番目の林産加工についてですが、これにつきましては、製材業者の中で、大型製材工場の誘致よりも、我々中小製材を支援してもらいたいという要望があるわけですが、これについてどう考えるか、お聞きします。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成24年12月の一般質問でも、浅木議員より同様の質問がございましたが、大型製材工場の誘致を公約に掲げてのことですが、私の基本政策の中では、誘致ではなく、大型製材工場の建設を支援すると答弁させていただいておりますので、まずは、その点は御理解をお願いしたいと思います。

現在のところ、工場建設の話はございませんが、民間事業者から、このような計画があった場合は、施設や機械設備等について、県や関係機関とも連携する中で、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

また、現在、営まれている製材業者への支援につきましては、現在も、国や県におきまして、補助事業がございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、6番目の木質バイオマスの活用について、お聞きします。

念願の木質バイオマス発電所が、工業団地に建設されました。

しかし、まだ稼働率は50ないし60%というふうにお聞きしているわけです。

これまでも確認しましたように、約30名近い雇用を支えているという面がありますが、これから、これが全面稼働になれるように、やはり資材搬入が必要になってきます。これについて、市として、どういうふうな形でバックアップしていくのか。

特に、まだまだ自分ところで発生した、枝葉、不要な木ですね、これを産業廃棄物として処理している方もおられると思いますので、広報にも1回載せられましたが、やはり、今後ともどうアピールしていくか、お知らせしていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

活用できる木材のPRについては、株式会社グリーンエネルギー研究所が、昨年の12月19日に、宿毛市内に新聞折り込みによる周知、また市においても広報2月号や、フェイスブックを活用したPR、また各種会合においても、木材の買い取りのPRも行ってきたところでございます。

浅木議員が言われましたように、現在の稼働率等も承知はいたしております。

今後におきましても、引き続き、広報紙を活用して、市も積極的にPRを行っていきたいと

考えており、株式会社グリーンエネルギー研究所におきましても、今週末、もしくは来週に、幡多郡と愛南町に新聞折り込みを入れ、再度、周知を図るとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） なお、グリーンエネルギーでは、ペレットも生産しておりますが、これにつきましても、今後、これの活用。遠方まで運ぶのではなく、近いところで消費できるようにしていくことも必要だと思います。

この試験運用。海産物工場では、市の補助を得てやり始めましたが、ほかに農業用としても、また暖房用、こういったものとしても、ペレットの使用を、今後積極的に進めていただきたいと思います。

これには答弁は求めません。

以上をもちまして、私の3期12年、57回目の一般質問の全てを終了いたします。

執行部の皆さんには、一部を除いて、終始、真摯な答弁をいただき、まことにありがとうございました。

国民の苦難、市民の苦難を解消する、こういった面で、私もこれからも自分の体の続く限り、頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、一般質問の全てを終わります。

○議長（浦尻和伸君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第50号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加提案しました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第50号は、平成26年度一般会計補正予算です。総額で1億2,645万6,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、国から交付される地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地方創生先行型として実施します事業として、地方創生の総合戦略を策定する、宿毛市総合戦略策定事業、宿毛市特産の柑橘、直七の栽培面積を拡大する直七産地化推進事業、本市への移住促進のPR等を実施する移住・定住促進事業など、14事業、総額で7,756万1,000円。また、地域消費喚起、生活支援型事業として実施する、消費喚起プレミアム商品券発行事業4,889万5,000円を計上しています。

なお、今回、予算計上しています地方創生事業と、火災により平成26年度に完成が困難となった小筑紫保育園建設事業の2事業を、繰越明許費として追加しています。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（浦尻和伸君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時35分 散会

平成27年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成27年3月11日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第50号まで

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第50号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉 真弓 君	2番 山上 庄一 君
3番 山戸 寛君	5番 岡崎 利久 君
6番 野々下 昌文 君	7番 松浦 英夫 君
8番 浅木 敏君	9番 中平 富宏 君
10番 浦尻 和伸 君	11番 寺田 公一 君
12番 宮本 有二 君	13番 濱田 陸紀 君
14番 西郷 典生 君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長兼調査係長	松本 政代 君
議事係長	柏木 景太 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本 年男 君
副市長	安澤伸一 君
企画課長	出口 君 男 君
総務課長	山下 哲郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	滝 本 節 君
保健介護課長	児 島 厚 臣 君
環境課長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕二郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土木課長	岡 崎 匠 介 君
都市建設課長	川 島 義 之 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水道課長	金 増 信 幸 君
教育長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長兼 学校給食センター所長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑 原 一 君
千寿園長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩 田 明 仁 君
総務課主任	上 野 浩由紀 君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

まず、初めに、くしくも、きょうは3.11、あの大被害から丸4年を経過をいたしました。今なお、2,580余名の方が行方不明となり、全国各地に22万8,863人の皆さんが、避難生活をされております。亡くなられた方に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を願うものでございます。

そして、また、福島第一原発の事故による災害復旧に取り組んでおるところでございますけれども、東京電力のあの隠蔽体質、本当に怒りを覚えるところでございます。

それでは、質疑に移ります。

今回、質疑をするのは、議案第2号別冊の平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）並びに当初予算の15号別冊、並びに50号別冊についてでございます。

まず、初めに、議案第2号別冊のページ6ページ、繰越明許費補正について、お伺いをいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、宿毛市総合運動公園施設整備事業の3,001万円が繰越明許となっておりますが、その理由についてお伺いをいたします。

同じく7ページ、第8款土木費、第4項都市

計画費、宿毛西地区高台避難地整備事業が、5,500万円から8,003万円と、2,503万円増額補正をされておりますが、補正予算を見ると、なかなか見出すことができません。そこを教えていただきたいと思いますし、増額となった理由について、お伺いをいたします。

次は、議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計についてであります。

ページ53ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料の中の、宿毛市地域公共交通地域調査業務委託料として82万1,000円が計上されております。

この問題については、一般質問でもさせてもらいましたけれども、この委託期間については、どうも一般質問してなかったようでございますので、この委託期間について、どういうふうになっておるのか、お示しをいただきたいと思います。

続いて、ページ59ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費で、25節積立金1,002万円についてでございます。

26年度、今日までの実績として、約120万くらいの実績ではございますけれども、27年度に1,000万、8倍近くのふるさと寄附金をもくろんでおると言いますか、計画をいたしておりますけれども、いろいろとインターネット等の取り組みをする部分で、かなりの増額を望んでおるようでございますけれども、果たしてそのことが、そういうことでできるのかどうか、大変疑問に思いますので、それなりの施策を教えていただきたいというふうに思います。

ページ72ページ、議案第50号別冊の、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）にも関連をいたしますけれども、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、13節委託料の中のあったかふれあいセンター事業委

託料として、2,741万1,000円が計上されております。

しかし、議案第50号別冊の平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の地方創生に関する予算では、あつたかふれあいセンター事業委託料として、2,553万4,000円が計上されておりまして、この額については、全て27年度へ繰越明許とされることになっております。

そこで、このように補正予算と本予算で予算額が違うのはどうしてなのか、お伺いをいたします。

次に、74ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、13節委託料、この中で離島訪問介護サービス事業委託料として、156万円が計上されております。これについては、新規事業として、調査表にも説明がなされておりますけれども、なお詳しい御説明をお願いをいたします。

80ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、19節負担金補助及び交付金についてでございます。子供のための教育保育給付費負担金、この施設型給付費と、違い分があるわけでございますけれども、この事業について、御説明を求めます。

次は、98ページ、第5款労働費、第2項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料についてでございます。緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料（地域ひとつくり）として、1,016万円が計上をされております。

予算の内訳を見ますと、福ながとオガワマリンの2社の事業展開に当たって補助をしようとしておりますが、その事業の内容及び雇用人数について、お伺いをいたします。

ページ115ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費の全体にわたるわけですけれども、9,621万8,

000円が計上されております。市長の行政方針でも述べられておりますし、私も昨年の6月議会でも質問をしてまいりました、四季の丘入り口にある市道新田1号線の廻角橋の改良に伴う予算が大半を占めるのではないかと思いますが、この予算で今年度、どのような事業を展開しようとしておるのか、お伺いをいたします。

以上、1回目を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） おはようございます。都市建設課長、7番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、6ページ、第2表、繰越明許費補正、第8款土木費、第4項都市計画費。宿毛市総合運動公園施設整備事業、3,001万円が繰越明許となった理由ですが、これにつきましては、宿毛市総合運動公園内の南側部分で施工中である運動施設整備工事において、施設計画の策定及び工法の選定に不測の日数を要したため、当該工事の着手がおくれたということで繰り越しするものです。

なお、平成25年度繰越予算として、宿毛市運動公園整備事業で約2億円を繰り越ししておりますが、その中で1億8,000万円を、陸上競技場の改修工事で使用しまして、残りの2,000万円で、現在、造成工事を施工中であります。

続きまして、7ページ、第2表繰越明許費変更、第8款土木費、第4項都市計画費、宿毛西地区高台避難地整備事業、5,500万円が8,003万円と、2,503万円増額となっていますが、この2,503万円につきましては、平成26年度6月の第2回定例会で補正計上していた都市再生事業の宿毛市西地区避難地整備測量実施設計業務委託料であります。

この予算につきましては、土地買収に当たり

まして、税務署との協議が難航いたしまして、その協議が整ったのが10月末になったこと。それと、土地所有者の土地売買契約に時間を要したために、測量実施設計業務委託料、これの繰り越しを追加するものでございます。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、7番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、53ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費の13節委託料、宿毛市地域公共交通地域調査業務委託料82万1,000円について、御質問いただきました。

この委託料の委託期間はという御質問でございますけれども、本事業につきましては、今議会の松浦議員の一般質問に対して、市長のほうから答弁を申し上げましたけれども、舟ノ川、石原地区を初め、西地区で行いました実証運行の結果を踏まえまして、橋上地域、その他の地域における公共交通のあり方を調査研究しようとするものでございます。

それで、専門的な知見を有するコンサルタント業者と職員が、直接、関係地域へ訪問をいたしまして、それで地域の皆さんの御意向でありますとか、あるいは実証運行の結果、その他の地域の運行状況等を十分説明する中で、その地域に合った、持続可能な公共交通を確保しようとするものでございます。

調査期間、委託期間といいたしましては、本年9月末ぐらいをめどに、調査を終えたいというふうに考えております。

それから、同じく平成27年度宿毛市一般会計予算の59ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目のふるさと寄附金費の25節積立金1,002万円についての御質問をいたきました。

2万円につきましては、利息分でございますけれども、寄附金を平成27年度は1,000万円想定しているということでございますけれども、その根拠はあるのかと。

議員御指摘のように、平成26年度は122万5,000円、平成25年度においても、146万円程度の寄附金、これまで大体、毎年、その程度でございますけれども、27年度におきましては、ふるさと寄附金を扱っております株式会社トラストバンクというところが、ふるさとチョイスというポータルサイト、これはネット上で開設をいたしております。

そこで、全国のさまざまな市町村の、こういうふるさと寄附に関する情報を、関係の皆さんに提示をいたしておりますけれども、それを宿毛市も、27年度からはそちらを利用させていただくということで、この予算の13節の委託料の中に、ふるさと納税推進事業業務委託料として397万2,000円、あわせて計上させていただいておりますけれども、そちらに委託することによって、売り上げに対する一定割合をそちらにお支払いするということになりますけれども、他の市町村の実績を見てみると、急激に寄附金が伸びているという状況もございます。

そういったことから、あくまでも目標ではございますけれども、1,000万以上を目指して、今現在、お送りする返礼品の、宿毛市の各特産品、産物等を募集もいたしておりますので、できるだけ多くの返礼品を確保して、全国の皆さんにPRもし、寄附をしていただくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、ページ72ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費の13節委託料、あつたかふれあいセンター事業委託料2,741万1,000円と、議案第50号別冊の平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の地方創生に関する予算、2,553万4,000円との差額についてという御質疑でございます。

この差額につきましては、地方創生費におきましては、沖の島並びに宿毛を拠点施設とした予算を計上をさせていただいております。

この部分について、当初予算と差額が出ておりますが、地方創生費について、歳入が見込まれることとなりますので、当初予算につきましては、この部分については、減額調整をさせていただることになります。

なお、27年度につきましては、あつたかふれあいセンターを、今後、出張形式により、市内全域を網羅できるよう、利用者の掘り起こしに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

ページ80ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、19節負担金補助及び交付金の、子供のための教育保育給付費負担金についてでございます。

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴いまして、保育に係る給付の仕組みが変わります。これまで、交付税算入されておりましたが、今回、制度改革によりまして、幼児期の教育、保育が個人給付という形として保障される形に変わります。このため、認定こども園、保育所等の施設を利用した場合に、一度、保護者へ個人給付をするという形がとられることになりますて、今回、その部分の給付費を19節のほうに、これまで交付税算入ということで、形にはあらわれてなか

ったんですが、個人給付という形をとるために、ここに一度、予算計上をするという形になりました。

ただ、保護者への直接的な給付ではなく、市町村から施設に支払う仕組み、法定代理事業という仕組みをとりますので、現実には、保護者の方に給付費として渡るものではないんですが、一度、こちらのほうに形として、個人給付という形を示して、それから使用料として、市のほうに歳入として入ってくるような格好になつておりますて、宿毛市が、公立の場合は設置者でありますので、宿毛市が法定代理受領をすることとなりまして、19ページの歳入ですが、第12款の1項2目の使用料として、同じ額が歳入として入ってくることとなります。

制度的な仕組みがちょっと変わりまして、以上のような計上になっております。

○議長（浦尻和伸君） 保健介護課長。

○保健介護課長（児島厚臣君） 保健介護課長、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、74ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、13節委託料、離島訪問介護サービス事業委託料156万について、御説明をいたします。

この委託料ですけれども、平成27年度からの新規事業でございます。ますます高齢化の進みます沖の島地区の高齢者の方に対します介護保険サービスとしても、訪問介護を安定的に利用していただけるようにすることを目的としております。

委託先といしましては、公益性ですか、非営利性をかんがみまして、市内の社会福祉法人が運営いたします指定訪問介護事業所、そちらの御協力を得る中で、委託契約を結ぼうと考えております。

そして、その事業所が沖の島在住の方1名を、

沖の島地区での専属として、パートではなくて、正規職員として雇用をしていただくことをお願いする予定でございます。

委託内容といたしましても、介護保険の訪問介護サービス以外に、その地区の住民の見守りですとか、相談業務等を委託内容に含めまして、沖の島地区の高齢者の方、安心して自立した生活を、できるだけ島のほうでおくることができる体制を考えております。

委託料の積算根拠でございます。13万円の12カ月にしておりますけれども、月額13万円につきましては、市内の事業所の初任給ですか、今、沖の島で事業展開をしておりますあつたかふれあいセンターの職員賃金等々を考慮いたしまして、月額13万円を設定しております。

財源といたしましては、一般会計予算の中の26ページ、県補助金に離島等サービス確保対策事業費補助金として、国2分の1、県4分の1、4分の3相当になりますけれども、117万円の補助金を計上してございます。

なお、4月からの12カ月間計上をさせていただいておりますけれども、雇用する予定の方、沖の島地区の地区長さん等とも協議をして、沖の島の人材を活用したい、ということにしておりますので、これから資格をとって、準備期間ちょっとかかりますけれども、資格をとってでも、沖の島で頑張りたいという方もおいでますので、そういう方を重用して、活躍していただきたいと考えております。

ちょっと、開始時期、サービスのスタートが若干おくれるかもしれませんけれども、御理解お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、7番、松浦議員の質疑

にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、98ページ。第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料、地域ひとつくり1,016万円の事業内容及び雇用人数等について、御説明させていただきます。

当該委託料は、県の補助事業であります高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業による補助金を活用した、地域ひとつくり雇用拡大を目的とした事業でございます。

まず、飲食店の事業拡大に伴う雇用拡大、人材育成事業といたしまして、宿毛市で飲食店を営む福ながによります新店舗出店の事業拡大における雇用拡大と、人材教育を行うものであります。

平成26年度からの継続事業であります、平成26年度では、3名の雇用が行われ、平成27年度の予定では、新店舗開店の6月に向け、1名が新店舗での雇用、2名が既存店舗での継続雇用と、研修を行う計画となっております。

平成27年度の事業実施期間は、新店舗の従業員1名が4月1日から5月31日まで、既存店舗従業員においては、2名が4月1日から6月30までの雇用となっております。

次に、船舶関連事業拡充に伴う雇用拡大、人材育成事業につきましては、市内で船舶関連事業を行いますオガワマリンサービスによる事業といたしまして、船舶の販売から整備までを行える整備士の育成と、船舶免許取得のための講習を行える講師育成を目指す事業となっております。

これも、平成26年度からの継続事業であります、10月より事業を開始し、ハローワークを通じて、3名の募集を行っておりましたが、現在、雇用がないということで報告を受けておりますが、先日、申し込みがあったようで、3

月中旬、今月中に面接を行いまして、条件が合致すれば、2名を雇用するという予定になつております。

平成27年度についても、継続して雇用する計画となつております。

事業期間については、4月1日から来年2月29日までとなつております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、ページ115ページ。第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道路整備事業費、9,621万8,000円の内容についてでございます。

この予算のうち、人件費、旅費等を除く8,920万円について、御説明いたします。

まず、12節役務費の120万円でございますが、市道新田1号線の改良計画を立て、平成26年度に用地測量を行い、買収予定地が確定いたしましたので、買収価格を決定するため、不動産鑑定にかけようとするものでございます。

続きまして、13節委託料、2,800万円でありますが、市道新田1号線の改良に伴い、移転が必要となる建物等の物件調査に800万円、市道の橋梁の点検費用として2,000万円を計上しております。

続きまして、15節工事請負費3,900万円でありますが、高規格道路中村宿毛線の整備に伴う高規格関連事業として、押ノ川地区の市道4路線の改良に1,200万円、市道山田芳奈線の大通トンネルの保守工事等に2,700万円を計上しております。

続きまして、17節公有財産購入費2,100万円でありますが、先ほど、12節の役務費で行う不動産鑑定により、買収単価を決定し、

市道新田1号線の改良に必要な用地の買収を行うため、予定額を計上しております。

ちなみに、買収予定面積といたしましては、1,013平方メートル、筆数でいきますと14筆を予定しております。

予算計上しております金額のうち、市道新田1号線に関連する費用の総額は、3,020万円で、残りは高規格道路中村宿毛線と、市道山田芳奈線の既存市道の改良予算となつております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。いろいろと詳しく御説明をいただきました。

何点か再質疑をさせてもらいたいと思いますけれども。

この宿毛市運動公園の施設整備事業、27年度に実施を行うということでありますけれども、この事案については、市長もつねづね、挨拶の中で早期完成を言われております。

そういう面で、27年度における工事のスケジュール、どういうスケジュールをもって、いつごろ完成をさせていくのかの計画について、お伺いをいたします。

これは質問ではないわけですけれども、このふるさと創生資金、本当に財政的に脆弱な本市でありますので、ぜひ、少しでも皆さんから納税をしていただく努力を、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

そのためには、答弁でもありましたように、返礼品についての選定、本当に宿毛の特色を出す返礼品を確保していただきたい。

なお一層、ふるさと宿毛をPRする努力も必要かなという思いがいたしますので、そこらあたり、全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、あつたかふれあいセンターの関係で

ありますけれども、2,741万1,000円と、2,553万4,000円の差額等について、27年度に、これまでの事業から、予算額がふえているわけですけれども、その内容について、もう少し、どういう事業展開をしようとしたかをして、27年度当初の予算に計上したのか、そこらあたり、なお詳しくお願ひをいたします。

次は、離島の訪問介護サービス、本当に同じ介護保険料を払っても、介護のこういうサービスがなかった離島にとって、大変、少しでも光が届いたかなという感がするわけでございます。

また、Iターンをされた方がおるようでございます。ぜひ、そういう方に対しても、宿毛市としてもフォローをしていただきたいし、定着できるように、受託される法人とも連携を密にして、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

わずか人口170名のところで、1名雇用がふえるということは、率としては、相当の率でありますので、ぜひ、担当課としても、格段の努力をお願いをいたします。

次に、緊急雇用創出臨時特例基金でありますけれども、この同じ事業が、26年度において、一定、挫折をした部分がございます。そういう面で、今回のこの事案について、しっかりとした精査がなされているのかどうか、お願ひをいたします。

その点です。以上です。

○議長（浦尻和伸君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） 都市建設課長、
7番、松浦議員の再質疑にお答えします。

宿毛市総合運動公園施設整備事業、繰越明許費の3,001万円の工事完了につきましては、9月ごろを予定しておりますが、早期発注を図り、できるだけ早く工事完了を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、
松浦議員の再質疑にお答えします。

ページ72ページ、あつたかふれあいセンター事業委託料の差額について、もう少し詳しい御説明をということでございます。

あつたかふれあいセンターにつきましては、赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、誰もが利用でき、高齢者の介護予防、障害者や子供の居場所づくりなど、誰もが安心して、必要なときに、必要なだけ利用できる、支え合いの拠点施設として取り組んできたところでございます。

現在、大海地区におきまして、2カ月に1回、あつたかふれあいセンターを出張形式で実施しております。

拠点としておりますあつたかふれあいセンター「すくも」、それから沖の島、2カ所では、市内全域の利用者の方を網羅するということが、なかなか難しいということで、大海地区の好評なあつたかふれあいセンターの出張形式を踏まえて、27年度から、委託先であります社会福祉協議会と、市内全域を網羅していくような、出張形式に取り組んでいきたいということを話し合っております。

27年度については、可能なところから、市内全域の出張形式方式を取り組んで、利用者の掘り起こしに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、
7番、松浦議員の再質疑にお答えしたいと思います。

両事業とも、きちんと精査をしたのかという御質問ですけれども、オガワマリンサービス、

福ながとも、当初の補助金の申請に当たって、県担当課より指導がある中で、経営計画、雇用条件、経費等、しっかり精査する中で、採択要件に合致したということで、事業を行つておるところです。

その後、事業開始以来、担当も両業者とも綿密な連携をとる中で、事業の目的が達成できるように、日頃から連携をしております。

今後も、きちつと目的どおりに事業が執行できるように、指導を継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

緊急雇用の部分については、二度と過ちを犯さないという部分で取り組まれておるということで、諒といたしたいと思います。

あつたかふれあいセンターの関係、ぜひとも、これも、財政のほうは大変厳しいかと思いますけれども、出張方式ではなしに、今、沖の島と高砂の社会福祉協議会が運営しておるわけですが、地理的な部分で、東部にサテライトがあるわけですけれども、そこらあたりを本拠地とするというか、そういう形で事業展開をされて、そこから出張していくという形がとれるものかどうか、大変期待もしておりますけれども、ぜひそういう方向も真剣に考えていただきたいというふうに思います。

それと、運動公園の関係でありますけれども、大変、この議会でも、いろいろとこの前の質問をしてきた、スポーツによるまちづくり、そして地域の活性化、産業振興、そういう部分と、非常に綿密に関連をする部分でございます。

ぜひ、早期の完成、格段の努力をお願いをして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算について、幾つかお尋ねいたします。

まず、50ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目の財産管理費、19節負担金補助及び交付金、宿毛東団地建設促進事業費補助金750万円と、同じく25節、積立金1,770万円について、お尋ねいたします。

平成27年度新規事業調査表に記載されている説明だけでは、わかりにくい部分があり、少し説明していただきたいと思い、質問いたします。

調査表の記述によれば、出資金1,000万円を原資として、宿毛市宅地分譲促進基金を創設となっていますが、25節の宅地分譲促進基金積立金の部分では、1,770万円となっています。この770万円という差額は、どうして発生しているのか、お尋ねいたします。

また、19節の負担金補助及び交付金の建設促進事業費750万円について、同じく調査表の記述によれば、25節の宅地分譲促進基金を財源とするように読めるのですが、その点、この両者、19節、25節の両項目の関連性について、お尋ねいたします。

また、今回、建設促進のための補助金を特別に組んだ、この理由と目的についてもお尋ねいたします。

次に、ページ71ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節負担金及び交付金の社会福祉法人運営補助金2,250万2,000円と、関連するページ74ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、3目の老人福祉費、19節負担金補助及び交付金のシルバーリソースセンター運営補助金560万円、この2項目について。

これまで、運営を任せていた社会福祉協議会から、シルバーリソースセンターが法人化を行つて

独立する。そのために、関連する事業費が1目の社会福祉総務費から3目の老人福祉費へとつけかえになるということだろうと思うのですが、この予算で社会福祉協議会への補助金は、幾ら減額されることになるのかという点が1点です。

また、独立後のシルバー人材センターは、どこで、どのような体制で運営が行われることになるのか、お尋ねいたします。

続いて、78ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目の私立保育所運営費、19節宿毛保育園運営補助金と、大島保育園運営補助金について、27年度当初予算として、宿毛保育園2, 655万3, 000円、大島保育園3, 364万5, 000円となっていますが、26年度の当初予算では、宿毛保育園が3, 080万円、大島保育園は1, 763万4, 000円となっていました。

もちろん、今後の補正によって、最終的には帳尻が合うようになるのでしょうか、両園のこれまでの実績からしても、今回の当初予算の組み方は、少し変則的な感じがするのですが、何か特別な事情があってこういう組み方になっているものなのか、お尋ねいたします。

続いて102ページ、第6款の農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節宿毛市青年就農交付金975万円について。

この事業の財源は、100%県補助金ということのようですが、具体的な内容について、お尋ねいたします。

特に、青年というのはどの範囲で、就農とは、具体的に何を指すのか。交付基準やその目的、あるいは期待する事業効果などについても、お教え願います。

同じく102ページ、負担金補助及び交付金の宿毛市地域集積協力金300万円と、宿毛市経営転換協力金190万円、これら二つの事業は、いずれも先ほどの青年就農交付金と同様に、

県支出金100%で、中角地域を対象に、農地の集積、集約化等を促進するために実施されることとなっています。

具体的に、どのような事業で、両者の相違点はどうなのか。また、その事業を担当する職員の数は、双方ともに1名ずつあげられていますが、具体的にどのような業務を担うことになるのか、事業の内容と実施形態について、御説明願います。

次は、128ページ、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料。学校施設管理委託料205万5, 000円と、131ページになりますが、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、13節の委託料。学校施設管理委託料128万4, 000円について、関連しますので、あわせてお尋ねいたしますが。

これら2件は、それぞれ小学校と中学校の職員室及び校長室内の侵入者対策として、予算が計上されていますが、具体的には、どのような対策が施されるのか。どのような内容で、どのような業者に委託するのか、その実施内容についてお尋ねいたします。

次に、131ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節の工事請負費。飛散防止フィルム貼付工事費1, 398万1, 000円について、お尋ねいたします。

この事業は、片島、宿毛、小筑紫の3中学校を対象に実施することとなっていますが、25年度に保育園を対象に実施された際の事業と比較した単位面積当たりの事業費と申しますか、つまり、事業単価はどのようにになっているのか、それについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、50ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、19節宿毛東団地建設促進事業費補助金750万円。

同じく、25節宅地分譲促進基金積立金、1,770万円について、御説明いたします。

土地開発公社の解散に向けた取り組みとして、平成25年度に公社から市が購入し、20区画を東団地で売り出しておりますが、いまだ1区画も売れておりません。また、消費税の10%への増税も、平成29年4月に決まっていることから、住宅建設の駆け込み需要が見込まれています。

平成27年度の早い時期に公社が解散すれば、出資金1,000万円が市に返還されますので、これを原資に基金を創設し、東団地の土地を購入し、住宅建設をした方に、建設費の一部を補助することで、土地の販売促進と住宅の建設促進を同時に図ろうとする事業でございます。

平均的な事例で申し上げますと、79.78坪の土地を購入し、住宅を建設した場合、市の売却額は705万5,000円、住宅を建設した方には、補助金が157万3,000円支給されます。

その後、売却額の15%の105万8,000円を基金に積み立てます。これを売れるたびに繰り返しますと、売却総額は1億4,197万1,000円、基金積立総額は、3,129万6,000円、補助金総額は3,015万3,000円となり、基金で補助金を全て支払いできる計算となります。

最後に差し引きをしますと、1億1,181万9,000円が宿毛市に残ることとなります。

当初予算では、とりあえず両方とも5件分を計上させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、ページ71ページ。第3款民生費、第1項社会福祉費、社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金の社会福祉法人運営補助金、並びにページ74ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節シルバーパートナーパートナーセンター運営補助金との関連についての御質問でございます。

高齢者人口が増加する宿毛市にありまして、雇用機会の創出、生きがいや健康づくりの場を提供する組織として、シルバーパートナーパートナーセンターの役割は、年々重要となってきております。

平成10年度より、事業が軌道に乗るまでの10年間程度を目安として、当社会福祉協議会が事務局を担ってまいりました。

その後、16年を経過し、会員数や受注額も一定の成果をおさめており、法人化による運営要件が満たせる見通しとなりました。

このため、平成27年4月から、宿毛市シルバーパートナーパートナーセンターが一般社団法人化することとなりました。これに伴いまして、センターの安定的な運営を図ることも目的に、補助金を交付するものです。

これにより、人材センターの事務局を行ってきた宿毛市社会福祉協議会の補助金が、約240万円減額となる予定です。

今後の見込みですが、シルバーパートナーパートナーセンターは、宿毛市総合社会福祉センターに事務所を設置し、職員を2名配置し、今後、業務を行っていく計画としております。

それから、ページ78ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、宿毛保育園運営補助金並びに大島保育園運営補助金についての御質問でございます。

宿毛大島保育園の委託料につきましては、保護者の申し込みにより、両園に委託しており、4月1日現在の年齢に応じ、国が定めた各年齢の保育単価により、算出した額を計上させていただいております。

また、委託料のほかに保育の実施に必要な経費として、補助金を補助しております。

平成27年度には、同じ19節私立保育所耐震補強工事費補助金として、4,647万8,000円を計上させていただいておりますように、両園で耐震補強を実施する予定でございます。

この耐震補強につきましては、当然、社会福祉法人として、一定の負担もございますが、両園につきましては、非常に自主財源が乏しい社会福祉団体でございますので、その分につきまして、自主財源として不足する部分を、運営補助金として計上をさせていただいております。

その点、26年度の当初予算と、差額が出ているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、3番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、102ページ。第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市青年就農給付金の975万円の支出にお答えいたします。

こちらは、お一人当たり年間150万円、また夫婦の方で225万円の交付金を給付するものですが、ここでいう青年とは、45歳未満の方。45歳までに、経営を開始した方を指すようになります。

また、就農とか交付基準、目的につきましては、農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること。主要な農業機械施設を給付対

象者が所有し、または借りていること。本人の名義で出荷取引することなどが挙げられております。

この交付金の目的といたしましては、経営の不安定な初期の段階で、交付金を交付することによって、経営の安定化を図って、5年後に農業所得を250万円以上目指すというものになっております。

続きまして、同じく102ページ、宿毛市地域集積協力金300万円、宿毛市経営転換協力金190万円の質疑にお答えいたします。

まず、地域集積交付金につきましては、農地利用の集積、集約化を行うために設置されました農地中間管理機構、こちらに地域でまとまつた農地を貸し付けた場合に、当該地域に対して、この協力金を支払う事業となっております。

本市におきましては、中角地区が、平成27年度に対象となる予定となっております。

続きまして、宿毛市経営転換協力金、こちらは個人の方が対象になりますて、農地中間管理機構に農地を貸し付けて、経営転換やリタイアをする方、こういった方が交付対象となっておりまして、また10年以上、この農地中間管理機構に農地を貸し付けるということが条件となっております。

地域集積協力金につきましては、対象が地域、この経営転換協力金につきましては、農地を貸し付けた個人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、3番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、ページ128ページ、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、13節

委託料、学校施設管理委託料 205万5,000円について、お答えをいたします。

具体的な内容ということでございましたので、内容について、131ページの中学校費につきましても、あわせてお答えをさせていただきます。

市内の各校の職員室及び校長室には、業務用パソコンをはじめまして、保護すべき個人情報並びに機器や物品がございます。

本事業によりまして、職員室及び校長室内の侵入者対策を行うものでございます。

今年度、東中学校におきまして、夜間に校内に泥棒が侵入いたしまして、職員室内に保管をしておりました鍵であるとか、校長室内に保管しております私物のカメラが盗難されるという事件が起きました。

学校の職員室内には、パソコンなどの高額な備品はもとより、子供たちの個人情報も多数管理しているために、今後、事件の再発を防ぐために、夜間及び休日の警備を、警備会社に委託して行うものでございます。

この警備内容といたしましては、最低限の内容としておりまして、職員室及び校長室に体感センサー、扉の開閉センサー、防犯カメラによる異常時通報と、消防設備を介した火災端子のサービスとなるものでございます。

中学校費の128万4,000円につきましても、内容としては同じでございます。

続きまして、平成27年度宿毛市一般会計予算のページ131ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の飛散防止フィルム貼付工事費、1,398万1,000円についてお答えいたします。

単価等についての御質問でございました。

これは、平成25年度に、大島小学校、咸陽小学校で実施をいたしました飛散防止フィルムの貼りつけについて、平成27年度は、残る浸

水地域の片島中学校、宿毛中学校、小筑紫中学校で実施をするものでございます。

昨年度も予算は計上しておりましたけれども、保育園等他の事業を優先するということで、予算計上できなかつたものでございます。

内訳としては、片島中学校が465万5,000円、宿毛中学校が659万円、小筑紫中学校が273万6,000円となっておりまして、校舎、技術棟、特別教室棟などを、飛散防止フィルム貼りつけを行うものでございます。

単価設定につきましては、保育園などと同じでございまして、面積当たりのフィルム代と、貼り手間賃及び諸経費となっております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 追加と、ちょっとお答えをもらってない部分についての質問をいたします。

総務課長からお答えがありました、総括的な費用のお話がありましたけれども、今回の予算書に載っている1,770万円。770万円膨らんだのは、違うのは、これはどういうことなのかというものが私の質問でしたので、その部分について、もう一度、お尋ねいたします。

それから、産業振興課のほうなんですけれども、新規就農っていう、この新規という範囲ですね。新しくこれから始めようとする方なのか、それともある程度、始めてはおるんだけれども、まだ軌道に乗り切ってないとかいう、そういう方なのか。

新規就農を対象とする、この新規の範囲、どのように設定されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

それと、宿毛市地域集積協力金についてなんですけれども、地域を対象と、個人を対象ということでしたが、私の質問の中に、職員が1名ずつ対象になっていると。その部分について、

職員は一体どんな仕事をするのかというのは、お答えいただいてませんので、その部分、もう一度お尋ねいたします。

続いて、学校のガラス飛散防止フィルムの貼付工事なんですけれども、25年度には、同様の飛散防止フィルムの工事が、保育園を対象に実施され、今言われたように、先ほど、答弁にありましたように、そういうことが行われたわけなんですけれども、6月議会の提出の補正予算で226万円、それから12月補正で478万9,000円、合計704万9,000円が、この保育園の工事に計上されました。予算として。しかし、同年度の決算書に、窓ガラス飛散防止フィルムが、フィルム貼付工事として形成されている決算額は、539万9,446円となっていて、その事業決算額は、予算額の76.59%ということになっております。

この窓ガラス飛散防止フィルムの貼付工事については、その最低入札価格の設定が低過ぎる。業者泣かせの事業だという苦情が、私のもとに寄せられました。

試しに、25年度のほかの耐震関連事業の結果に当たってみたんですが、同年度に実施された東中学校耐震補強工事については、6月補正で4,145万4,000円が計上され、決算額は4,020万1,350円となっていました。決算額を予算額で割った比率は、96.97%、先ほどのガラス飛散防止が76.59%。もちろん、2種類の工事は、異なった種類の工事であり、規模の面でも同列には扱えないとしても、これら二つの事業の間にある予算額と決算額の比率の相違は、これは到底、正常だとは思えません。

もしも、その保育園でやったときの窓ガラス飛散防止工事費の設定が、最低価格の設定が、妥当であるとするならば、予算額をより低い単価で計上するべきではないのか。その点につい

て、お尋ねいたします。

○議長（浦尻和伸君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算のページ32ページ、第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地建物等売払収入。この中に、宿毛東団地土地売払収入として、770万円を計上しております。

先ほど、当初説明させていただいたときに、5件分と言ったのは、この売払収入の5件分、そのうちの15%を計上しておるという意味でございます。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、3番、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、102ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市青年就農交付金の質疑でございますが、こちらで新規とは、農業に従事いたしまして、5年以内を指しております。

続きまして、同じく102ページの宿毛市地域集積協力金と宿毛市経営転換協力金、こちらの業務のほうになりますが、こちらは、地元地域対象者等と農地中間管理機構との調整事務、こちらのほうになります。

この調整事務につきましては、農地中間管理機構から委託を受けておりまして、38ページになりますが、第19款諸収入、第4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入、高知県中間管理機構事業委託料16万円として、計上もさせていただいております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、3番、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

平成27年度宿毛市一般会計予算の、ページ131ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、15節の工事請負費。飛散防止フィルム貼付工事費についての再質疑でございますが、御指摘のあった部分につきましては、発注までに十分、協議検討していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうも、懇切丁寧な、質疑に対する答弁、ありがとうございました。

これで私の質疑を終了いたします。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第15号、宿毛市一般会計27年度の一般会計と、35号の宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてと、議案第50号の3件でございます。

まず、議案第15号、宿毛市一般会計予算のほうからいきます。

ページ51ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節行政チャンネル番組制作放送業務委託料として、1,262万4,000円が計上されておりますが、以前、これは900万程度で業務委託をしていたんじゃないかというふうに把握しておりますが、この業務内容を、まずお示し願いたいと思います。

同じく、51ページの第2款第1項7目14節の使用料及び賃貸料、SWANテレビチャン

ネル使用料として259万2,000円が計上されております。これは、テレビの使用料ですので、チャンネルの。まとめて払っているんだろうというふうに思いますが、どちらあたりのチャンネル使用料をまとめて払っているのかについて、お示し願いたいと思います。

同じく15号の、117ページ。第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、15節の工事請負費として、1,503万円が計上されておりますが、中央線道路整備等工事費ということですが、まずこの工事の内容をお示し願いたいと思います。

次に、議案第35号ですが、これは市長の提案理由の説明では、職員等の給与の支払い事務の効率化のためということですので、どのように、今までが効率が悪くて、このことによって、どのような効率化がなされるのか。また、27年度の一般会計、または各特別会計には、それぞれ給与という形で計上されておりますが、これが特別会計にどのような形で移っていくのかについて、お示しを願いたいと思います。

次に、議案第50号、26年度の補正予算ですが、第2款第1項25目13節の直七産地化ということで計上をされております。これも説明では、栽培面積を拡大するというふうにありますが、この事業内容を、一度、御説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、51ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の13節委託料、1,262万4,000円、行政チャンネル番組作成放送業務委託料でございますけれども、以前に比べて、金額が上がっているけれども、

その放送内容はということでございます。

平成26年度実績でいいますと、27年度も同様なんですけれども、基本的には、議会本会議の中継、それから成人式、あるいは市民祭すくもまつり等の中継であったり、録画放送。

それから、これは平成22年度からでございますけれども、各課が、これまで文字テロップで流しております情報を、各課が10分から15分程度の番組を作成をし、それを編集して放送していただく、そういう作業が平成22年度から入っております。

その他、若干ございますけれども、そういう事業内容になっております。

それから、同じく、平成27年度一般会計予算の52ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、8目の電算管理費の12節役務費のCATV回線使用料ほかで319万4,000円について、御質問をいただきました。

お答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算の第2款総務費、第1項総務管理費の7目企画広報費のSWANテレビチャンネル使用料ということでございます。

これにつきましては、SWANテレビの5チャンネルが行政チャンネルということになっておりまして、これについては、テレビの回線使用料ということで、行政チャンネルを放送させていただくための使用料として、ケーブルテレビのほうへお支払いをしている金額でございます。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） 都市建設課長、11番寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、117ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、15

節工事請負費、中央線道路整備等工事費1,503万円についてであります。

これにつきましては、中央線で、今、無電柱化整備工事を図っておりまして、本年度、それから繰越事業として、無電柱化事業を進めるようにしております。それに合わせまして、硬質化ということで、舗装工事ですね、無電柱化工事の進捗に合わせて施行したいと考えております。この予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第35号の給与特会の仕組みについての御説明でございました。

現在、各課でそれぞれに小さな財布を持って、伝票をそれぞれに切っております。2、3、4、給与、手当、共済費それぞれ切っております。

それを全部決裁すると、2センチぐらいの厚みになるぐらい、書類があります。

今回、この特会によってやろうとしているのが、今までの各課で切っておったものを、1枚の伝票で、1回、全員の分を1枚で切ってしまうというやり方です。これを毎月、繰り返しまして、3月分を支払った後に、元の会計へ振りかえて、給与特会はゼロにするというやり方でございまして、小さい財布で束ねるか、大きい、市役所という財布一つで出していくかの違いでございますが、給与事務としましては、物すごく効率がよく、効果的であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、11月寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第50号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、8ページ、第2款総

務費、第1項総務管理費、25目地方創生費、13節委託料、直七産地化推進事業委託料、465万円の質疑にお答えいたします。

本市で、現在、搾汁、生産されております直七につきましては、ポン酢などの加工品も、大手量販店のギフト製品に採用されるなど、また果汁についても、加工品への採用でありますとか、商品開発とか、本市の特産品として着実に成果が上がっているところでございます。

その反面、原材料の不足も、直七の不足も懸念されているところもあります。

また、現在、農業分野においては、米の価格も年々下落傾向にありまして、厳しい状態が続いているということからも、全国的に見ましても、ほかでは産地化がされていない、栽培管理のほうも比較的しやすい、この直七の産地化に取り組んで、農業者の所得の向上、また本市の特産品として、全国展開を図ろうとするものです。

本事業につきましては、直七の生産過程における品質管理、こういったものが不可欠でありますので、現在、生産、搾汁を行っております直七生産組合に委託することにして、直七栽培に取り組んでいただける農業者の掘り起こしや、苗木の配布、栽培指導などを実施してまいりたいというふうに思っております。

平成27年度におきましては、栽培本数3,000本の増加を目指して、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 何点か、再質疑をさせていただきます。

まず、15号のSWANテレビの行政チャンネルですが、テレビの使用料についてはわかりましたが、行政チャンネル、1,200万、さほど変わってないなと、以前と。300万余り

がふえたことによって、変わってないなという気がしてたので、お聞きをしたんですが、向こうとの契約関係ですので、向こうがこれだけは必要やといえば、それまでだということですで、これからも、より以上、行政の、市民に伝えたいことを、やはり映像というのは、すごく目からも耳からも入ってきますので、努めるべきじゃないかなというふうには思いますが、市として、これ以上、計画しているのかどうかについて、計画があればお示しを願いたいと思います。

次に、117ページの中央道の無電柱化ということですが、今回の1,500万余りを使った工事によって、工事の進捗度合いがどれくらいになるのか、進捗率が、ということと、これから計画というか、残った工事について、どのように計画をしているのかについて、お示しを願いたいと思います。

議案第35号につきましては、一括管理をするということで、ある程度、わかりましたが、現在、一般会計、特別会計の各会計等、議案第27号に、特別会計19億余りの金額が入って出るような形になってますが、一見すると、二重計上のような感じに見えましたので、その処理の仕方がちょっとわからなかつたので、お聞きをしました。

それと、臨時職員、それは現在のところ、各課が必要に応じて採用をして、その期間に支払って、また終わるというような形になっていますが、臨時職員についての対応、また総務課としてどのように、それにかかるのか。今までと変わるのか、変わらないのかについて、お示しを願いたいと思います。

議案第50号については、直七というのは、宿毛市がここ数年推奨した中では、非常に有望な、将来性のある作物であるというふうに、私も思います。ただ、これまでにも直七の苗の配

布であったり、接ぎ穂の配布であったりということで、かなりな本数が、市内に植えられたりしていると思うんですが、その現状をどのように把握しているのか。また、これから、それこそ苗木で植えた木というのは、まだ収穫していない木がかなりありますので、過剰生産になりやしないのかなという心配を、私はしてましたので、その点について、これまでの経過がわかれれば御説明を願いたいと思います。

○議長（浦尻和伸君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算。51ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の13節委託料に関してでございますけれども、以前の委託料に比べて金額が上がっているにもかかわらず、内容が余り変わってないのではないかという御質問でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、以前は、平成22年度まで、以前は議会中継でありますとか、市民祭すぐもまつりという、個別の撮影依頼によって契約をいたしておりました。

22年度からは、いわゆる短時間の番組を作成するということも含めまして、年間を通して、これぐらいの金額で、いろんな市の情報を、市民の皆さん初め、多くの方に見ていただくということから、平成22年度からも、金額を見てみると、ほぼ、大体1,200万。平成22年度が1,227万2,400円、平成23年度が1,227万2,400円、24年度も同じ、25年度も同じということに、26年度が1,262万3,040円ということで、ほぼ、大体1,200万ぐらいで、内容は変わっておりません。

それと、議員御指摘のように、当然のことながら、内容の充実については、これからも常に

充実できるように、取り組んでまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） 都市建設課長、11番、寺田議員の再質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、117ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、中央線道路整備工事費であります。

これにつきましては、無電柱化工事を、昨年度から始めまして、この中央線の整備工事、1,500万で、全体計画は380メートル、そのうちの約40%の進捗となっております。

計画自体につきましては、来年、再来年度をめどに、完成を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

議案第35号に関連する議案第27号の予算につきましては、先ほど、御説明させていただいたように、2、3、4しか積んでおりません。ですから、7の賃金は、今までどおりの支払い方法となります。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

議案第50号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、8ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目地方創生費、13節委託料、直七産地化推進事業委託料についての再質疑にお答えいたします。

今までの経過ということでございますが、平成21年度、22年度の耕作放棄地対策の一環

として、楠山地区の6,000本の植樹も行っておりまして、現在、直七生産組合のほうに出荷している直七のほうは、約2万3,000本というふうになっております。

以前、試験的に数百本の植樹が行われたということは認識しておりますが、詳細のほうはつかんではありません。申しわけありません。

なお、過剰な生産になるんじゃないかという御心配でございますが、この直七果汁につきましては、現在、平成26年度実績で130トンの果汁の生産量となっております。

直七生産組合のほうの事業計画につきましても、将来的には500トン程度の果汁の生産までもっていきたいということでございますので、過剰生産になるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（浦尻和伸君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

小さな予算で大きな成果が得られるように、これからも頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第50号まで」の49議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月12日及び3月13日並びに3月16日から3月20日までは休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日及び3月13日並びに3月16日から3月20日までは休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月12日から3月22日までの11日間は休会し、3月23日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時47分 散会

議案付託表

平成27年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (28件)	議案第2号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第9号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第15号	平成27年度宿毛市一般会計予算について
	議案第16号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第17号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第18号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第19号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第20号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第21号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第22号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第23号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第24号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第25号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第26号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第27号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について
	議案第28号	平成27年度宿毛市水道事業会計予算について
	議案第50号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

総務文教 常任委員会 (7 件)	議案第 29 号	宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
	議案第 30 号	宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について
	議案第 32 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 33 号	宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 34 号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 35 号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
	議案第 42 号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
産業厚生 常任委員会 (14 件)	議案第 31 号	宿毛市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の制定について
	議案第 36 号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第 37 号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第 38 号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 39 号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 40 号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 41 号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 43 号	保育の実施に関する条例を廃止する条例について
	議案第 44 号	指定管理者の指定について
	議案第 45 号	市道路線の認定について
	議案第 46 号	市道路線の認定について
	議案第 47 号	市道路線の認定について
	議案第 48 号	市道路線の認定について
	議案第 49 号	市道路線の認定について

平成27年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第21日（平成27年3月23日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第50号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第50号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第51号から議案第53号まで

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第51号 宿毛市議会基本条例の制定について

議案第52号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第53号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

第3 陳情第26号外2件

第4 委員会調査について

第5 意見書案第1号 最低賃金の引き上げを求める意見書について

-----・・-----・・-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第50号まで

日程第2 議案第51号から議案第53号まで

日程第3 陳情第26号外2件

日程第4 委員会調査について

日程第5 意見書案第1号 最低賃金引き上げを求める意見書について

-----・・-----・・-----

3 出席議員（13名）

1番 高倉 真弓君	2番 山上 庄一君
3番 山戸 寛君	5番 岡崎 利久君
6番 野々下 昌文君	7番 松浦 英夫君
8番 浅木 敏君	9番 中平 富宏君
10番 浦尻 和伸君	11番 寺田 公一君
12番 宮本 有二君	13番 濱田 陸紀君
14番 西郷 典生君	

-----・・-----・・-----

4 欠席議員

なし

-----・・-----・・-----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本 政代 君
議事係長 柏木 景太 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本 年男 君
副市長 安澤伸一 君
企画課長 出口 君 男 君
総務課長 山下 哲郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君
税務課長 岩本 昌彦 君
会計管理者兼会計課長 滝本 節 君
保健介護課長 児島 厚臣 君
環境課長 佐藤 恵介 君
人権推進課長 杉本 裕二郎 君
産業振興課長 黒田 厚 君
商工観光課長 山戸 達朗 君
土木課長 岡崎 匡介 君
都市建設課長 川島 義之 君
福祉事務所長 河原 敏郎 君
水道課長 金増 信幸 君
教育長 立田 壽行 君
教育委員会委員長 増田 全英 君
教育次長兼学校教育課長兼学校教育センター所長 沢田 清隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教センター所長 桑原 一 君
千寿園長 山岡 敏樹 君
農業委員会事務局長 岩田 明仁 君
選挙管理委員会事務局長 河原 志加子 君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（浦尻和伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第50号まで」の49議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第2号から議案第28号及び議案第50号の28議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月12日、13日、16日、17日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月19日に、意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案28件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決し

ました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、第10款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、1節報酬、英語指導助手報酬784万円についてあります。

委員からは、外国語活動アドバイザー派遣事業25万6,000円は何人かとの質疑がありました。

これに対して、執行部からは、具体的には決まっていない。全校で実施するとなると困難性もあり、学校を特定するか、事業実施できる中学校をピックアップする等、検討しているとの回答がありました。

委員からは、退職した英語教諭に、外国語活動を行う学級に、アドバイザーとして入ってもらうことにより、授業方法や指導方法の改善を行うとのことだが、退職した英語教諭に限らず、ボランティア精神で、教育に参加したいという熱意のある方も見つけることも大切である。行政視察で行った愛知県岡崎市の本宿小学校のように、英語支援員による授業の取り組みを予算化する考えはあるのか、との意見が出され、執行部からは、退職した英語教員に限らず、探しているとの回答がありました。

これに対して、委員からは、本格的に英語、英会話中心で授業を行うとすれば、この予算では足りないのではないか。入試に外国語が正式に教科化されることに伴い、全国的に実施しようとしているのであるから、宿毛の子供がおくれをとることになる。もう少し予算的にも拡大して、実施すべきであるとの指摘がありました。

同じく、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、12節役務費、校内清掃手数

料14万円についてであります。

委員からは、清掃時期は、学校が要望する時期なのかとの質疑に、執行部からは、学校が要望する時期に、年に2回実施するとの回答がありました。

委員からは、宿毛市では、用務員の配置がないことから、校内清掃については、教職員、愛校作業で対応していたが、年間2回、業者に委託することは、教職員への負担の軽減を図るために、また安全面から考えても、よいことであるとの意見がありました。

続いて、議案第50号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、第2款総務費、第10項総務管理費、25目地方創生費の沖の島・鵜来島地域資源活用観光事業に関連して、委員からは、これまでの海辺のワイルドレストランの参加者は何名ぐらいか。もう少し予算をふやし、事業規模を拡大してはどうかとの質疑が出され、執行部からは、高知市周辺からの参加者であり、30人から50人程度、このうち、10名ほどはリピーターである。また、少しでも規模を拡大するということは考えているが、沖の島での宿泊施設を確保できないことがあります、困難である、との回答がありました。

これに対し、委員からは、これからは総合戦略が大事である。海辺のワイルドレストランについても、宿毛のシェフとも協力し、魚介類料理にも力を入れ、沖の島だけでなく、宿毛市内の海岸線で実施する等、大きなイベントとして開催をしていただきたい。一度、大きく試すことも必要である。地方創生を大いに活用し、小規模なイベントではなく、大規模なイベントとして入込客が見込まれるような、新しい事業の実施をしていただきたいとの指摘がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第2号別冊、平成26年度宿毛

市一般会計補正予算（第5号）、第2表繰越明許費補正、第8款土木費、第4項都市計画費の中央線無電柱化事業、6,001万5,000円等の繰越明許費についてであります。

委員からは、都市計画費の来年度への繰り越し非常に多い。職員の人手が足りないからではないかとの質問があり、執行部からは、地権者との交渉等に時間がかかり、事業が進まないという状況があった、との回答がありました。

これに対して、委員からは、繰り越しすることで、事業がおくれるだけではなく、民間にお金が回らないことで、経済に与える影響も大きい、との指摘があり、執行部からは、繰り越し分の事業を優先的に実施し、10月から12月ごろには完了できるよう進めていきたいとの回答がありました。

委員からは、予算はできるだけ単年度で処理できるよう、気をつけてもらいたいとの意見がありました。

同じく、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料の1,031万3,000円の減額について、委員からは、対象業務の内容と、減額の理由について質問がありました。

執行部からは、宿毛湾漁協で水揚げされた魚を、消費者のニーズに合わせて加工する業務であったが、中途での退職者が出ていたため、予算の減額となったとの回答がありました。

これに対し、委員からは、せっかくの予算をこれだけ減額しなければならないのは、非常に残念である。この事業が順調に進まないことで、水産物の商品開発や、販売にも悪影響が出るのではないかとの指摘があり、執行部からは、職員数が減ることの影響は、確かにあるとの回答がありました。

続いて、議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計予算、第3款民生費、第2項児童

福祉費、3目私立保育所運営費、19節負担金補助及び交付金、宿毛保育園運営補助金2,655万3,000円と、大島保育園運営補助金3,364万5,000円についてであります。

委員からは、園児数の多い宿毛保育園よりも、大島保育園への運営補助金が多い理由は何か、との質問がありました。

執行部からは、大島保育園の園児数は、宿毛保育園の約半数であるが、園舎の耐震補強工事を行うため、3階建ての大島保育園の工事費用が、宿毛保育園よりも倍以上かかる。そのため、大島保育園の運営補助金が多いとの回答がありました。

続けて、委員からは、園舎の耐震補強工事費用の財源について質問があり、執行部からは、両園とも、これまで建築用基金の積み立て等は行っておらず、耐震改修を行う資金がない。保育園の自主財源だけでは負担できない部分を、運営補助金により補う。保育園運営の主な財源は、市からの委託料であるが、それだけでは立ち行かないため、一定の基準に基づき、補助金を支出しているとの回答がありました。

同じく、第6款農林水産業費、第2項林業費、3目公有林整備事業費、13節委託料、市有林風倒木処理事業委託料114万5,000円について、委員からは、伐採した木材の処理方法について質問があり、執行部からは、伐採分については、木質バイオマス発電所に搬入できるよう、計画しているとの回答がありました。

これに対して、委員からは、この事業における伐採証明書の発行等の事務手続が、一種のサンプルとなることで、民間においても、市有林以外の山林から、伐採した木材のバイオマス発電所への搬入が容易になるのではないか。できるだけ早く、木材が集まりやすく、伐採した木材を出しやすい体制を構築しなければならないとの意見がありました。

同じく、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、幡多広域観光協議会運営補助金、438万円についてであります。

委員からは、宿毛市に幡多広域観光協議会へ補助金を出し続けるメリットはあるのか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、一般旅行や教育旅行の誘致だけではなく、各種スポーツ大会やキャンプの誘致など、スポーツツーリズムへの支援が始まりつつある。市町村単独では、実施しがたい部分を、幡多広域観光協議会で補つてもらいたいと考えており、必要な組織であるという認識は、幡多6市町村で一致している。幡多の市町村が足並みをそろえて、観光振興を実施していくために、宿毛市も積極的に参加をしていきたいとの回答がありました。

続いて、議案第50号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、第2款総務費、第1項総務管理費、25目地方創生費、13節委託料、直七産地化推進事業委託料465万円に関連して、委員からは、直七果汁の瓶詰等の作業は、県外の業者に委託していると聞く。栽培や搾汁だけでなく、瓶詰等も行う工場を宿毛に建設し、直七の商品化を最初から最後まで地元で行うようにはできないのか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、地方創生関連の予算は、現在のところ、ソフト面の補助が中心であり、建物建設等のハード面の事業は、対象にならない。現在のところ、工場を建設する予定はないが、もしも建設するとなれば、直七だけではなく、さまざまな分野の産品を加工、集約する場として整備する必要がある、との回答がありました。

委員からは、産業振興の分野で、総合的に考える必要があり、工場等ができれば、雇用も生

まれ、宿毛市には大きなプラスになるととの意見がありました。

同じく、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、第2款総務費、第1項総務管理費、25目地方創生費、19節負担金補助及び交付金、消費喚起プレミアム商品券発行事業費補助金、4,889万5,000円について、委員からは、事業の内容を問う質問がありました。

執行部からは、宿毛商工会議所が販売するプレミアム商品券に対して、補助を行う。プレミアム率が20%の商品券であり、例えば、1万円の商品券を買えば、1万2,000円分の買い物ができる。基本的に、宿毛商工会議所が発行した商品券は、宿毛市内の店舗のみで使うことができる。販売方法等の詳細な点については、今後、協議していくが、早ければ、4月中には登録店舗の募集を行い、夏ごろから販売を開始し、12月ごろまでを使用期限にしたいとの回答がありました。

さらに、委員からは、商品券の販売に制限等は設けるのか、との質問があり、執行部からは、できるだけ多くの消費を喚起することが目的なので、一人当たりの販売額の上限を5万円程度にしようと検討している。ただ、使用に関する制限が多いほど、販売数が伸びなくなると思うので、できるだけ制限は少なくしたい、との回答がありました。

委員からは、宿毛市の経済に少しでもよい影響を与えるよう、実施してほしいとの意見があり、執行部からは、飲食店やサービス業の分野でも使えるようになるので、さまざまな店舗に対し、積極的に登録への勧誘活動を進めていくとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました28議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託された7議案についての審査結果を、報告いたします。

議案第29号は、宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてあります。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用、短期間勤務職員の任期を定めた採用等の採用について、必要な条例を制定しようとするものであります。

議案第30号は、宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定についてあります。

本案は、現在、本市の所有となっている宿毛市土地開発公社が造成した宿毛東団地分譲地の早期販売、及び住宅建設の促進のため行う事業に活用する事業推進のため、本基金を設置しようとするものであります。

議案第32号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、教育行政の、首長との連携強化等を目的に制定された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職になる等の変更になるため、改正が必要な7条例について、必要な改正をしようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第34号、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与、並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についての2議案につきましては、平成26年度、人事院勧告に準じて、地方における官民格差を解消するため、

平均で2%引き下げる給料表の適用等の必要な改正をしようとするものであります。

議案第35号は、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員等の給与の支払い事務の効率化のため、給与等集中処理特別会計を設置しようとするものであります。

議案第42号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、定期船事業の貨物取扱手数料の徴収方法、及び定期船業務委託料を歩合制から定額制に変更しようとするものであります。

以上、7議案につきましては、担当課から詳しく説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました7議案についての報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案14件についての審査結果を、御報告いたします。

議案第31号は、宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、一定の報告等をしない場合について、市町村が条例の制定をし、過料を科すことになっていますので、正当な理由がなく、必要な報告をしなかった場合に、10万円以下の過料を科すものです。

議案第36号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始により、これまでの利用者の負担金を使用料に変更しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、介護保険法等の改正により、第1号被保険者の保険料に関する規準が、標準6段階から標準9段階に改正されたこと。また、地域支援事業に、新たな事業が追加となりましたが、そのうち、介護予防・日常生活支援総合事業と、認知症施策につきましては、円滑な実施を図るため、関係機関との調整が必要なことから、その実施を猶予することについて、条例の改正をしようとするものです。

議案第38号、宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第39号、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第40号、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第41号、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての4議案は、介護保険法等の改正により、必要な改正をしようとするものです。

議案第43号は、保育の実施に関する条例の廃止についてであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の施行により、保育の実施基準等を条例で定める必要がなくなったため、本条例を廃止しようとするものです。

議案第44号は、指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、特別養護老人ホーム千

寿園の管理者を、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間、社会福祉法人宿毛福祉会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

これに関連して、委員からは、指定管理体制になると、現在の千寿園の正規職員が市役所の一般事務職等に移行するということだが、介護や調理の専門職であった職員が、内容が全く違う業務に適応できるのか心配している。できるだけ職員との話し合いを重ね、支援できる体制を構築してほしい、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、現場の職員には、さまざまな不安があると思うが、職員研修の体制等を構築し、少しでも不安を軽減できるよう、人事を所管する総務課とも協議を続けていくとの回答がありました。

議案第45号から議案第49号までの5議案は、市道路線の認定についてであります。

本案につきましては、鹿島2号線、東竹石4号線、横平2号線、横平3号線、横平4号線の5路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、14議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありません

ので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第14号まで、議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで、議案第32号から議案第36号まで、並びに議案第38号から議案第43号まで、議案第45号から議案第50号まで」の44議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第14号まで、議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで、議案第32号から議案第36号まで、並びに議案第38号から議案第43号まで、議案第45号から議案第50号まで」の44議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第14号まで、議案第16号から議案第23号まで及び議案第25号から議案第30号まで、議案第32号から議案第36号まで、並びに議案第38号から議案第43号まで、議案第45号から議案第50号まで」の44議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第15号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。

8番議員の浅木です。

ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第15号、平成27年度宿毛市一般会計予算についてであります。

先ほど、この議案を審査した予算決算常任委員長から、原案可決と報告がありました。私はこの委員長報告に反対する立場から討論いたします。

宿毛市議会における一般会計予算案の賛否について、日本共産党は、中西市長の1期目からは、修正案や附帯決議への賛成など、一部に異議があつても、全体としては賛成の立場をとつてきました。

しかし、この議会に提出されている平成27年度一般会計予算（案）では、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費の19節負担金補助及び交付金の中に、宿毛湾港寄港促進補助金、42万5,000円が計上されています。この補助金の目的は、艦船などの寄港促進を行うための事業に対する補助金となっています。

そして、事業対象者と事業手段は、（仮称）宿毛港湾利活用促進協議会が行う寄港促進事業に対して、補助金を交付するものとなっています。

そして、成果目標では、多くの艦船等が、宿毛湾港へ寄港することで、乗組員が宿毛市内の飲食店等を利用し、経済効果が見込まれるとしております。

この予算の事業説明は、2013年2月13日付で、……………から、宿毛市議会へ提出された宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊等誘致についての請願書にある、物流や観光による地域経済浮揚のかぎといえる、と共に通するものであります。

我が党も、客船などの誘致なら、漁民の生活に支障を來さない限り歓迎しますが、艦船の艦は軍用船であり、戦争用具であります。

宿毛湾港へ自衛艦や米艦など、次から次へと

入港し始めると、漁業への影響はもとより、衝突事故によって宿毛の市民の命も奪われます。

また、多数の軍用船の入港実績は、宿毛商工会議所が求めた宿毛湾港の潜水艦等の準基地化を促進させるものとなります。

今、国会では、安倍内閣が集団的自衛権行使するための立法を急いでいます。この法律ができれば、アメリカ軍と肩を並べて、世界中、どこへでも自衛隊を派遣するようになります。

今年度予算でも、社会保障関係費は自然増まで大幅に減額し、軍事関係予算は大幅にふやしています。

こうした軍事予算の獲得のために、宿毛湾港を軍港化の犠牲にするべきではありません。

民間団体が、自費で寄港促進運動をする自由はありますが、宿毛湾港の軍事利用を拡大するために、宿毛市の税金を使うことには、我が党は絶対反対の立場です。

一人会派のため、修正案が提案できないので、本予算全体に反対します。

宿毛湾の軍事利用拡大に反対される皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第24号」について、討論

に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第24号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第31号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番、ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第31号、宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてであります。

先ほど、この議案を審査した産業厚生常任委員長から、原案可決と報告がありました。私はこの委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、当該者を過料に科する条例であります。

条例の第2条では、その過料の額を10万円以下と規定しております。

また、同じ2条で、過料に該当する行為を定めていますが、1号では、正当な理由なしに、法の規定による報告、もしくは物件の提出や提示をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の物件の提出や提示をしたり、当該職員の質問に対して、答弁をしなかったり、虚偽の答弁をしたもののは過料に科すとなっています。

2号では、正当な理由なしに、法の規定による報告もしくは物件の提出や提示をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の物件の提出や提示をしたり、また当該職員の質問に対して、答弁しなかったり、虚偽の答弁をしたり、検査を拒み、妨げ、あるいは忌避したものは、過料に科すとなっています。

3号では、法の規定による支給認定証の提出や返還を求められたのに、応じなかつたものは過料に科す、となっています。

このたびの保育制度の改定では、保育を受けられる基準を厳しくするとともに、行政の側は、子供の事故にもつながる、無資格者による保育まで認めておきながら、保護者等に対しては、支給認定証の提出云々のささいなことで、最高10万円もの過料を科すというものであります。

私は、この議会の一般質問でも取り上げたように、日本の少子化は急速に進んでおり、その原因の第一が、若者の低収入であり、2番目が子育てしにくい社会環境がつくられていることがあります。

特に、2番目の子育てしにくい社会環境は、行政の努力で簡単に改善できることは、幾つかの市町村で既に実行、証明済みであります。

低賃金で苦しみながらも、けなげに子育てをしている若者を、ささいなことで過料にするべきではありません。子育て世帯を、行政として精いっぱいの支援をしながら、もし不都合なことがあったとしても、過料を科すことに落とし込むのではなく、納得いく説明をし、制度への理解と協力を得るべきであります。

こうした観点から、私は、この過料条例は制定すべきではないと考え、この議案を否決することに御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第31号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第31号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第37号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番、ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、議案第37号、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほど、この議案について、産業厚生常任委員長から、原案可決の報告がありましたが、私は、委員長報告に反対する立場で討論いたします。

この議案は、4月から第6期事業計画で、宿毛市の介護保険料を改定しようとする条例案であります。

内容は、これまでの6段階から3段階ふやし、9段階にするとともに、介護保険料は中位段階を引き下げ、世帯非課税の下位段階と、上位段階は引き上げようとするものであります。

特に、新中位段階では、年額1万7,382円も引き上げられ、10万7,202円にはね上がります。

また年齢層では、64歳以下の保険料は若干下がりますが、65歳以上の高齢者の保険料は引き上げられます。

介護保険制度は、2000年に、政府が月額2,000円程度の保険料だからといって、国民の反対を押し切って導入しましたが、それを見直すと、2.5倍を超える額に引き上げてしましました。

こうした引き上げは、高齢者社会が進行し、介護に係る総経費がふえているにもかかわらず、社会保障として、国が負担すべき財源を繰り入れていないことにあります。

地方自治体としては、国に国庫負担の増額を求めるとともに、他の自治体のように、一般財源を繰り入れてでも、市民の保険料負担を軽減すべきであります。

また、このたびの改定では、介護保険料だけではなく、要支援者の介護給付からの縮め出しや、今、年1割の利用者負担を一定以上の所得がある人は2割にするとしています。

さらに、原則として、要介護3以上でなければ、特別養護老人ホームには入所させない。また、自己負担となっている食費や居住費について、低所得者には補足給付がありますが、これも一定以上の預貯金があれば打ち切られます。

これを打ち切られると、毎月、4万ないし6万円の負担増となり、入所の継続が困難となります。このように、第6期事業計画では、保険料だけでなく、介護保険の利用を困難にする制度が組み込まれており、保険料あって介護なしといわれる制度にされつつあります。

こうしたことから、日本共産党は、宿毛市民に苦難を押しつけるこの条例案に反対するものであります。

市民の苦しみに心を寄せる皆様の御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第37号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第37号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第44号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第44号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって「議案第44号」は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

----- · ----- · -----

午前11時01分 再開

○議長（浦尻和伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第51号から議案第53号まで」の3議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

議案第51号から議案第53号までの3議案

について、提案理由の説明を行います。

議案第51号は、宿毛市議会基本条例の制定についてであります。

本件につきましては、今定例会初日の議会基本条例調査特別委員会最終報告にもありましたように、平成25年の特別委員会の設置以降、議会基本条例の調査研究を行い、制定に向けて、鋭意取り組んでまいりました。

地方議会が二元代表制の一翼を担う機関として、その果たすべき責務と役割を明確にすることが求められる中、宿毛市議会では、これまで取り組んできた議会改革を基礎として、さらなる議会活動の活性化を目指し、将来にわたり、議会及び議員のあるべき姿を示すために、宿毛市議会基本条例を制定しようとするものであります。

このたび、前文及び第1章から第10章までの全19条で構成された条例案を作成いたしましたので、その概要について、説明いたします。

まず、前文では、議会基本条例が必要とされる背景、制定の理由、条例の位置づけ等を明らかにしております。

第1章の目的では、議会基本条例の目的を、市制の健全な発展と、市民生活の向上に寄与することと、明確に定めております。

続きまして、第2章では、市民の代表機関である議会の運営原則と、自由な討議の推進を重んじ、市民全体の代表者として、活動すべき議員の活動原則及び議会の会派について、定めております。

第3章では、議会への市民参加と連携を促進させるための方法について定めるとともに、議会報告会、政策意見交換会について、規定しております。

第4章では、議会と行政との緊張関係を保持する手段として、一問一答方式の導入、反問権の付与、文書質問等について、規定しております。

す。

さらには、重要な計画、政策等について、説明を求めるなどを定めております。

第5章の議会機能の強化については、議員協議会の活用、議員間の自由討議の推進、議員研修の充実、議会広報活動の充実について、規定しております。

続きまして、第6章では、議会及び議員の活動を補佐すべき議会事務局の体制整備について、定めております。

第7章では、政務活動費の適正な執行と、市民への説明責任等について、定めております。

第8章では、議員の定数及び報酬について、その適正な数及び額について、任期中に検証を行うこと、また市民の代表としての議員の政治倫理について、定めております。

第9章では、この基本条例の規定について、市民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、継続的な検討を行うことを定めております。

最後に、第10章として補則事項を規定し、附則として、平成27年4月1日より、この宿毛市議会基本条例が施行されることを規定しております。

以上が、宿毛市議会基本条例の概要であります。この宿毛市議会基本条例は、これから議会及び議員の活動原則、また将来にわたり、議会改革の取り組みを継続していく基盤となるものであります。

さらに、議会及び議員活動の理念と概略を、市民に対し、明確に示すことで、より市民に開かれた議会となることを願い、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号は、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、宿毛市議会基本条例の制定に伴い、これまで許可制でありました委員

会の傍聴について、原則公開とすること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行にあわせ、執行機関側の説明のための出席義務を定めた地方自治法第121条の規定が改正されることに伴い、必要な改正をしようとするものであります。

次に、議案第53号は、宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

本件につきましては、宿毛市議会基本条例の制定を機に、これまで、正規の議会活動としての位置づけがなかった議員協議会について、議案の審査及び議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、会議規則に規定することで、正規の議会活動として位置づけるものであります。

以上で、議案第51号から議案第53号までの3議案について、提案理由の説明とさせていただきます。

ただいま説明をさせていただきました議会基本条例は、ここにおられる12名の議員の皆様、そして私、そして、既に宿毛市議会は去っておられます、前今城市議会議長とともに、14名みんなでつくり上げてきた条例だと思っております。

私は、今議会を機に、4月の選挙には出馬いたしませんので、この議会基本条例のもとで、市議会議員として活動することはできませんが、この議会基本条例が宿毛市議会の羅針盤となるものだと確信をしております。

本日、ここにおられる皆さん、同僚議員全員の賛同をいただきまして、どうか制定いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（浦尻和伸君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたい思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第51号から議案第53号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（浦尻和伸君） 全員起立であります。

よって「議案第51号から議案第53号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3「陳情第26号外2件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第26号外2件」の3件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、陳情第27号及び28号の審査結果の御報告をいたします。

初めに、陳情第27号、最低賃金の大幅引き上げ全国一律の最低賃金制度を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、……………

……………より提出されたものであります。

内容といたしましては、政府が掲げる地方創生を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と不正規の格差は正と、最低賃金の底上げによって、地方で働き、暮らし続けられる制度づくりが重要である。

既に非正規労働者が家計の主たる生計者となっている現状も踏まえれば、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律の最低賃金制度の制定について、政府に速やかに対策を講じるよう、意見書の提出を求める陳情であります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、委員からは、全国一律の最低賃金制度の実施は、高知県においては、中小零細企業に与える影響が多いため、困難である。

また、その財源について、政府に求めるということについても、曖昧な部分が生じるのではないか。

全国一律の最低賃金制度を政府に求めるとなれば、宿毛市としても、バックアップする必要があり、安易に採択できる内容ではない。

市議会として採択するのであれば、実効性のある意見書にすべきである、との意見が出され、さらに全国一律の最低賃金制度は除き、最低賃金の引き上げの部分だけであるならば、採択できるという意見が出されました。

採決の結果、全会一致で一部採択すべきものと決しました。

次に、陳情第28号は、公契約条例の制定を国と県に求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、……………

……………より提出されたものであります。

内容といたしましては、地域企業の経営と、そこで働く労働者の生活を守り、地域へ貢献で

きる企業を育てるための施策実現のために、国と県に対して、労働者の適正な賃金確保と、地域企業の活性化と後継者育成の観点から、公契約条例の制定に向けた施策を速やかに講じる意見書の提出を求める陳情であります。

陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、委員からは、一定の適正価格を遵守し、公契約を行う際には、賃金保障をするような国の規制、県の条例を制定していただきたいとの意見が出される一方、最低賃金が引き上がった場合、公契約条例の制定をする必要はないということになる。

また、市が発注した事業についての最低賃金のみが引き上げられることになればいいわけではなく、全てにおいて、底上げが必要であるとの意見が出されました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情2件についての御報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第26号の審査結果を報告いたします。

本陳情は、……………
……………より、12月議会に提出され、継続審査となっていたものであります。

内容といたしましては、政府が農業の成長産業化に向けた農協改革の推進を決定する中、JAグループは、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化の三つの基本目標を掲げ、みずからの事業、組織の改革に徹底して取り組む自己改革案を決定し、公表しています。

一方で、政府側には、准組合員の事業利用制限や、全農の株式会社化、中央会の一般社団法人化などを求める意見が強く、これらの改革が

進められると、JAグループの弱体化や、組織解体につながり、地域農業の振興や、地域の活性化など、JAグループが果たしてきた役割が継続できなくなり、地方の衰退につながる恐れがあることから、JAグループの自己改革案の内容を反映した改革を行い、自己改革案で目指す農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化が実現できるよう、政府に対して、意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、12月議会中にJAグループより、参考人の出席を求め、自己改革案の内容や、政府の方針に対する考え方などの詳細な説明を受け、質疑を行うなど、慎重に審査をしましたが、さらに改革案の内容に精査が必要とのことで、閉会中の継続審査としておりました。

今定例会の審査の過程では、ことし2月には、全農業協同組合中央会の一般社団法人化、准組合員の利用制限の見送り、JA全農を株式会社に転換できるようにする一方、下部組織の都道府県中央会は、連合会として残すなどの、政府の改革案をJA全中も受け入れている。

農協改革は、一定の方向性で決着しつつあるので、意見書を提出する状況ではないのではないか、との意見や、地域農業の振興や、地域の活性化を果たすために、JAグループがみずからの組織改革を進めてきたという、陳情の趣旨は十分に理解できる、との意見がありました。

以上のように、慎重に審査をした結果、政府とJAグループにおいて、農協改革の方向性がほぼ同意を得ている現状では、JA側の求める意見書の提出はできないが、農業と地域のために全力を尽くし、食と農を基軸として、地域に根差した協同組合としての役割を果たすため、みずからの事業、組織の改革を行っていくという、陳情の趣旨はくみ取るべきとの結論に達し、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第26号及び陳情第27号の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第26号及び陳情第27号の2件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、陳情第28号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから討論を行います。

私が討論を行うのは、陳情第28号についてであります。

先ほど、この陳情を審査した総務文教常任委員長は、不採択にしたと報告がありましたので、私はこの委員長報告に反対する立場から討論を

いたします。

この陳情は、
が、国には公契約法制定を、県には公契約条例の制定を求める意見書提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

公契約条例は、公的機関が発注する委託事業等について、発注事業の質の確保と、適正な労働条件の確保等を目的として、制定するものであります。

仕事確保のための過当競争により、低価格で業務を受注した業者は、企業利益を上げるため、ビル建築等で低質の構造物をつくり、社会問題化しました。

また、最近では、地震対策工事で不良資材を使い、問題になっています。

また、労働者には、低賃金や長時間労働を押しつけるなど、労働基準法も無視した業務をさせるブラック企業の横行が社会問題となっております。

このような傾向は、公的事業にもあらわれ始め、貧困と格差を拡大し、官制ワーキングプアという言葉を生み出しています。

こうした実態を解消するため、地方の住民の福祉と暮らしの向上を図る立場に立つ地方自治体は、公契約条例を制定しつつあります。その数は、全国で約800自治体に達しつつあります。

公契約条例を制定したある自治体では、入札を総合評価方式とし、その実施ガイドラインを作成しています。

そのガイドラインでは、導入の目的は、過度な低価格競争による入札が、工事の品質低下をもたらし、市民生活や、補修並びに修繕費の増加で、財政面に影響を及ぼし、また低価格入札によるダンピング受注が労働者の低賃金、不安定雇用などの労働条件悪化を招いているとしています。

また、労働条件の維持や改善のためには、業者に設計労務単価に近い賃金を払わすことを、条例で定めている自治体もあります。

このように、地方自治体では、公契約条例を制定し、頑張っていますが、政府にこうした動きが見られないため、全国市長会は、公契約法の制定を求める要望書を政府に提出しています。

公契約条例をめぐるこうした情勢のもとで、この陳情は高知県の実態をよく知る……………が、労働者の適正な賃金確保と、地域企業の活性化と、後継者育成の観点から、国は公契約法の制定を、高知県には公契約条例の制定を求めているものであります。

今、議場におられる皆さんも、宿毛市の労働者の生活困難な実態は、よく御存じのことと思います。

労働者の所得向上、市民生活の向上のためにも、この意見書採択に御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第28号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浦尻和伸君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第4「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議

規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第5、意見書案第1号「最低賃金の引き上げを求める意見書について」を議題いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、意見書案第1号の提案理由の説明をいたします。

本案は、労働者、国民の生活実態が依然として厳しい状況に置かれており、格差と貧困がより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と、不安定雇用の拡大であり、非正規雇用者の増加も、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させている。

このような状況のもと、政府が掲げる地方創生を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠である。また、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金を底上げすることにより、地方で働き、暮らし続けられる制度づくりをすることが重要である。

以上のことにより、政府に最低賃金を引き上げるための施策を速やかに講じるよう、強く求めるものです。

よろしく御審議の上、御賛同をいただきますようお願いして、提案理由の説明といたします。

○議長（浦尻和伸君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（浦尻和伸君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出があり

ますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会しました今期定例会は、本日までの21日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議いただき、御提案申し上げました50議案全てを、原案どおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や、質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討いたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成27年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、厳しい財政状況が続いており、限られた財源の中で、効率的、効果的な行政運営をしていかなければならないと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今議会は議員の皆様には、任期最後の定例会となりました。この4年間、市政発展のために、日夜御活躍をいただきますとともに、大変貴重な御指導、御助言をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

特に、今期をもって御勇退される議員の皆様におかれましては、大変長きにわたりまして、本市の発展のために多大な御尽力を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。

どうか健康に御留意されまして、今後とも市政発展のために御指導、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、再度の出馬を予定されておられます議員の皆様におかれましては、再びこの議場でお会いできますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（浦尻和伸君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成27年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議會議長 浦尻和伸

議員 高倉真弓

議員 山上庄一

平成27年3月19日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 2号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当

議案第 14 号	平成 26 年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 15 号	平成 27 年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適 当
議案第 16 号	平成 27 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 17 号	平成 27 年度宿毛市べき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 18 号	平成 27 年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 19 号	平成 27 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 20 号	平成 27 年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 21 号	平成 27 年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 22 号	平成 27 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 23 号	平成 27 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 24 号	平成 27 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 25 号	平成 27 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 26 号	平成 27 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 27 号	平成 27 年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第 28 号	平成 27 年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適 当
議案第 50 号	平成 26 年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

平成27年3月16日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第30号	宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第32号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第42号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成27年3月17日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第31号	宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第36号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第37号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第38号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第40号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第43号	保育の実施に関する条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第44号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第45号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第46号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第47号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第48号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第49号	市道路線の認定について	原案可決	適 当

平成27年3月16日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺田 公一

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第27号	「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について	一部採択	一部妥当
第28号	「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書の提出について	不採択	不適当

平成27年3月17日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第26号	J A グループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について	趣旨採択	趣旨妥当

平成27年3月16日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年3月17日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年3月19日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸 殿

議会運営委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年3月23日提出

提出者	宿毛市議会議員	寺田公一
賛成者	宿毛市議会議員	山上庄一
"	"	高倉真弓
"	"	浅木敏
"	"	中平富宏
"	"	宮本有二

宿毛市議会議長 浦尻和伸 殿

説明 口頭

最低賃金の引き上げを求める意見書

厚生労働省が発表した昨年11月の有効求人倍率は1.12倍と22年6カ月ぶりの高い水準であった。また、完全失業率は、3.5%と前年同月と比較して30万人減少し、54カ月連続の減少となった。また、労働者の賃金は2%上昇し、雇用も100万人増加している。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡大である。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって17カ月連続で減少している。この間、非正規雇用者は増加する一方で正規雇用は減少し、いまや非正規雇用者は2,000万人を超え、その割合は38.2%（2014年2月）で過去最高となっている。そして、その多くが年収200万円以下のワーキングプアで、その数も1,119万人と過去最高となった。さらに、貯蓄ゼロ世帯は1,550万世帯で、2012年と比較すると250万世帯増加し、その比率も31%にのぼる。非正規雇用者の増加は、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させていく。

政府が掲げる「地方創生」を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度づくりが重要である。

以上のことにより、政府に次の事項につき、速やかに対策を講じるよう強く求める。

記

1 最低賃金を引き上げるための施策を早急に講じること。

平成27年3月23日

高知県宿毛市議会議長 浦尻和伸

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

中央最低賃金審議会会长殿

高知地方最低賃金審議会会长殿

高知労働局長殿

一 般 質 問 通 告 表
平成27年第1回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	7番 松浦英夫君	1 地方創生の取り組みについて（市長） 2 公共交通の充実について（市長） 3 鍼灸施術費用に対する補助金創設について（市長）
2	2番 高倉真弓君	1 地方創生について（市長） (1) 雇用問題について (2) 少子化対策について (3) 男女参画について 2 教育問題について（教育長） (1) いじめ、不登校の現状について (2) 市民聴講制度について 3 難聴地域の解消について（市長） 4 市道栄喜芳ノ沢線の整備について（市長）
3	5番 岡崎利久君	1 宿毛マラソンについて（市長） 2 ふるさと納税制度について（市長） 3 認知症対策（新オレンジプラン）について（市長）
4	6番 野々下昌文君	1 地方創生に向けた本市の取り組みについて（市長） (1) 国の長期ビジョン、総合戦略における市長の見解について (2) 本市の地方版総合戦略策定の方向性について (3) 実施中の振興計画との整合性について 2 国の補正予算と新年度予算について（市長） (1) 26年度補正予算案と地域経済の再生について (2) 本市の歳入見通しについて (3) 子ども・子育て支援制度の予算について (4) 地方創生元年の新年度予算の活用について (5) 市長の新年度予算編成にあたっての決意について
5	2番 山上庄一君	1 市長の経済観について（市長） 2 鳥獣害防止を踏まえたジビエ料理等の商品開発について（市長） 3 宿毛市のネット環境の整備状況について（市長） 4 議会答弁における「検討する」に対する経過報告について（市長）

6	13番 濱田陸紀君	<p>1 避難場所への避難小屋の整備について（市長）</p> <p>2 避難道整備について（市長）</p> <p>3 すぐもサニーサイドパークの家賃について（市長）</p>
7	11番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 火災への対応について</p> <p>ア 消火栓の配置と水圧の現状について</p> <p>イ 防火水槽の設置について</p> <p>ウ 小筑紫保育園の火災について</p> <p>(2) 宿毛マラソンの現在の状況について</p> <p>ア 実行委員会の現状について</p> <p>イ ボランティアの状況について</p> <p>(3) 産業祭について</p> <p>ア 4月に行なうようになった経過について</p> <p>イ 産業祭の内容について</p> <p>(4) 市政運営の自己評価について</p> <p>ア 財政調整基金の現状と今後の建設事業の計画について</p> <p>イ 計画性のある振興計画について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）</p> <p>(1) 4月からの教育委員会の体制について</p>
8	8番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 在任3年半の行政執行の評価について</p> <p>(2) 自衛隊拠点誘致について</p> <p>2 市人口の増加策について（市長）</p> <p>(1) 生活できる職場づくりについて</p> <p>(2) 住宅支援について</p> <p>(3) 子育て支援について</p> <p>3 森林整備と林産業の振興について（市長）</p> <p>(1) 市有林の整備状況と今後について</p> <p>(2) 民有林の整備について</p> <p>(3) シカの食害対策について</p> <p>(4) 多面的機能が發揮しやすい森林経営について</p> <p>(5) 林産加工業について</p> <p>(6) 木質バイオマスの活用について</p>

平成 27 年第 1 回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月23日	同 意
第 2 号	平成 26 年度宿毛市一般会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 3 号	平成 26 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 4 号	平成 26 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 5 号	平成 26 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 6 号	平成 26 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 7 号	平成 26 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 8 号	平成 26 年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 9 号	平成 26 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 10 号	平成 26 年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 11 号	平成 26 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 12 号	平成 26 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 13 号	平成 26 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 14 号	平成 26 年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 15 号	平成 27 年度宿毛市一般会計予算について	3月23日	原案可決
第 16 号	平成 27 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第 17 号	平成 27 年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月23日	原案可決

第18号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第19号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月23日	原案可決
第20号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第21号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第22号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第23号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月23日	原案可決
第24号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第25号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第26号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月23日	原案可決
第27号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について	3月23日	原案可決
第28号	平成27年度宿毛市水道事業会計予算について	3月23日	原案可決
第29号	宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第30号	宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について	3月23日	原案可決
第31号	宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第32号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第34号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第35号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決

第36号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第37号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第38号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第39号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第40号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第41号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第42号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第43号	保育の実施に関する条例を廃止する条例について	3月23日	原案可決
第44号	指定管理者の指定について	3月23日	原案可決
第45号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第46号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第47号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第48号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第49号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第50号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	3月23日	原案可決
第51号	宿毛市議会基本条例の制定について	3月23日	原案可決
第52号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第53号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	3月23日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第26号	J A グループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について	3月23日	趣旨採択
第27号	「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について	3月23日	一部採択
第28号	「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書の提出について	3月23日	不採択